

寝屋川市
都市計画
マスタープラン

寝屋川市
都市計画
マスタープラン

魅力と活力にあふれる 元気都市 寝屋川をめざして



昨年、本市はお蔭様で市制施行60周年を迎えました。市制施行時には約3万人であった人口も現在では24万人となり、府内有数の都市へと発展いたしました。

この間、本市では、平成9年4月に策定した「寝屋川市都市計画マスタープラン」における都市づくりの基本理念と将来都市像を踏まえ、寝屋川市駅東地区及び香里園駅東地区の市街地再開発事業を進めるとともに、平成22年3月に開通した第二京阪道路沿道地区においては、寝屋南土地区画整理事業を行うなど、地域特性を活かした計画的なまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会情勢が大きな変化を迎える中、まちづくりの考え方もこれまでの量的拡大から質的充実へ大きく移行し、成熟社会にふさわしいまちづくりが求められるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、このたび「第五次寝屋川市総合計画」において掲げる本市の将来都市像である「魅力と活力にあふれる 元気都市 寝屋川」の実現に向け、今後10年間のまちづくりの方向性とその実現方策を示す、「寝屋川市都市計画マスタープラン」の改定を行ったところでございます。

今後は、本プランに基づき、「ゆとり・にぎわい・うるおいある都市空間の創造」をめざすとともに、市民の皆様と協働しながら、地域特性を活かした計画的なまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの改定にあたりまして、寝屋川市都市計画マスタープランワークショップや市民意識調査などで、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

寝屋川市長 馬場 好弘



序 都市計画マスタープランの役割と構成

- 1 都市計画マスタープランの役割 ——— 8
- 2 都市計画マスタープラン改定の背景 — 9
- 3 都市計画マスタープランの構成 ——— 10
- 4 都市計画マスタープランの ——— 10
目標年度と位置づけ

第1部 全体構想編

第1章 将来都市像の実現に向けて

- 1 第五次総合計画が目指すべき ——— 12
まちの姿と都市デザイン
- 2 都市空間形成の歩みと ——— 14
目指すべき方向
- 3 目指すべき将来都市構造 ——— 18

第2章 将来の都市空間形成に向けた 都市計画分野の方針

- 1 土地利用に関する方針 ——— 24
- 2 市街地整備等の方針 ——— 28
- 3 道路・交通体系整備の方針 ——— 30
- 4 その他都市施設整備の方針 ——— 32
- 5 都市計画と連携して進める魅力ある — 34
都市空間づくりの方針

第2部 地域別構想編

第1章 地域別構想の位置づけと 地域区分について

- 1 地域別構想の位置づけ ——— 40
- 2 地域区分について ——— 41

第2章 地域別構想

1. 北西部地域

- 1 地域の概況 ——— 42
- 2 地域の現況と特性 ——— 43
- 3 地域の課題 ——— 46
- 4 地域の目標 ——— 48
- 5 将来の都市空間形成に向けた ——— 49
都市計画分野の方針
- 6 整備方針図 ——— 51

2. 北東部地域

- 1 地域の概況 ——— 53
- 2 地域の現況と特性 ——— 54
- 3 地域の課題 ——— 57
- 4 地域の目標 ——— 58
- 5 将来の都市空間形成に向けた ——— 59
都市計画分野の方針
- 6 整備方針図 ——— 61

3. 西部地域

- 1 地域の概況 ————— 63
- 2 地域の現況と特性 ————— 64
- 3 地域の課題 ————— 67
- 4 地域の目標 ————— 68
- 5 将来の都市空間形成に向けた
都市計画分野の方針 ————— 69
- 6 整備方針図 ————— 71

4. 中央部地域

- 1 地域の概況 ————— 73
- 2 地域の現況と特性 ————— 74
- 3 地域の課題 ————— 77
- 4 地域の目標 ————— 78
- 5 将来の都市空間形成に向けた
都市計画分野の方針 ————— 79
- 6 整備方針図 ————— 81

5. 東部地域

- 1 地域の概況 ————— 83
- 2 地域の現況と特性 ————— 84
- 3 地域の課題 ————— 87
- 4 地域の目標 ————— 88
- 5 将来の都市空間形成に向けた
都市計画分野の方針 ————— 89
- 6 整備方針図 ————— 91

6. 南部地域

- 1 地域の概況 ————— 93
- 2 地域の現況と特性 ————— 94
- 3 地域の課題 ————— 97
- 4 地域の目標 ————— 98
- 5 将来の都市空間形成に向けた
都市計画分野の方針 ————— 99
- 6 整備方針図 ————— 101

終 新たなまちづくりに向けて

- 1 市民の参画・市民との協働による
まちづくりに向けて — 105
- 2 まちづくり推進体制の充実 ——— 106
- 3 都市計画マスタープランの
進捗管理と見直しについて ——— 106

資料編

- 1 寝屋川市都市計画マスタープラン — 108
策定委員会の概要
- 2 寝屋川市都市計画マスタープラン — 112
ワークショップの概要
- 3 前寝屋川市都市計画マスター
プランの施策の体系と進捗の概況 — 115
- 4 用語解説 ————— 116

【序】 都市計画マスタープランの 役割と構成

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川

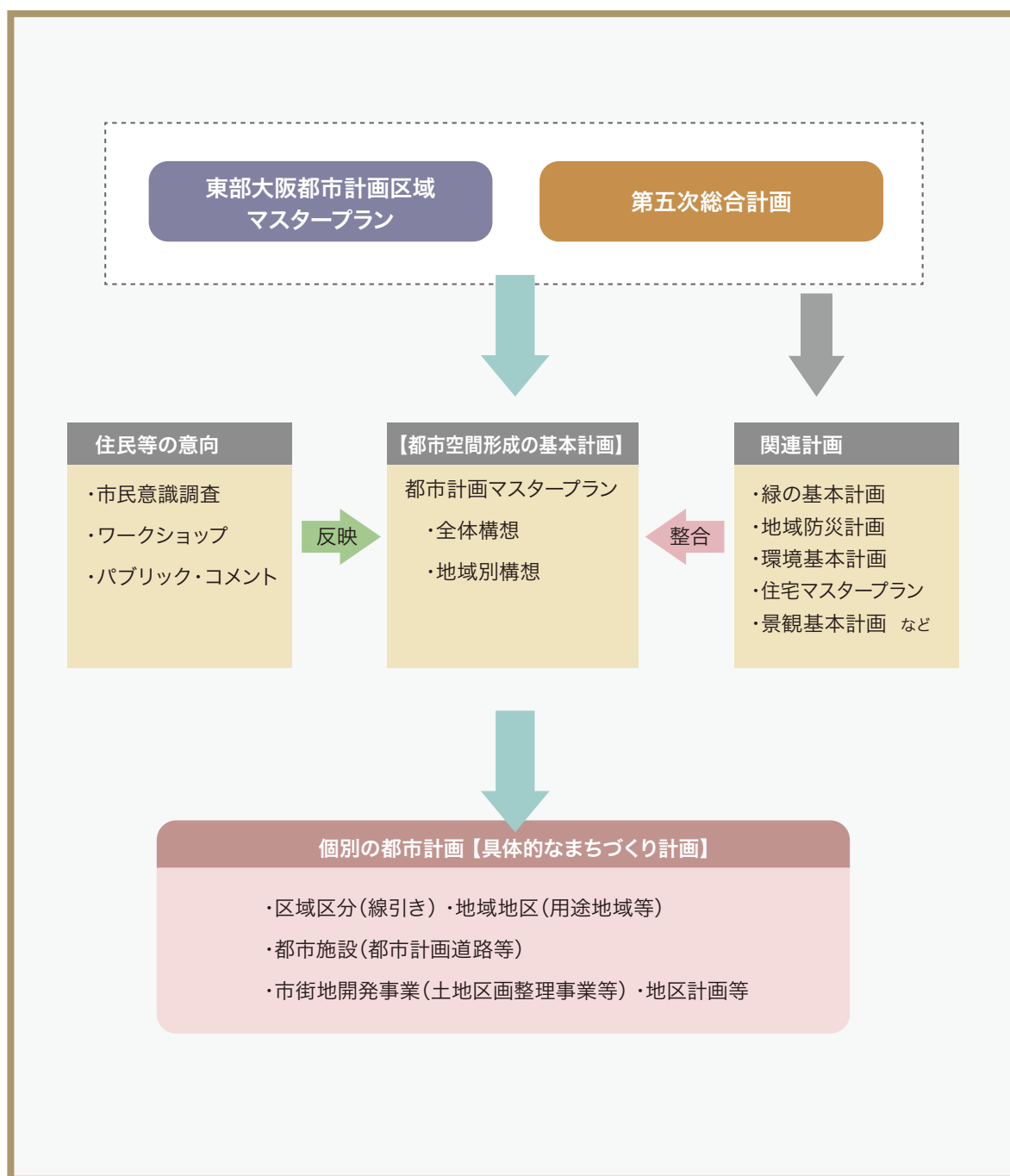


1 都市計画マスタープランの役割	8
2 都市計画マスタープラン改定の背景	9
3 都市計画マスタープランの構成	10
4 都市計画マスタープランの目標年度と位置づけ	10

都市計画マスタープランの役割と構成

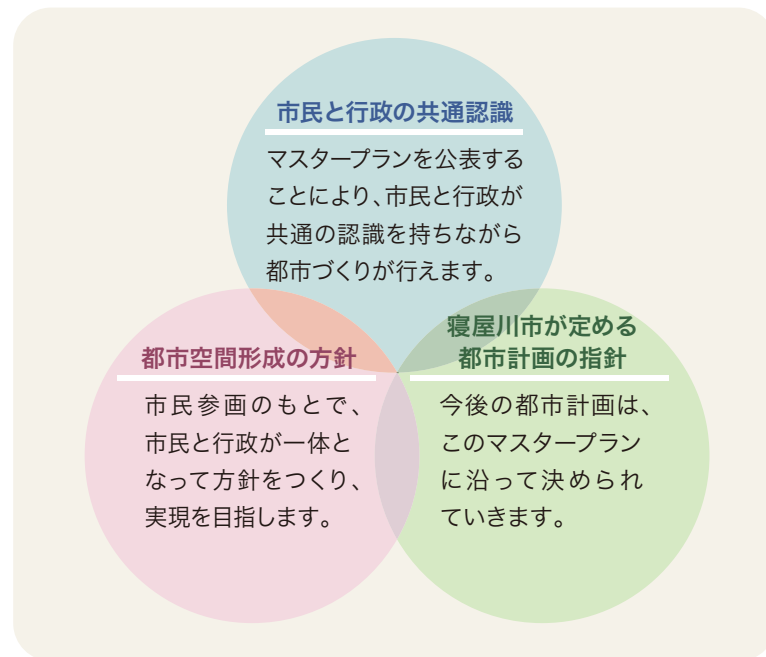
1 都市計画マスタープランの役割

寝屋川市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2に示されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、第五次寝屋川市総合計画（以下、「第五次総合計画」という。）において示された本市の将来都市像の実現に向け、都市空間形成におけるまちづくりの方向とその実現方策を示すものです。



また、都市計画マスタープランは、次のような役割を担うものです。

- ◆市民と行政の共通認識
- ◆都市空間形成の方針
- ◆寝屋川市が定める都市計画の指針



2 都市計画マスタープラン改定の背景

近年、わが国の少子高齢化の進展は著しく、今後も全国的な人口減少が予測される中で、平成18年には大阪府都市計画審議会から「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」の答申を受けるなど、まちづくりの考え方においても、これまでの成長によって得た豊かさを維持しながら質的充実を図り、質の高い都市空間・都市ストックの必要性が求められるなど、量的拡大から質的充実へと大きく移行し、まさしく成熟社会としてのまちづくりが求められています。

また、近年におけるまちづくり三法の改正や景観法の制定など、まちづくりをとりまく新たな法整備がなされるとともに、都市計画道路等の見直しや都市計画区域の再編（広域化）など、都市計画の考え方にも大きな変化が生じてきています。

本市においては、平成9年4月に策定した前寝屋川市都市計画マスタープラン（以下、「前都市計画マスタープラン」という。）の策定から概ね10年が経過するとともに、第二京阪道路の開通や鉄道駅を中心としたまちづくりが行われるなど、これまで着実に都市空間形成を推進してきました。

このような現状を踏まえるとともに、平成23年3月に策定した第五次総合計画に基づき、ゆとり・にぎわい・うるおいある都市空間の創造を目指し、地域特性を活かした計画的なまちづくりを進めるため、前都市計画マスタープランの改定を行うものです。

3 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、次の2編で構成します。

(1) 全体構想編

第五次総合計画において示された本市の将来都市像の実現に向け、市域全体のまちづくりの方向を示します。

また、都市計画によるまちづくりに係る各種施策の展開方向を示します。

(2) 地域別構想編

日常生活圏域などをもとに、市域を6つの地域に分け、それぞれの地域が有する特性や市民のまちづくりへの意向を踏まえながら、全体構想に基づくまちづくりにおける役割や目指すべき方向を示します。

4 都市計画マスタープランの目標年度と位置づけ

都市計画マスタープランの目標年度は、第五次総合計画と同様に、概ね10年後の平成32年度とします。

また、概ね20年後の長期的な都市空間形成の方向性を見極めながら、第五次総合計画に基づき、今後10年間にわたる短・中期的な都市空間形成の展開方向を示していくこととします。



【第1部】 全体構想編

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川



第1章 将来都市像の実現に向けて	12
1 第五次総合計画が目指すべきまちの姿と都市デザイン…	12
2 都市空間形成の歩みと目指すべき方向	14
3 目指すべき将来都市構造	18
第2章 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針…	24
1 土地利用に関する方針	24
2 市街地整備等の方針	28
3 道路・交通体系整備の方針	30
4 その他都市施設整備の方針	32
5 都市計画と連携して進める魅力ある都市空間づくりの方針	34

将来都市像の実現に向けて

1 第五次総合計画が目指すべきまちの姿と都市デザイン

第五次総合計画では、「人口減少と少子高齢化の進展」や「安全・安心意識の高揚」、「成熟社会の到来」、「地球環境の保全」、「産業・雇用構造の変化」、「地方分権・地域主権の進展」など、社会・経済を取り巻く潮流を見極めながら、これからの本市のまちづくりを進めていくこととしています。

また、市民がまちづくりの主役であるという「みんなのまち基本条例」の理念に基づいたまちづくりを進めることにより真の市民自治へとつなげ、一人ひとりの力をまちづくりに結集し、みんなが誇れる住みよいまちを目指していくこととしています。

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川

魅力と活力にあふれる元気都市とは…

市民が主役

市民の視点に
立ったまち

まちの活気

市民がいきいきと活動し、
元気あふれるまち

安全・安心

安全で安心して
暮らせるまち

愛着と誇り

愛着や誇りが持て、
満足感が得られるまち

次世代への継承

子どもたちに
引き継げるまち



市民が主役

次世代への
継承

まちの活気

魅力と活力にあふれる
元気都市 寝屋川

愛着と誇り

安全・安心

都市デザイン

第五次総合計画では、寝屋川市の将来都市像である「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」にふさわしい安全・快適な生活環境を形成するとともに、ゆとりとにぎわい、うるおいある都市空間を創出するため、5つの都市デザインを設定しています。

生活圏域の充実

4つの鉄道駅を都市の核とし、駅周辺地域、それを取り巻く生活圏域の整備と活性化により、まちのにぎわいと活力を高めます。



幹線道路沿いのまちづくり

第二京阪道路をはじめとする幹線道路沿道の特長をいかし、まちづくりの誘導、都市基盤の整備、農地等の身近な緑の空間の保全など、地域の特性に応じたまちづくりを進めます。



良好な住環境の形成

ゆとりある生活空間の創出のため、良好な住環境の維持・向上とともに、安全・安心なまちづくりに取り組みます。



水・緑と歴史・文化が息づく「ねやがわらしさ」の創造

寝屋川、友呂岐水路など市内をめぐる河川に沿って広がる緑、東部丘陵の豊かな農地、街道の面影があるまちなみ、淀川沿いに広がる身近な自然など、水・緑と歴史・文化を活用し、うるおいある都市空間づくりを進めます。



まちをつなぐネットワークづくり

すべての市民が活動しやすく、快適に暮らせるまちづくりをめざし、道路網や公共交通の整備など、人と人、地域と地域をつなぐネットワークづくりを進めます。



2 都市空間形成の歩みと目指すべき方向

これまでの本市のまちづくりにおいては、高度経済成長による人口急増に対応する必要があったことから、計画的な市街地の拡大やその整備方法が最大の課題でした。

前都市計画マスタープランにおいても、基本的にはその考え方を踏まえながら、新たな社会潮流を先見的に捉え、次代を担う子どもたちが「ふるさと」として誇れる都市づくりに取り組んできたところです。

これらの都市空間形成の歩みについて、前都市計画マスタープランにおける「都市づくりの課題」の解決に向けたこれまでの取り組み内容に基づいて、次のように整理します。

(1) 鉄道駅周辺地区における“都市核”の形成・充実

京阪本線連続立体交差事業(寝屋川市駅周辺)や寝屋川市駅東地区及び香里園駅東地区の市街地再開発事業、または萱島駅や東寝屋川駅周辺のバリアフリー化事業など、本市の“顔”といえる鉄道駅周辺の整備を集中的かつ積極的に進め、都市核におけるにぎわいの創出を図ってきました。

本市の玄関口である鉄道駅周辺地区は、魅力ある都市の顔を創る最も重要な場です。また、鉄道駅周辺に形成された商店街は、単に顧客のニーズにマッチした品揃えや接客サービスの提供だけでなく、防犯、高齢者や障害者にやさしいまちづくりなど、「地域コミュニティの担い手」としての期待がますます高まるとともに、車に依存せずに暮らす低炭素社会の創造にも貢献するなど、すべての市民が快適に暮らせるまちを創る核となる場です。

鉄道駅周辺の都市空間の充実は、【生活圏域の充実】を目指す上で最も重要な課題であることから、今後も鉄道駅周辺の都市核整備を一層推進していく必要があります。



(2) 都市生活、都市活動を支える道路など都市基盤施設の整備促進

都市計画道路千里丘寝屋川線や梅が丘黒原線、第二京阪道路及びそのアクセス道路である萱島堀溝線、寝屋線など、本市の骨格を形成する幹線道路網や、鉄道駅へのアクセス道路である香里駅前線などの整備を進めてきました。

安全・安心で便利なまちを創るには、本市と他地域を結ぶ都市の骨組みとなる幹線道路や、鉄道駅へのアクセス道路などの整備を進めていく必要があります。

また、幹線道路は単なる車の交通機能のみならず、人々の交流や憩いの場、通勤や通学の経路、災害時の避難路や延焼防止帯などの役割も果たすなど、まちの表情を創る場でもあります。

幹線道路の整備については、未整備の都市計画道路や地域における道路ネットワークを構築する主要な路線の整備を推進するとともに、【幹線道路沿いのまちづくり】や【まちをつなぐネットワークづくり】を目指し、沿道街区と一体となった都市づくりを推進する必要があります。

(3) 定住環境の充実と安全・安心・健康的な暮らしの場づくり

都市計画による地域地区の指定に基づく土地利用規制等により、民間開発を適切に誘導するなど、地域特性に応じた住宅地の形成に努めるとともに、市街化区域全域において準防火地域を指定(防火地域を除く。)するなど、良好な定住環境の確保に努めてきました。

また、災害に強いまちづくりに向け、密集住宅地区での主要生活道路(幅員6.7m)の整備や老朽化した木造賃貸住宅の建替促進、耐震性貯水槽など防災機能を備えた公園整備、また、萱島桜園町地内における防災街区整備事業など、着実に密集住宅地区の改善を進めてきました。

災害に強いまちを形成し、安全・安心でゆとりある生活空間を創出するため、【生活圏域の充実】や【良好な住環境の形成】を目指し、密集住宅地区の改善を一層推進していく必要があります。



(4) 東部丘陵地の良好な住環境地区の保全

三井南町地区、成田西町香風台地区などにおいて、地区住民のみなさんが主体となり、住環境の保全を目的とした地区計画の指定を行うなど、東部丘陵地等の良好な住環境地区の保全を進めてきました。

【良好な住環境の形成】を目指し、今後も住環境の保全・形成を図る必要があります。

(5) 新たな都市軸を形成する第二京阪道路沿道での環境に配慮したまちづくり

第二京阪道路沿道の寝屋南地区においては、広域幹線道路の整備とあわせて、土地区画整理事業による計画的なまちづくりが進められてきました。

また、小路、高宮地区や寝屋地区では、まちづくり協議会が設立されるなど、地元の方々によるまちづくりの検討が進められています。

【幹線道路沿いのまちづくり】を目指し、自然環境に配慮しつつ、今後も市民等との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

(6) 活力ある都市型産業の育成を図るための地区の整備

第二京阪道路の開通を見据えて、寝屋南地区においては土地区画整理事業による計画的なまちづくりに取り組み、また、宇谷地区においては地区計画制度の活用による工業流通業務系土地利用の保全・形成を推進するなど、主要幹線道路沿道における商業施設や工業流通業務施設の立地誘導に向けた取り組みを進めてきたことにより、既存施設の維持保全を図るとともに、今後、新たな産業集積が期待されるなど、土地利用誘導の観点から、これまで本市の産業集積の促進に努めてきました。

【幹線道路沿いのまちづくり】を目指し、今後も市民生活における利便性を確保するため、産業施設などの立地誘導を進めていく必要があります。



(7) 自然・歴史・風土の保全と活用

寝屋川せせらぎ公園、幸町公園などの親水公園の整備、茨田(まんだ)樋跡の保全や市指定史跡太秦高塚古墳の整備、文化と歴史のネットワークづくり事業などによる市民の自然・歴史・風土への愛着や意識の高揚を図ってきました。

また、「新寝屋川八景」の制定や、良好な景観形成に向けて「寝屋川市景観基本計画」、「寝屋川市景観計画」を策定するなど、わがまち寝屋川の魅力を市内外へと発信する取り組みを進めてきました。

【水・緑と歴史・文化が息づく「ねやがわらしさ」の創造】を目指し、水・緑と歴史・文化を活用したうるおいある都市空間の形成を図る必要があります。

(8) 緑に包まれ地球や人にやさしい都市づくりの推進

市内の河川や水路の水辺を活用した親水空間の整備、また、淀川河川公園や打上川治水緑地などの利活用により、「水と緑のアメニティ軸」の形成を図ってきました。

また、北河内4市リサイクルプラザの設置など、循環型社会に向けた取り組みを推進することにより、地球にやさしい都市づくりとともに、今後更に進展する高齢社会を見据え、鉄道駅周辺を中心とした交通バリアフリーの整備を行うなど、人にやさしい都市づくりを進めてきました。

【水・緑と歴史・文化が息づく「ねやがわらしさ」の創造】や【まちをつなぐネットワークづくり】を目指し、水・緑と歴史・文化を活用したうるおいある都市空間の形成を推進するとともに、すべての市民が活動しやすく、快適に暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

以上のように、前都市計画マスタープランにおける「都市づくりの課題」の解決に向けて、市民との協働によるまちづくりを積極的に推進してきたことにより、第五次総合計画において示す将来都市像や都市デザインを目指す上での礎を築いてきました。

これらの取り組みについては、近年の社会潮流や本市の現状及び動向、または市民意識調査結果などを考慮した上で、長期的な視点から、引き続き本市のまちづくりにおける目指すべき方向として位置づけ、将来都市像の実現に向けた都市空間形成を進めます。

3 目指すべき将来都市構造

(1) 将来都市構造の構築における視点

都市計画マスタープランでは、第五次総合計画による「安全で快適な生活環境を形成し、ゆとり、にぎわい、うるおいある都市空間を創出するため、地域特性を活かした計画的なまちづくり」を推進することを目的に、自力・魅力・活力あるまちづくりを計画的に進め、将来都市像の実現に向けた都市空間（都市デザイン）の形成を図ります。

この都市空間を形成するために必要となる「目指すべき将来都市構造」については、「都市空間形成の歩みと目指すべき方向性」を踏まえるとともに、以下の視点に基づき設定します。

1) 集約連携型のまちづくり

鉄道4駅を中心とした生活圏域の整備と活性化により、まちのにぎわいと活力を高めます。

なお、鉄道駅周辺については、商業・業務、教育・文化機能などの都市機能を集約するなど、市民の生活や活動拠点としての形成を図るとともに、鉄道駅へとつながる道路や公共交通の整備などを行うことにより、駅へのアクセス性の向上に努めます。

また、それぞれの都市核の連携を強化するため、既存の幹線道路や鉄道を活かしたネットワークの形成に努めます。

2) 都市活力を育む土地利用の形成

淀川や生駒山系の間に位置する地勢や市街地形態などの特性を踏まえて、良好な住環境の維持・向上に努めるなど、適切な土地利用の誘導に努めます。

また、第二京阪道路をはじめとする幹線道路沿道においては、農地等により形成される自然環境の保全を図りながら、地域の特性に応じた土地利用の誘導に努めます。

なお、都市核周辺における密集住宅地区や、幹線道路沿道における住工混在地区などにおいては、居住環境等に配慮しつつ、安全で安心な都市空間の形成を目指してその改善に努めます。

3) うるおいある都市空間の形成

淀川河川公園や寝屋川公園などをレクリエーションの拠点として、市内に流れる寝屋川や友呂岐水路などを活かして、水・緑と歴史・文化が息づくネットワークづくりを推進し、うるおいある都市空間の形成に努めます。

また、寝屋川市景観基本計画を踏まえ、都市核や幹線道路沿道、また、淀川や生駒のやまなみなど、地域の魅力やシンボル性を活かし、「ねやがわらしさ」や「おもむき」のある景観の形成に努めます。

4) 既存ストックの有効活用と効率的・効果的な都市基盤整備

これまでに整備された道路や鉄道、公園などの公共施設を有効活用するとともに、今後の都市基盤整備においては、ライフサイクルコストを十分に踏まえ、選択と集中による効率的・効果的な整備に努めます。

◆将来都市構造の構築イメージと位置づけ

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川

【都市デザイン】

生活圏域の充実
 幹線道路沿いのまちづくり
 良好な住環境の形成
 水・緑と歴史・文化が息づく「ねやがわらしさ」の創造
 まちをつなぐネットワークづくり

これまでの都市空間形成の歩みと
 目指すべき方向

（前都市計画マスタープランにお
 ける「都市づくりの課題」の解決に
 向けたこれまでの取り組み内容）

将来都市構造の構築における視点

- ・集約連携型のまちづくり
- ・都市活力を育む土地利用の形成
- ・うるおいある都市空間の形成
- ・既存ストックの有効活用と効率的・効果的な都市基盤整備

目指すべき将来都市構造

地域特性を活かした
 自力・魅力・活力あるまちづくり

安全で快適な生活環境を形成し、
 ゆとり、にぎわい、うるおいある都市空間

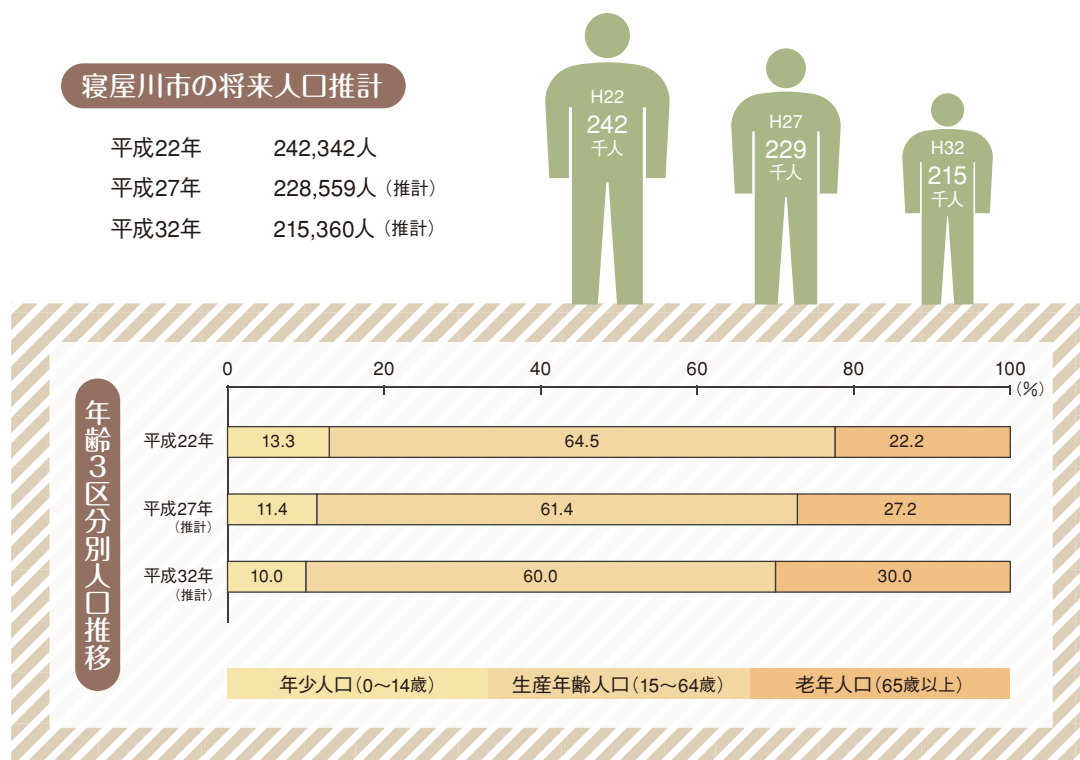
(2) 将来都市構造について

「目指すべき将来都市構造」については、第五次総合計画において想定する将来人口を踏まえて、市民の暮らしやレクリエーションなどにおいて、人やもの・情報などが集積し、交流が育まれる場となる「拠点」、類似の資源や課題を有した大きな土地利用のまとまりである「ゾーン」、拠点と拠点を結び、人やもの・情報などの交流を促すネットワークである「軸」をもとに、都市空間としての大きな枠組の方向として設定します。

1) 将来人口

10年後の将来人口が22万人を割り込むと予測する中で、第五次総合計画においては、「人口の減少は、自主的な市民活動や市政運営にも影響を及ぼすことが考えられる一方、人口密度が非常に高い本市においては、新たなまちづくりの可能性を秘めている。」としています。

このことから、平成32年の人口を22万人と想定し、人口減少の中にあっても、まちのにぎわいや人の元気を創出していく工夫を行う中で、東部地域のまちづくりや鉄道駅周辺での住宅整備など、地域特性を活かした魅力と活力あるまちづくりを進めることにより定住人口の確保を目指します。



平成22年は、10月1日現在の住居基本台帳及び外国人登録原票の人口です。
平成27年と平成32年の将来人口と年齢3区分別人口割合は、「社会移動を含む出生中位」により推計しています。

2) 拠点

① 都市核

寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、東寝屋川駅の4つの鉄道駅周辺を「都市核」として位置づけ、それぞれの特性に応じて、商業・業務、教育・文化機能をはじめとする都市機能を集約するなど、市民の生活や活動拠点としての形成に努め、まちのにぎわいと活力を高めます。

② 広域交流拠点

第二京阪道路と国道170号の交差部周辺を「広域交流拠点」として位置づけ、周辺都市間における交流を促すとともに、商業・業務施設などの立地誘導に努めるなど、まちのにぎわいと活力を高めます。

③ レクリエーション拠点

淀川河川公園、寝屋川公園、南寝屋川公園、打上川治水緑地、深北緑地、寝屋川公園墓地を「レクリエーション拠点」として位置づけ、うるおいある都市空間づくりに努めます。

3) ゾーン

① にぎわいのまちなみ

京阪沿線に形成された地域を「にぎわいのまちなみ」ゾーンとして位置づけ、既存の都市機能を活かしながら、魅力ある都市空間の形成を目指し、便利で快適な暮らしの場の形成に努めます。

また、幹線道路沿道を中心に形成される産業の育成を図るとともに、淀川沿いの地域については、淀川や淀川河川公園が有する水と緑の自然環境と調和したうるおいある暮らしの場の形成に努めます。



② ゆとりの丘陵地

東部丘陵地に形成された良好な住宅地や貴重な自然から形成される地域を「ゆとりの丘陵地」ゾーンとして位置づけ、地区計画制度の活用などにより、既に形成された良好な住環境の維持・向上を図るなど、緑豊かで快適な暮らしの場の形成に努めます。



③ 自然と調和した新市街地

広域幹線道路である第二京阪道路の沿道を「自然と調和した新市街地」ゾーンとして位置づけ、市域の東部に残された農地等の自然環境との共生や景観への配慮を図りつつ、計画的な土地利用の誘導を進めます。



4) 軸

① 広域連携軸

京阪本線およびJR片町線(学研都市線)、また、第二京阪道路、国道1号(寝屋川バイパス)、国道163号、国道170号、主要地方道茨木寝屋川線を「広域連携軸」として位置づけ、鉄道による都市核間の連携強化やそれぞれの特長を活かした沿道まちづくりを推進するなど、市域全体におけるまちのにぎわいや活力を高めるとともに、周辺都市間における交流促進に努めます。

② 地域連携軸

主要地方道京都守口線、主要地方道枚方交野寝屋川線、主要地方道枚方富田林泉佐野線、主要地方道八尾茨木線などを「地域連携軸」として位置づけ、地域特性に応じた沿道まちづくりを推進するとともに、それぞれの都市核とその生活圏域が有する機能連携に努めます。

③ 水と緑のネットワーク軸

レクリエーション拠点を結ぶ淀川、寝屋川、寝屋川導水路、友呂岐水路(友呂岐緑地)、及び第二京阪道路、主要地方道八尾茨木線を「水と緑のネットワーク軸」として位置づけ、レクリエーション拠点を中心とした水や緑の連続性を確保し、まちなかのうるおい空間の形成を図るとともに、自然を通じた交流促進に努めます。



◆目指すべき都市空間の基本的な構成(将来都市構造)図



将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針

1 土地利用に関する方針

目指すべき都市空間の基本的な構成（将来都市構造）を踏まえ、既存の都市機能を活かした魅力ある都市空間の形成や、良好な住環境の維持・向上、農地等の自然環境の保全、景観への配慮など、地域特性に応じた計画的な土地利用を誘導するための方針を次のように示します。

(1) 土地利用の方針

1) 住居系

- ① 本市には、良好な戸建て・中高層住宅や大規模な公的賃貸住宅をはじめ、多様な地域特性を有した住宅地が形成されています。これらの地域に愛着や誇りを持ち、住み続けたいと思える住環境の確保を目指し、良好な住環境の維持保全や向上を図るなど、地域特性を活かした魅力ある都市居住空間の形成に努めます。
- ② 建物が密集している地域や狭い道路が多い地域をはじめ、密集市街地や住宅と工場等が混在した市街地など、多様な課題を有した住宅地が存在していることから、各地域で抱える課題の整理・改善を進め、交通利便性が高く安全で快適に暮らすことができる住環境の形成に努めます。
- ③ 東部丘陵地や文化・歴史的な資源がある地域など、良好な住環境を有する住宅地については、用途混在のない低層住宅地と中高層住宅地が共存する土地利用を誘導するとともに、緑豊かな住環境の維持・向上に努めます。
- ④ 都市核を取り巻く周辺地域については、日常生活に必要なサービス機能等が整った利便性の高い住宅地の形成を目指し、住宅と商業・業務機能等が複合する土地利用の誘導に努めます。



2) 産業系

- ① 寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、東寝屋川駅の4つの鉄道駅周辺については、商業・業務施設など多様な都市機能の集積に努めます。

また、第二京阪道路と国道170号との交差部周辺については、交通利便性を活かした広域的な交流・物流の促進を図るとともに、魅力と活力にあふれるまちづくりを目指し、商業・業務施設などの立地誘導に努めます。

- ② 幹線道路沿道については、背後の住宅地における居住環境との調和に配慮しながら、沿道サービス施設や工業流通業務施設などの立地誘導に努めます。
- ③ 住宅と工場等が混在する地域では、地域住民と企業が連携・協働しつつ、ものづくりと住まいが共存する良好な環境形成を目指し、その実現方策について検討を行うなど、調和のとれたまちづくりに努めます。

3) 自然系

- ① 公園・緑地、農地等については、ヒートアイランドの緩和や防災機能などの存在効果と、レクリエーション機能や自然とのふれあいなどの利用効果を踏まえ、都市空間における貴重なみどりとしての保全・活用に努めます。

- ② 市街化調整区域の農地等については、農業者の営農継続による生産環境としての機能のほか、環境保全や景観形成、または災害時における防災機能など多様な機能を有しており、これらに対する市民の評価や、本市におけるまちづくりの観点からも貴重な空間であるとの認識のもと、「(仮称)産業振興条例」や「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づく農業施策等を推進するなど、農空間としての維持・保全に努めます。

なお、農空間の維持・保全を目的として、土地の所有者等が主体となったまちづくりが行われる場合は、適正な土地利用誘導を図るため、地区の実情に応じた地区計画制度の適切な運用や農業基盤整備等の農業施策の充実に努めます。

また、区域の現状や周辺の市街地形成状況、または鉄道駅周辺や幹線道路沿道などの立地特性を踏まえて、今後、計画的に土地利用を誘導していく必要がある区域については、地区計画制度を活用するなど、区域内の営農環境等に配慮した良好な土地利用の形成に努めます。

4) 第二京阪道路沿道に関する土地利用

- 第二京阪道路沿道については、農地等の自然環境や景観への配慮を図りつつ、大阪ー京都間の所要時間の大幅短縮による物流などの企業活動の効率化に伴う地域産業や商業の活性化など、第二京阪道路の整備効果を活かした商業施設や工業流通業務施設の立地誘導に努めます。

(2)土地利用の配置方針

一般住宅Aゾーン

ゆとりある都市居住空間の形成を目指すとともに、便利で快適な住宅地としての土地利用の誘導に努めます。

一般住宅Bゾーン

緑豊かで良好な低層や中高層の住宅が共存する住宅地の形成に努めます。

都市居住ゾーン

都市核を取り巻く周辺地域については、商業・業務機能の補完的役割を果たすため、複合的な土地利用の形成と、住環境の整備に努めます。

商業・業務ゾーン

寝屋川市駅周辺及び香里園駅周辺については、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の集積により、更なる都市機能の充実に努めます。

また、萱島駅周辺及び東寝屋川駅周辺については、日常生活に必要となる都市機能を中心とした土地利用の形成を図るなど、地域特性に応じた商業・業務施設の集積に努めます。

沿道サービスゾーン

広域連携軸を中心とした幹線道路沿道については、周辺環境や景観に配慮しながら、沿道サービス施設や工業流通業務施設などの立地誘導に努めます。

また、駅につながる道路の沿道については、駅前にふさわしい商業・業務施設などの集積により、人々が集まるにぎわいのある空間の形成に努めます。

住工共存ゾーン

住宅地と工業地が混在している地域については、大規模工場跡地など一定のまとまりのある区域での土地利用転換が行われる場合は、地区計画制度の活用等による棲み分けを図るなど、双方の環境に配慮した土地利用の誘導に努めます。

自然環境共生ゾーン

市街化調整区域の農地等については、生産環境としての機能のほかに、環境保全や景観形成、または防災機能など多面的な機能を有していることから、市内に残された貴重な空間としての保全を前提とした上で、周辺環境や景観との調和を図りつつ、地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導に努めます。

レクリエーション・緑地ゾーン

緑空間や水辺空間など、ゆとりとうるおいを感じることができるレクリエーションの場としての保全・活用に努めます。

土地利用検討ゾーン

広域幹線道路である第二京阪道路の交通利便性を活かし、都市の活力を創出する産業集積とともに、農地等の自然環境との共生を図るなど、土地所有者の意向や地区の立地特性を踏まえた上で、将来の土地利用の方向性を的確に見極め、自然環境や景観に配慮した計画的な土地利用の誘導に努めます。

◆土地利用構想図



2 市街地整備等の方針

- ① 魅力ある都市空間の形成に向けて、適切な土地利用の誘導や都市施設の整備を行うなど、地域特性に応じた市街地の整備に努めます。
- ② 都市核については、それぞれの特性に応じた都市機能の集積を図るなど、まちのにぎわいと活力ある都市空間の形成に努めます。
- ③ 第二京阪道路沿道については、まちのにぎわいや都市活力を育むため、地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導を進めます。
- ④ 老朽化した木造賃貸住宅等が密集するなど、防災上課題の多い市街地については、安全性の向上を目指し、住環境の改善を推進します。
- ⑤ 住宅と工場等が混在した市街地については、都市活力を支える工場等の操業環境と住環境が調和した市街地の形成に努めます。
- ⑥ 市民の多様なニーズに対応した住宅政策を推進し、良質な住宅ストックの形成と良好な住環境の形成に努めます。

■ 都市核、第二京阪道路沿道等①

種 類	内 容
寝屋川市駅 周 辺	● 寝屋川市駅周辺については、都市再生緊急整備地域の指定による地域整備方針に基づき、商業機能、居住機能に加えて情報系の大学と連携した教育・文化機能等の複合的な都市機能を集積するとともに、駅につながる都市計画道路寝屋川駅前線の整備を進めます。 - また、市街地整備も視野に入れながら、都市計画道路対馬江大利線の整備促進や地域コミュニティの形成を図るとともに、緑化重点地区における都市計画公園初本町公園の整備など、地域特性を活かしたまちづくりを進め、水と緑に包まれた文化性の高い、魅力と活力にあふれた拠点を目指し、本市の“中心核”としての形成を推進します。
香里園駅 周 辺	● 香里園駅周辺については、香里園駅東地区第一種市街地再開発事業や京阪本線連続立体交差事業を推進するとともに、民間活力の導入や産学公民が連携・協働する駅周辺のまちづくりを進め、質の高い広域拠点を目指し、本市の“北核”としての形成を推進します。
萱島駅周辺	● 萱島駅周辺については、寝屋川や駅構内のクスの木などのシンボルを活かした景観形成や、都市再生緊急整備地域の指定による地域整備方針に基づき、防災環境軸として位置づけられている都市計画道路萱島堀溝線の整備促進や、密集市街地における共同・協調建て替えや地区計画制度の活用など、住民等との協働により進められている萱島東地区におけるまちづくりを推進するなど、災害に強いまちを目指すとともに、生活圏の中心となる魅力と個性にあふれた本市の“南核”としての形成を推進します。

■ 都市核、第二京阪道路沿道等②

種 類	内 容
東寝屋川駅周辺	● 東寝屋川駅周辺については、駅につながる都市計画道路東寝屋川駅前線の整備を促進するとともに、地域特性を活かした市民との協働によるまちづくりを推進し、良好な景観や緑豊かな歴史文化性を備え、地域にふさわしい自然環境が充実した本市の“東核”としての形成を推進します。
第二京阪道路沿道	● 第二京阪道路沿道については、広域幹線道路沿道としての立地ポテンシャルを活かし、都市活力を支える産業集積や都市景観の形成を図るとともに、既成市街地における住環境の維持・保全を図りつつ、都市的土地利用と農地などが調和した計画的な土地利用を誘導するため、地域が主体となったまちづくりを進めます。
そ の 他	● 既成市街地については、これまでに整備された道路や公園などの都市施設や市街地整備において形成された都市機能の連携・強化を図るなど、良好な既存ストックを活かした市街地の形成に努めます。

■ 住宅・住環境

種 類	内 容
密集住宅地	● 老朽化した木造賃貸住宅等が密集している市街地については、引き続き老朽木造賃貸住宅の建替えや除却の促進、主要生活道路や防災機能を備えた公園等の整備を推進し、災害に強い安全なまちへの改善に努めます。
住工混在区	● 生活環境と操業環境の保全を目指し、土地利用形態や課題などを踏まえるとともに、将来の土地利用動向を見据えた上で、計画的に土地利用を誘導する必要がある場合については、指定用途地域のあり方や地区計画制度の活用などを検討します。 ● 大規模工場跡地など、一定のまとまりのある区域において土地利用転換が行われる場合は、地区計画制度を活用するなど、新たに形成された土地利用の維持・保全に努めます。 ● 工場等が集積する地域については、既存工場等の操業継続や、新たな工場集積等を促進するために必要となる環境の確保を図るとともに、敷地内の緑化を推進するなど、周辺の居住環境に配慮した土地利用の誘導に努めます。
旧集落地区	● 道路が狭あいだで緊急車両が通りにくい地区については、防災上必要な道路などの空間確保に努め、安全・安心な住環境の形成に努めます。
そ の 他	● 良質な住宅ストックの形成と良好な住環境の形成を計画的に行い、誰もが安心して暮らせる魅力ある住まいを実現するため、「寝屋川市住宅マスタープラン」に基づいた住宅政策を推進します。

3 道路・交通体系整備の方針

- ① 道路については、既存道路により構成される道路網を活かしながら、駅へつながる道路や広域幹線道路へのアクセス道路などの整備を推進し、都市核や地域の連携強化を図ることにより、集約連携型都市構造の強化を目指します。
- ② 都市計画道路については、効率的・効果的な整備を推進するとともに、将来の交通需要などを的確に見極めながら、道路配置の検証を行います。
- ③ 交通体系については、鉄道やバスなどの公共交通機関の更なる充実を目指すとともに、移動の円滑化や安全・安心で快適な交通環境の整備を推進します。

種 類	内 容
道 路	● 第二京阪道路の整備など、新たに構成された主要幹線道路による交通状況を踏まえ、「都市計画道路千里丘寝屋川線」、「都市計画道路寝屋線」、「都市計画道路梅が丘黒原線」の整備を促進します。 ● 駅につながる「都市計画道路東寝屋川駅前線」や「都市計画道路対馬江大利線」、「都市計画道路萱島堀溝線」の整備を促進するとともに、寝屋川市駅前のシンボルロードとして「都市計画道路寝屋川駅前線」の早期完成を目指します。 ● 京阪本線連続立体交差事業に伴い、沿線を含んだ一体的なまちづくりの観点から、駅前広場や道路の整備を図るなど、利便性の高い交通環境と快適でゆとりのある歩行者空間の形成を図ります。 ● 密集住宅地区における主要生活道路の整備を推進します。 ● 効率的な道路の維持管理を行うとともに、市民との協働により、快適な道路環境・機能の保全に努め、市民生活の利便性、快適性の確保を図ります。
鉄 道	● 京阪本線連続立体交差事業を推進し、都市交通の円滑化や市街地の分断解消を図ります。
交通体系等	● 鉄道駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを進めるため、鉄道駅へのネットワークの充実を図ります。 ● 道路整備に合わせたバス路線網の再編成を促進するとともに、バス利用者の利便性を向上させ、利用促進に努めます。 ● 新たな道路整備などが行われる際には、自転車・歩行者が安全で快適に移動できる空間づくりに努めます。 ● 放置自転車に対する啓発活動、撤去活動を行うとともに、民間活力を活用した駐輪施設の設置を推進します。 ● 市道等の安全で円滑な交通を更に確保するため、LED照明灯等による照明灯改修や街路灯の増設など、環境に配慮した交通安全施設の充実を図るとともに、自転車事故対策を推進するなど、安全な交通環境の増進を図ります。

◆都市計画道路、都市高速鉄道図

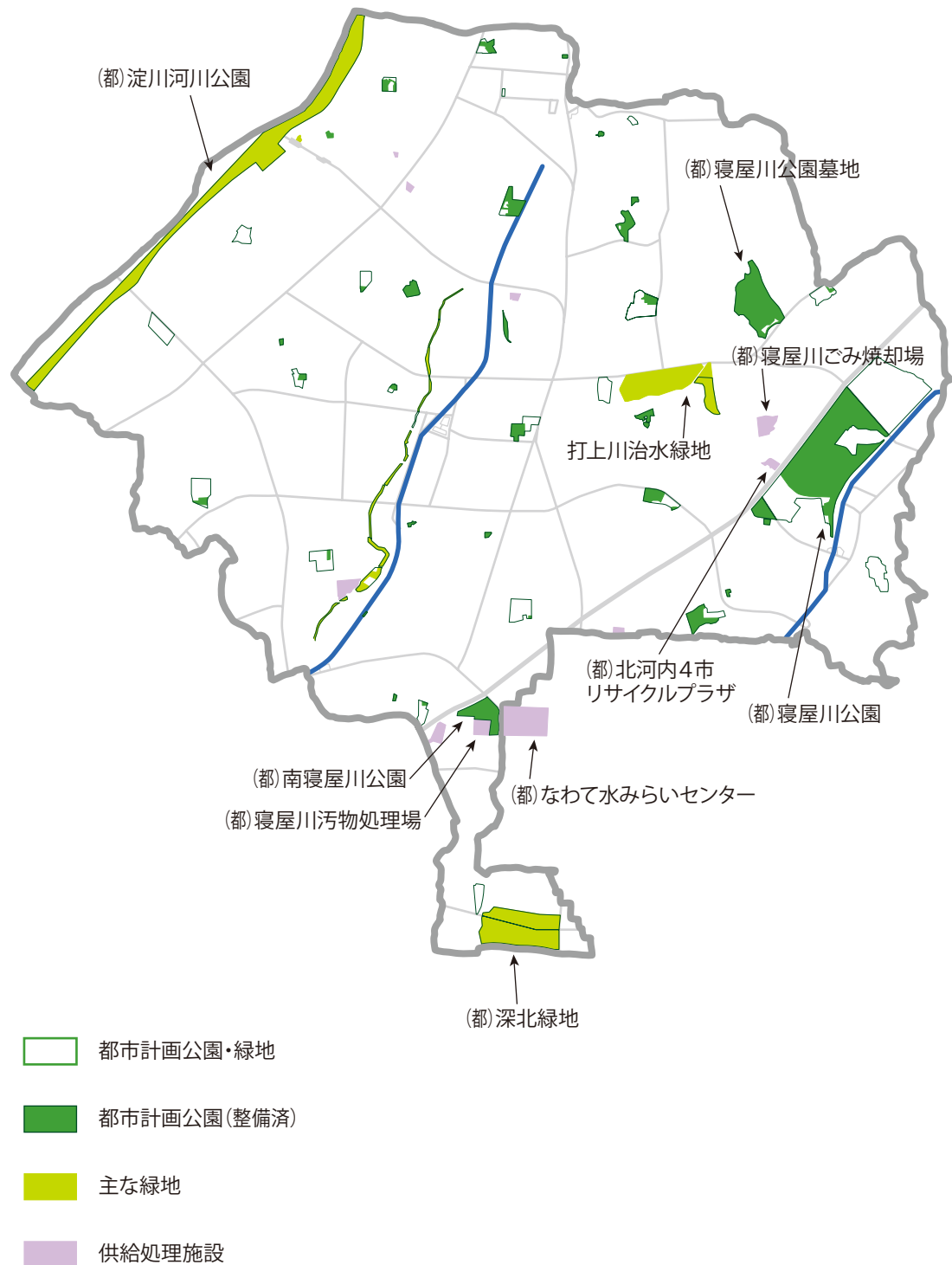


4 その他都市施設整備の方針

- ① 公園緑地については、「寝屋川市緑の基本計画」に基づく「歴史・文化と水・緑の共存」を基本理念に、市民と事業者・市が協働して、ともに育て増やしていく緑のまちづくりを推進するとともに、大阪府における都市計画公園のあり方に関する検討の動向を見極めながら、適正な公園配置等についての検証を行います。
- ② 下水道・河川については、適切な下水道処理や水辺環境の整備・保全を図り、快適でうるおいのあるまちづくりに努めるとともに、市街地などの治水機能を高め、併せて浸水の防除を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- ③ 供給処理施設については、北河内4市リサイクルプラザや寝屋川汚物処理場などの既存施設の適正な管理と運営を図るとともに、新たなごみ処理施設の建設に取り組みます。

種 類	内 容
公園・緑地	● 寝屋川公園や淀川河川公園などのレクリエーション拠点を中心として、幹線道路の緑化や淀川・寝屋川などの水辺空間を活かした、水と緑のネットワーク軸の形成に努めます。 ● 都市計画公園の整備に努める中で、市民に身近な住区基幹公園等において、新たな整備計画を検討する場合は、ワークショップなどによる市民との協創による取り組みを推進します。 ● 民有地緑化の啓発や緑の維持管理を推進するとともに、既存施策を活用するなど、公共施設や民有地における緑化の推進や指定保存樹の保護を図ります。 ● 市街地における緑化の推進や、子どもがみどりに親しめる環境づくりを行うため、地域住民やPTAのみなさんとの協働により、小学校の校庭芝生化を進めます。
下水道・河川	● 市街化調整区域などの下水道整備を進めるとともに、布設後の経過年数や施設の重要度を勘案し、公共下水道管の老朽化調査等を計画的に実施します。 ● 公共用水域の水質改善に向け「なわて水みらいセンター」に汚水を送水するため、汚水管を直送幹線へ接続切替えます。 ● 寝屋川流域総合治水対策の更なる推進を図るため、治水の根幹施設である門真寝屋川(三)増補幹線(二)及び寝屋川北部地下河川の早期完成、古川増補幹線及び中木田流域調節池の早期着手を促進します。
供給処理施設	● 環境負荷が少なく、エネルギーを有効利用し、周辺環境と調和した市民に親しまれる新たなごみ処理施設の建設を推進します。

◆都市計画公園・緑地、供給処理施設図



5 都市計画と連携して進める魅力ある都市空間づくりの方針

(1) 安全で安心できるまちづくりの方針

- ① 市民が安心して生活できる都市空間の形成を推進するため、密集住宅地区等の改善や市街地における治水機能の向上、市域建築物の耐震化率の向上に努めます。
- ② 地域防災力の向上を目指し、市民、事業者、関係機関との連携による防災体制の一層の強化を図ります。
- ③ 新たな道路整備などを行う際にはバリアフリー化を図り、安全で快適な交通環境の整備を進めます。
- ④ 安全で良質な水道水を将来にわたって安定した供給をしていきます。

種 類	内 容
都市防災・防 犯	● 密集住宅地区における主要生活道路の整備の推進や老朽木造賃貸住宅の除却を促進することにより、消防活動困難区域の解消及び災害に強い市街地の形成と住環境の改善に向けた取り組みを進めます。 ● 住工混在地区における敷地内緑化を促進することにより、緩衝緑地帯の整備誘導に努めます。 ● 旧集落地区などにおける狭あい道路の解消を促進します。 ● 道路や公園、緑地などの活用による延焼遮断を図るとともに、「防災協力農地登録制度」や「生産緑地制度」を活用することにより、市街地内における緩衝機能や治水機能、避難地の確保に努めます。 ● 市域建築物の耐震化率の向上を目指し、耐震診断・改修補助金を交付します。また、既存建築物に対して、耐震化に関する助言や指示、立入検査などを行うとともに、「建築基準法」などに基づく新たな制度による勧告、命令などを行い、建築物の安全性の確保に努めます。 ● 防災行政無線の総デジタル化や防災用資機材の充実などによる地域の防災環境を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図り、地域防災力の向上に努めます。 ● 地域が一体となった防犯活動が展開できるように、市民、関係団体、警察との連携強化を図ります。 ● 防犯器材やLED防犯灯設置に対する支援を実施するなど、地域の防犯環境の整備を推進します。 ● 主要な都市公園に防犯カメラを設置し、公園内及び周辺地域の犯罪防止を図ります。

種 類	内 容
治 水 対 策	● 寝屋川流域総合治水対策における貯留対策を推進するため、学校施設などに雨水貯留施設を設置します。 ● 市内の主要な排水施設である水路などにおいて、浸水被害防止のための水路改修などを推進します。
バ リ ア フ リ ー	● 歩行空間のバリアフリー化への取り組みとして、車いす使用者がすれ違えるように、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配等の改善に努めます。 ● 生活道路の整備に努めるなど、高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進を図ります。
水 道 施 設	● 経年化した配水管を計画的に耐震管に更新することにより、耐震化を進めます。 ● 水道施設の根幹となる配水池などの耐震化を計画的に進めます。 ● 水道水の安全性をより一層高めるため、水質管理体制の充実に努めます。



(2) おもむきのある景観の形成や自然環境の保全等に関する方針

- ① 「寝屋川市景観基本計画」及び「寝屋川市景観計画」に基づき、本市の特性を活かしたおもむきのある景観の形成に努めます。
- ② 本市の骨格的な自然景観である淀川や生駒山系をはじめとして、東部丘陵地などに残された貴重な自然環境を保全するとともに、地球温暖化対策や美しいまちづくりを推進するなど、市民との協働により、環境の保全に努めます。

種 類	内 容
景 観	● 寝屋川市景観基本計画に基づく「景観重点ゾーン」を景観まちづくりの核として、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「景観重点地区」の指定に向けた取り組みを進めます。 ● 寝屋川市景観計画に基づく「景観計画区域」と「景観重点地区」において、本市全域及び地区が持つ特性を活かした良好な景観形成を図ります。 ● 市民・事業者・行政におけるそれぞれの役割を果たしながら、協働による景観まちづくりを推進します。 ● 屋外広告物について、市独自の基準で不法看板等への規制を図ります。
自然環境	● 生産緑地制度の活用などによる農地の保全に努めるとともに、「農」と接することにより、市民に農産物を生産する喜びを感じてもらうため、遊休農地を貸農園などに活用を図ります。 ● 「防災協力農地登録制度」や、レンゲ等を植栽した農地を開放する「農地景観形成推進事業」など、農地の多面的機能を活かしながら景観に配慮した「農あるまちづくり」を推進します。 ● 市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の保全活動を支援するとともに、自然環境や景観に配慮した貴重な水辺空間の整備と保全に努めます。
都市環境	● 寝屋川市環境基本計画及び(仮称)寝屋川市地球温暖化対策地域計画に基づき、事業活動等に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、ごみの減量・リサイクル、自然エネルギーの利用やLED照明等による省エネルギー化、ゴーヤによる壁面緑化等の取り組みにより、地球温暖化対策に関する施策を推進します。 ● 寝屋川市一般廃棄物処理基本計画に基づき、4R(発生抑制・削減・再使用・再利用)を推進するため、ごみに対する意識の高揚につながるよう市民・事業者への啓発・周知に努めます。 ● 公害を未然に防止するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などについて、法令などに基づき規制・監視・指導を行います。 ● 事業所ごみの資源化の推進や減量計画書などに基づき指導するとともに、適正処理のための収集・運搬・処理業の許可などを行います。 ● 資源集団回収活動など、市民の自発的なリサイクル活動に対して支援します。 ● 安全で清潔なみどり豊かなまちづくりの推進を目的とする「美しいまちづくり条例」の内容の周知・啓発に努めるとともに、環境イベントの開催等を通じ市民の環境意識の高揚に努めます。

◆景観計画区域、景観重点地区図



【第2部】 地域別構想編

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川



第1章 地域別構想の位置づけと地域区分について	40
1 地域別構想の位置づけ	40
2 地域区分について	41
第2章 地域別構想	42
1 北西部地域	42
2 北東部地域	53
3 西部地域	63
4 中央部地域	73
5 東部地域	83
6 南部地域	93

地域別構想の位置づけと地域区分について

1 地域別構想の位置づけ

「地域別構想」では、「全体構想」で示した市域全体の都市空間形成の実現に向けて、地域が有する特性やワークショップ形式により取りまとめられた市民のまちづくりの意向を踏まえた上で、それぞれの地域におけるまちづくりの目指すべき方向について整理しています。

なお、この「地域別構想」において整理された内容は、都市計画の決定・変更等の指針としての役割のみならず、市民のみなさんとの協働によるまちづくりの指針として市民と行政が共有することにより、地域からのまちづくりの推進を目指すものです。

「寝屋川市都市計画マスタープランワークショップの役割」

「寝屋川市都市計画マスタープランワークショップ」（以下、「ワークショップ」という。）において、市民のみなさんが主体となって地域の特性や課題について議論を重ねられた結果、これからの各地域のまちづくりに向けた取り組み方向が取りまとめられました。

これらの内容については、都市計画マスタープラン「地域別構想」へ反映するとともに、地域からのまちづくりを一層推進する中で、今後、多くの市民による参加の輪を広げながら、市民が主役のまちの実現に向けての具体的な検討を進めていく必要があります。

マスタープランの策定と
ワークショップの関連性

【ワークショップ】

地域の良いところ
(大切にしたい資源)

地域の改善すべきところ
(地域の改善課題)

地域の将来の姿を実現して
いくための取り組み方向

【マスタープランへの主な反映事項】

【地域別構想】

地域の概況
地域の現況と特性

地域の課題

地域の目標

地域の基本方針
地域の整備方針図

2 地域区分について

地域区分の設定は、本市を構成する様々な要素の中で地域が有する特性や生活圏など、いくつかのまとまりをもって地域を捉え区分します。

本市における地域区分の考え方は、寝屋川市駅・香里園駅・萱島駅・東寝屋川駅の4つの鉄道駅の配置、また、地勢的条件や用途地域指定等によるこれまでのまちなみ形成過程などの地域特性を踏まえるとともに、旧地名に見られる大字などの歴史的背景や中学校区などの地域コミュニティを考慮した上で、地域を空間的に分断する国道170号や主要地方道京都守口線、主要地方道八尾枚方線などの幹線道路を踏まえて、各地域の施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲として、下図のとおり6地域に区分します。

■ 地域区分図



地域別構想 1. 北西部地域

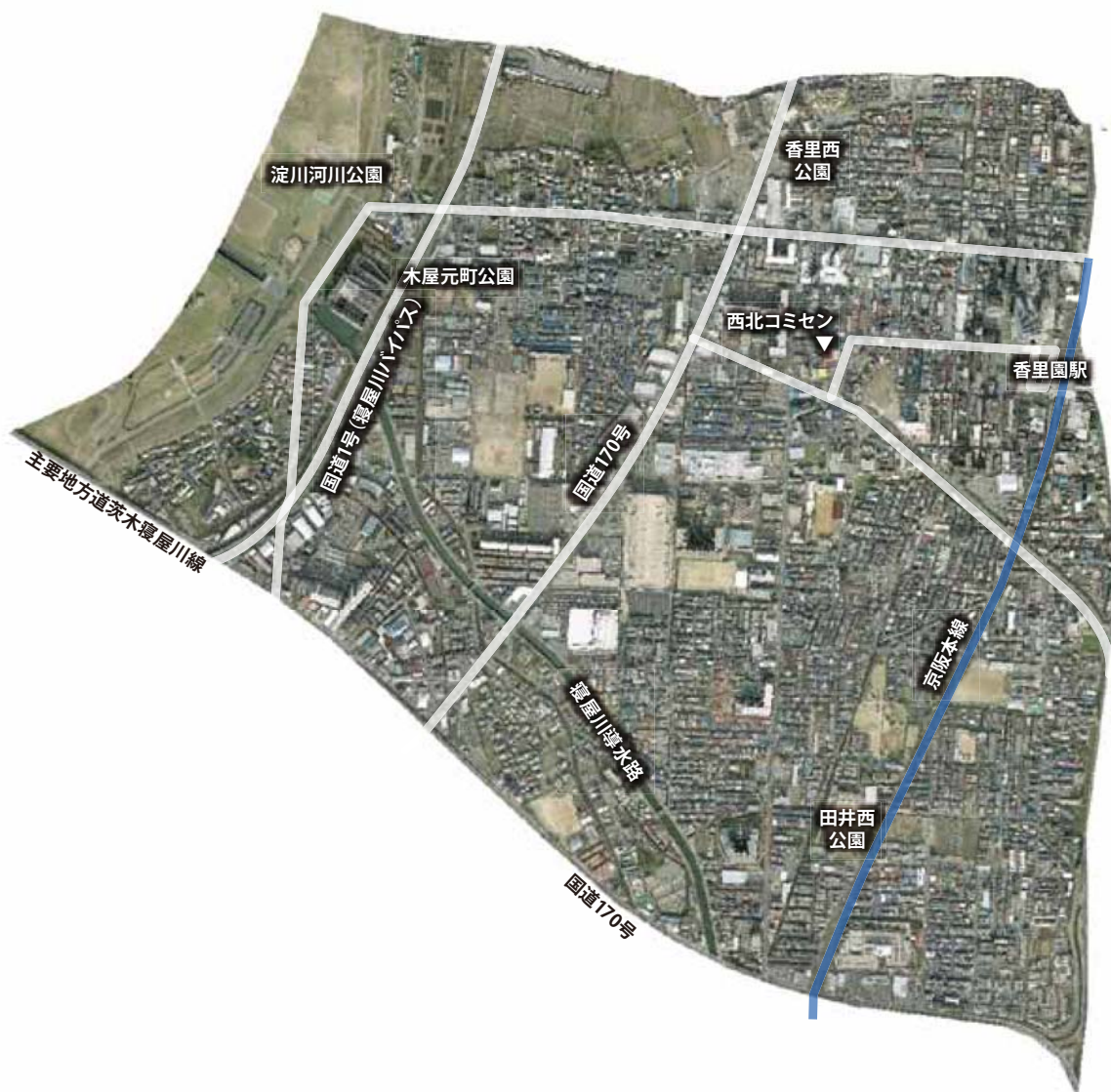
1 地域の概況

- ① 市域の北西部に位置します。
- ② 本地域内の東側に京阪本線が縦貫し、北東部に香里園駅があります。
- ③ 本地域は、枚方市域界と西側を流れる淀川、主要地方道茨木寝屋川線、国道170号などの幹線道路に囲まれています。
- ④ 本地域を国道1号(寝屋川バイパス)、主要地方道京都守口線などの幹線道路などが通過し、淀川河川公園などの公園が配置されています。
- ⑤ 本地域の面積は、約315haです。

■ 北西部地域の位置



■ 北西部地域の概況図

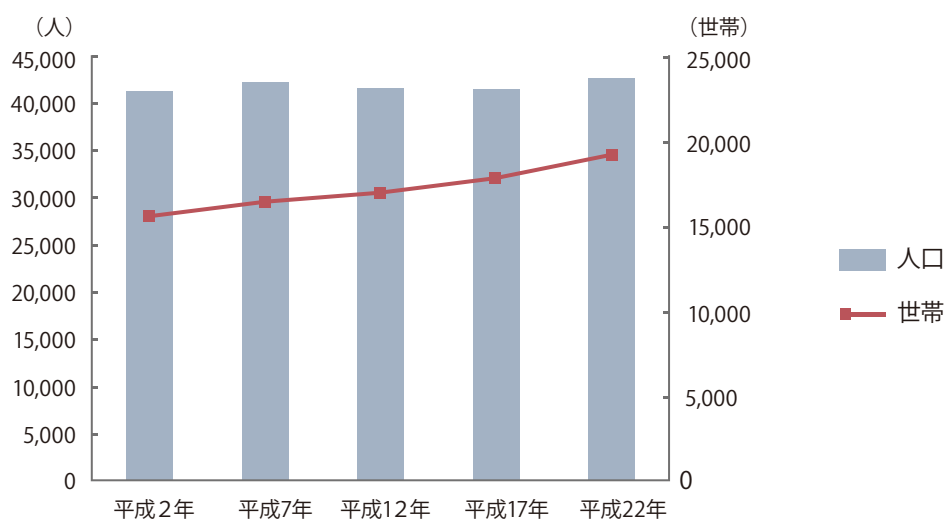


2 地域の現況と特性

(1)人口

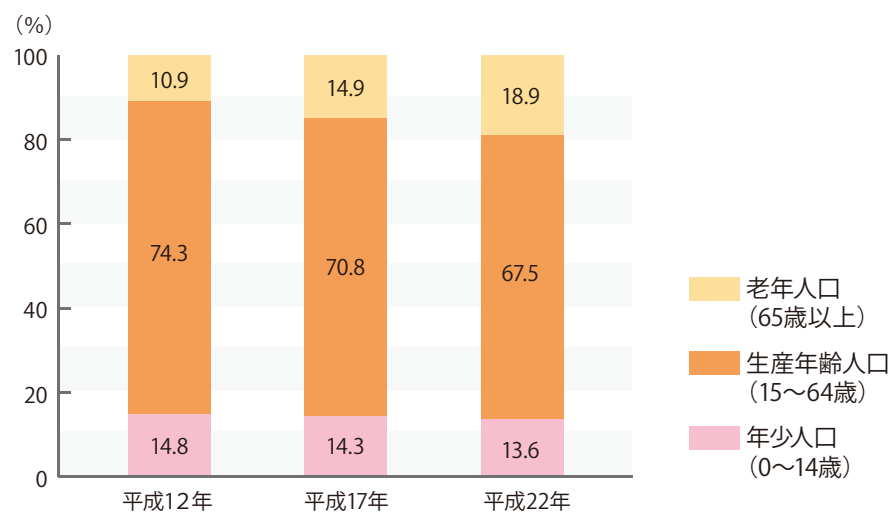
- 1) 北西部地域における平成22年現在の人口は42,708人であり、市域全体の人口の約17.6%を占めています。
- 2) 平成2年以降の人口推移を見ると、平成22年までに1,357人増加しており、各地域の中で、唯一人口増加が見られる地域となっています。
- 3) 世帯数については、平成22年現在19,195世帯となっており、1世帯当たりの平均世帯人員は2.22人／世帯で、市域全体の2.28／世帯を下回っています。
- 4) 高齢化率については、平成22年現在約18.9%で市域全体の約22.2%より低く、各地域の中でも1番低い値となっています。

■ 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

■ 年齢3区分別人口

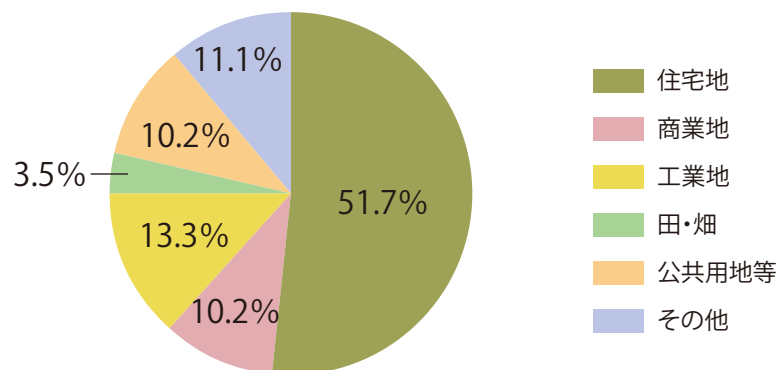


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

(2) 土地利用

- 1) 本地域の土地利用状況は、住宅地が約163ha(約51.7%)、商業地が約32ha(約10.2%)、工業地が約42ha(約13.3%)、田・畑が約11ha(約3.5%)、公共用地等が約32ha(約10.2%)、その他が約35ha(約11.1%)となっています。
- 2) 香里園駅西側を中心に商業系土地利用が図られているとともに、これを取り巻く周辺地域では、木造賃貸住宅により形成されている密集住宅地区の改善が進められています。また、都市計画道路香里駅前線や駅前広場などの都市基盤整備に伴い、高層マンション等の立地が進んでいます。
- 3) 国道1号(寝屋川バイパス)と国道170号に挟まれた地域において、大規模工場跡地における住宅地開発が進むなど、住宅と工場等が混在した土地利用が形成されています。
- 4) 本地域内の西部には、旧集落が形成されています。
- 5) 国道1号(寝屋川バイパス)や国道170号などの沿道において、流通業務施設や沿道サービス施設などが立地しており、近年では、大規模工場跡地に大型商業施設やマンションなどが立地しています。
- 6) 本地域内の北西部において、比較的まとまりのある農地が広がっています。

■ 土地利用構成比



資料：都市計画基礎調査(平成18年)



(3) 都市基盤施設(道路・公園等)

- 1) 都市計画道路については、国道1号線、木屋田井線、茨木寝屋川線、木屋郡線、香里駅前線・同駅前広場、枚方八尾線、松屋線が整備(一部未整備を含む。)されるなど、駅周辺をはじめとする地域内における交通ネットワークが整いつつあります。
- 2) 都市計画公園については、太間公園、香里北さざんか公園、田井西公園、木屋元町公園、香里西公園が整備(一部未整備を含む。)されています。
- 3) 都市計画緑地については、淀川河川公園が整備されています。
- 4) 供給処理施設等については、寝屋川中継ポンプ場、石津中継ポンプ場が整備されています。
- 5) 公共交通(バス)については、市内のバス交通の不便地域を解消するため、香里園駅西側を起点として、木屋・太間地域から点野・葛原方面を結ぶルートと、日新町・音羽方面を経て寝屋川市駅東口を結ぶルートにおいて、「タウンくる」が運行されています。

(4) その他公共施設等

- 1) 西北コミュニティセンター、香里市民センター、男女共同参画推進センター、ふれあいプラザ香里、香里浄水場などがあります。
- 2) 保育所・保育園(5箇所)、幼稚園(2園)、小学校(4校)、中学校(2校)があります。
- 3) 太間排水機場、水生生物センターがあります。

(5) 水や緑、歴史文化

- 1) 広大で自然豊かな淀川河川公園は「新寝屋川八景」に指定されています。また、幹線水路の桜は、大阪みどりの百選に選ばれています。
- 2) 本地域には、淀川をはじめ、寝屋川導水路、幹線水路が流れています。
- 3) 鞆呂岐(ともろぎ)神社、二十箇(にじっか)用水記念碑、茨田堤(まんだのつつみ)碑、淀川河川公園等を結んだルート【淀川コース】などを「ねやがわ文化と歴史のみち」として設定し、ふるさと「寝屋川」を実感することができるやすらぎと憩いの場が形成されています。
- 4) 淀川河川公園には、北河内自転車道(北河内サイクルライン)があります。

地域の現況と特性に関する ワークショップにおける意見

ワークショップにおいて「地域の良いところ(まちづくりの資源)」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「まちづくりにおいて特に大切にしたい資源」として挙げられています。

◆ まちづくりにおいて特に大切にしたい資源

- ① 公共交通が便利なところ
- ② 買い物の利便性が良いところ
- ③ “香里園”というネーミングの良いところ

3 地域の課題

(1) 駅周辺における都市機能の充実と魅力の向上

- 1) 香里園駅周辺については、駅前広場や道路などの基盤整備に伴い、既存商店街を維持しつつ、高層マンションや商業施設の立地が進むなど、土地の高度利用とともに多様な都市機能が集積されていることから、今後もこれらの機能の充実を図り、便利で暮らしやすいにぎわいのあるまちとしてのブランド確立を目指すなど、魅力ある都市核の形成が求められます。
- 2) 京阪本線連続立体交差事業の推進により、医療施設、商業施設などの駅東側に集積する都市機能との連携強化を図るとともに、駅前のパブリック空間を活用した人々の交流を促すなど、都市核の更なる活性化が求められます。

(2) 京阪本線連続立体交差事業の推進

- 本地域を京阪本線が南北に縦貫するとともに、多くの踏み切りが存在することから、歩行者の安全性や車両の通行などの交通・安全機能に支障が生じています。
このため、連続立体交差事業の推進と併せて、その周辺地域における新たな道路整備を推進するなど、利便性の高い交通環境や安心して歩ける歩行者空間を確保するとともに、必要に応じてその沿道利用の促進が求められます。

(3) 駅周辺におけるまちづくりの推進

- 香里園駅周辺については、香里園駅東地区第一種市街地再開発事業や西側駅前広場の整備が進むとともに、京阪本線連続立体交差事業の推進などにより、今後においても本地域のまちの様相が大きく変化することが予想されます。
これらのことから、「寝屋川市香里園駅周辺地区まちづくり構想」に基づく取り組みを進めるとともに、密集住宅地区や住工混在地区の改善を図るなど、地域一体におけるまちづくりが求められます。



(4) 幹線道路沿道におけるまちづくり

- 1) 国道1号(寝屋川バイパス)や国道170号、主要幹線道路茨木寝屋川線などの主要幹線道路沿道については、流通業務施設や沿道サービス施設が立地していることから、これらの機能充実が求められます。
- 2) 主要地方道八尾枚方線につながる国道170号沿道については、沿道サービス機能の集積を図る中で、日常購買施設の立地誘導に努めるなど、市民に密着した沿道利用の促進とともに、地域コミュニティの活性化が求められます。

(5) 災害に強いまちづくりの推進

- 1) 近年多発する豪雨等に対応するため、水路や雨水排水管の適正な維持管理を行うとともに、雨水貯留施設の設置など更なる浸水被害防除の対策が求められます。
- 2) 本地域内の西部における、狭あいな道路が多く存在する消防活動が困難な地域については、防災性の向上が求められます。

(6) 水と緑豊かな良好な自然環境の保全

- 1) 淀川や幹線水路、寝屋川導水路の水辺空間と、淀川河川公園などのみどり空間により形成される自然環境の保全や形成が求められます。
- 2) 鞆呂岐神社や茨田堤碑などの歴史的資源を活かした魅力ある都市空間の形成が求められます。
- 3) 大規模自転車道として整備された北河内自転車道(北河内サイクルライン)を活用するなど、淀川河川公園や文化施設などを広域的に結び、市民の自然とのふれあいやスポーツ、レクリエーションの場としての充実が求められます。
- 4) 本地域内の北西部については、まとまりのある良好な農地により形成される自然環境の保全が求められます。



地域の課題に関する ワークショップにおける意見

ワークショップにおいて「地域の改善課題」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「重点的に取り組むべき改善課題」として挙げられています。

◆ 重点的に取り組むべき改善課題

- 1 道路の狭さの解消や京阪電車の立体化の促進など安全で円滑な道路交通体系の整備
- 2 浸水害への対応
- 3 安心できるコミュニティづくり

4 地域の目標

◆誰もが集い にぎわいのある駅周辺のまちづくり

香里園駅周辺を中心に形成されている、既存商店街などの商業施設をはじめとする多様な都市機能を活用するとともに、京阪本線連続立体交差事業の推進による駅東西の一体化を図る中で、新たに歩行者導線を確保するなど、安全で快適に移動できる駅へのネットワークの充実に努め、世代を問わずに誰もが集うにぎわいのあるまちづくりを目指します。

◆安全・快適な交通環境やまちなみ形成

京阪本線連続立体交差事業により、踏切除却や市街地の一体性の確保を目指す中で、地域における新たな交通ネットワークを構築するなど、駅へのアクセス性の向上や安全・快適な交通環境を形成するとともに、主要幹線道路沿道における沿道サービス施設等の立地を誘導することにより、交通利便性を活かしたまちなみ形成と地域の活性化を目指します。

◆自然環境を活かし 安全で快適な魅力あふれるまちづくり

産学公民協働による「寝屋川市香里園駅周辺地区まちづくり構想」に基づく取り組みをもとに、京阪本線連続立体交差事業の推進に伴う都市基盤施設の充実を図り、生活利便性の向上や安全・快適な交通環境を形成するとともに、淀川河川公園や幹線水路の桜並木などの地域資源や既存道路を活かしながら、歩行者が安全で快適に回遊できるネットワークの形成を図るなど、自然環境を活かした安全で快適な魅力あふれるまちづくりを目指します。



ワークショップにおけるまちづくりの目標

ワークショップでは、北西部地域において重点的に取り組むことが必要なまちづくりの課題に対して、その取り組みを進めていくために必要な条件を検討し、以下のとおり取り組みの方向がまとめられました。

人々の交流や付き合いを深め、子どもを安心して育てることができる環境づくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 災害などに備え、地域で助け合うことができ、安心して暮らせるまちをつくろう！

淀川の自然や地域の歴史文化を活かし、歩いて暮らせる楽しいまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 誰もが安心して楽しく歩けるみちをつくろう！

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針①

種 類	内 容
土 地 利 用	● 既存住宅地における定住性の確保を目指し、良好な住環境の維持保全や向上に努めます。 ● 国道1号(寝屋川バイパス)や国道170号などの幹線道路沿道については、沿道サービス施設等の立地誘導に努めます。 ● 都市核(香里園駅周辺)を取り巻く周辺地域については、日常生活に必要なサービス機能等が整った利便性の高い住宅地の形成に努めます。 ● 本地域内の北西部に広がる市街化調整区域の農地等については、保全を前提とした上で、周辺環境や景観との調和を図りつつ、地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導に努めます。
市 街 地 整 備 等	● 香里園駅周辺については、香里園駅東地区第一種市街地再開発事業や京阪本線連続立体交差事業を推進するとともに、民間活力の導入や産学公民が連携・協働する駅周辺のまちづくりを進め、質の高い広域拠点を目指し、本市の“北核”としての形成を推進します。 ● 香里園駅西側に広がる密集住宅地区(香里地区)の改善を推進するとともに、国道1号(寝屋川バイパス)と国道170号に挟まれた地域における住工混在の改善に努めます。 ● 道路が狭あいな旧集落地区などについては、防災上必要な道路などの空間確保に努め、安全・安心な住環境の形成に努めます。
道 路・交 通 体 系	● 京阪本線連続立体交差事業を推進し、都市交通の円滑化や市街地の分断解消を図ります。 ● 京阪本線連続立体交差事業に伴い、沿線を含んだ一体的なまちづくりの観点から、駅前広場や道路の整備などを推進することにより、利便性の高い交通環境と快適でゆとりのある歩行者空間を形成するなど、駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを目指し、交通ネットワークの充実を図ります。 ● 密集住宅地区(香里地区)における主要生活道路の整備を推進します。

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針②

種 類	内 容
そ の 他 都 市 施 設 整 備	● レクリエーション拠点である淀川河川公園を中心として、寝屋川導水路などの水辺空間を活かした、水と緑のネットワーク軸の形成に努めます。
安 全 で 安 心 で き る ま ち づ くり	● 歩行空間のバリアフリー化への取り組みとして、車いす使用者がすれ違えるように、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配等の改善に努めます。 ● 生活道路の整備に努めるなど、高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進を図ります。 ● 地域の防災環境を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図るなど、地域防災力の向上に努めます。 ● 市街地における治水機能や建築物の耐震化率の向上に努めます。
景観の形成 や自然環境 の 保 全 等	● 寝屋川市景観基本計画に基づき「景観重点ゾーン」に位置づけられた淀川河川軸などを中心に、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「景観重点地区」の指定に向けた取り組みを進めます。 ● 市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の保全活動を支援するとともに、自然環境や景観に配慮した貴重な水辺空間の整備と保全に努めます。



6 整備方針図

《農地等の自然環境の保全》
○市街化調整区域における農地等
による自然環境の保全

《住工共存のまちづくり》
○住工混在地域における住環境と
操業環境の保全

《レクリエーション拠点》
○淀川河川公園を中心とした
水と緑のネットワークの形成
○広大な自然環境を活用した
レクリエーションの場の充実

《幹線道路沿道の土地利用》
○国道1号(寝屋川バイパス)などにおける
流通業務、沿道サービス機能の充実

『地域全体の方針』

- 「寝屋川市香里園駅周辺地区まちづくり構想」に基づく取り組み推進
- 淀川などの自然環境を活かした安全で快適な魅力あふれるまちづくり
- 既存住宅地における定住性の確保を目指した良好な住環境の維持保全や向上
- 狭あいな道路が多く存在する消防活動困難地域における防災性の向上等による災害に強いまちづくりを推進
- 歩行者空間における安全性の確保
- 香里園駅を中心とした景観形成
- 市街地における治水機能や耐震化率の向上

《都市核の形成》
○にぎわいと魅力ある都市核の形成
○香里園駅を中心とした商業機能の充実
○駅東西の一体化や交通ネットワークの充実
などによる市民交流の促進

《駅周辺におけるまちづくり》
○新たな交通ネットワーク形成に伴う駅への
アクセス性の向上や地域の活性化を目指
した土地利用の誘導
○密集住宅地区の改善

《幹線道路沿道のまちづくり》
○市民に密着した沿道利用の促進
○地域コミュニティの活性化

《連続立体交差事業の推進》
○踏切除却や市街地の一体性確保
○新たな交通ネットワークの形成に
よる都市交通の円滑化や歩行者
の安全性確保

凡 例

《拠 点》

- 都市核
- レクリエーション拠点

《土地利用》

- 一般住宅Aゾーン
- 都市居住ゾーン
- 商業・業務ゾーン
- 沿道サービスゾーン
- 住工共存ゾーン
- 自然環境共生ゾーン
- レクリエーション・緑地ゾーン

《都市施設等》

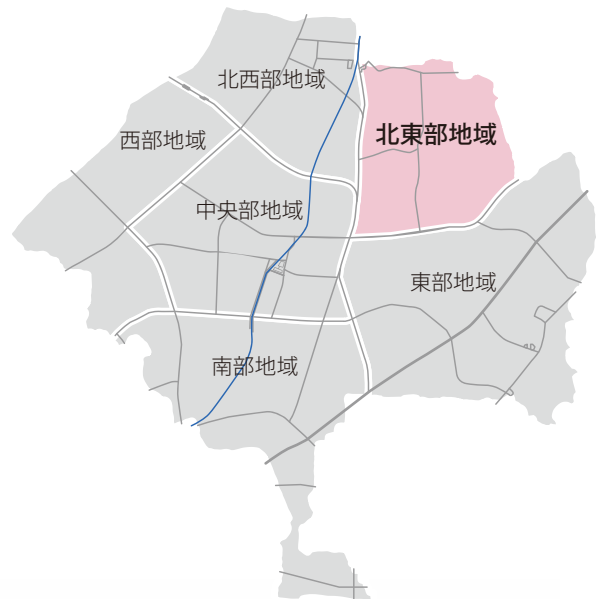
- 都市計画道路(整備済)
- 都市計画道路(未着手)
- 地域の主要道路
- 都市計画公園(着色部分⇒整備済)
- 都市計画緑地(着色部分⇒整備済)
- 供給処理施設等
- 主な河川・水路

2. 北東部地域

1 地域の概況

- ① 市域の北東部に位置します。
- ② 本地域内の北西部に香里園駅があります。
- ③ 本地域は、枚方市域界と国道170号や主要地方道枚方交野寝屋川線、主要地方道八尾枚方線に囲まれています。
- ④ 本地域には寝屋川公園墓地などの公園が配置され、寝屋川や南前川が東西に流れています。
- ⑤ 本地域の面積は、約337haです。

■ 北東部地域の位置



■ 北東部地域の概況図

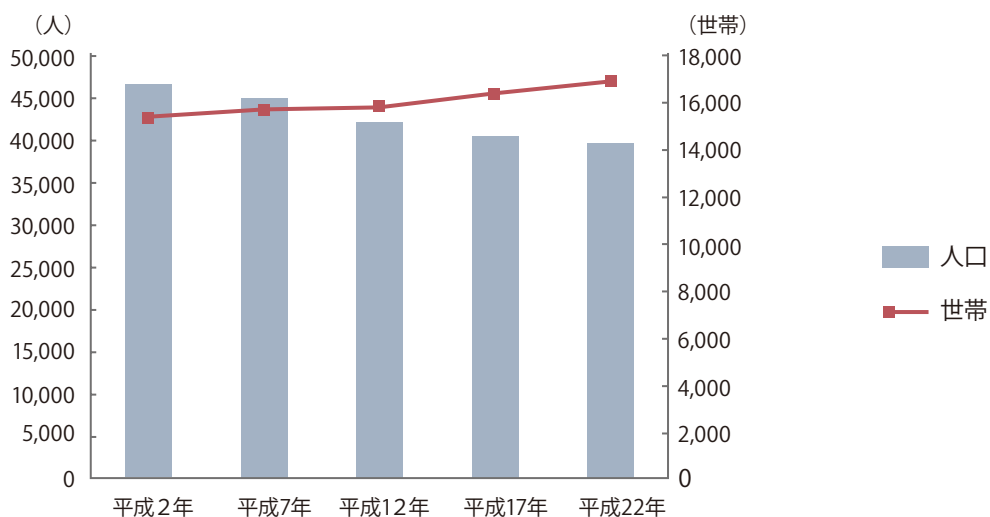


2 地域の現況と特性

(1)人口

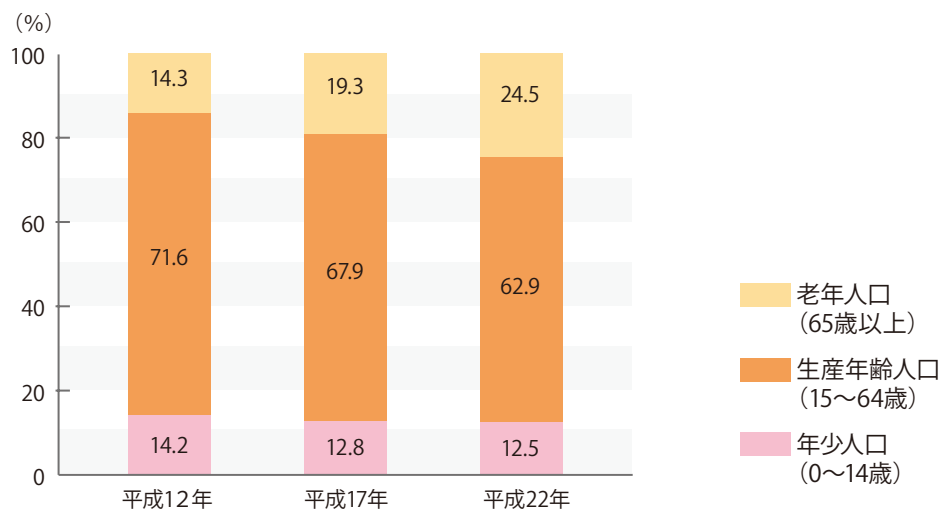
- 1) 北東部地域における平成22年現在の人口は39,750人であり、市域全体の人口の約16.4%を占めています。
- 2) 平成2年以降の人口推移を見ると、平成22年までの各年で減少しており、各地域の中でも1番高い減少率となっています。
- 3) 世帯数については、平成22年現在16,925世帯（1世帯当たりの平均世帯人員は2.35人／世帯）で、人口の減少に対して、平成2年以降の各年で増加しています。
- 4) 高齢化率については、平成22年現在約24.5%で市域全体の約22.2%より高く、各地域の中でも1番高い値となっています。

■ 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

■ 年齢3区分別人口

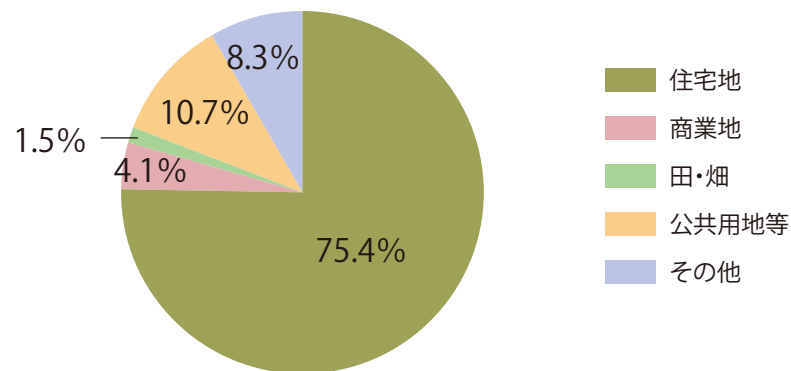


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

(2) 土地利用

- 1) 本地域の土地利用状況は、住宅地が約254ha(約75.4%)、商業地が約14ha(約4.1%)、田・畑が約5ha(約1.5%)、公共用地等が約36ha(約10.7%)、その他が約28ha(約8.3%)となっています。
- 2) 香里園駅東側において、香里園駅東地区第一種市街地再開発事業により、医療施設や高層住宅、商業施設などが立地しています。
- 3) 本地域内の北東部には、緑豊かで閑静な住宅地が広く形成されており、近年では、三井南町地区や成田西町香風台地区などにおいて、地区計画制度を活用した良好な住環境の保全が図られています。
- 4) 本地域内の西部には、旧集落が形成されています。
- 5) 本地域内の南東部には、大規模な公的賃貸住宅が立地しています。

■ 土地利用構成比



資料：都市計画基礎調査(平成18年)

(3) 都市基盤施設(道路・公園等)

- 1) 都市計画道路については、香里園駅東線・同駅前広場、枚方八尾線が整備(一部未整備を含む。)され、駅東周辺の交通環境が改善されています。
- 2) 都市計画公園については、湯屋が谷さくら公園、成田西公園、寝屋川公園墓地、成田公園、国松公園が整備(一部未整備を含む。)されています。
- 3) 公共交通(バス)については、香里園駅東側を起点として、枚方市方面や交野市方面、また、寝屋川市駅東側や三井団地・寝屋南方面へのルートにおいて、路線バスが運行されています。

(4) その他公共施設等

- 1) 東北コミュニティセンター、中央高齢者福祉センターなどがあります。
- 2) 保育所・保育園(5箇所)、幼稚園(3園)、小学校(4校)、中学校(4校)、高等学校(2校)があります。
- 3) 本地域には、包括連携協定を締結している学校法人聖母女学院(大阪聖母学院小学校、大阪聖母女学院中学校・高等学校)、学校法人同志社(同志社香里中学校・高等学校)、学校法人関西医科大学(関西医科大学香里病院)があります。

(5) 水や緑、歴史文化

- 1) 成田山不動尊は「新寝屋川八景」に指定されています。
- 2) 本地域には、寝屋川や南前川が流れています。
- 3) 友呂岐神社、春日神社などの社寺の歴史を感じさせる雰囲気があります。
- 4) 国登録文化財の聖母女学院校舎、府指定天然記念物の春日神社の椎の社叢(しいのしゃそう)、市指定史跡の伝・秦河勝(はたのかわかつ)の墓、湯屋が谷(ゆやがだに)の弘法井戸(こうぼういど)、国松の弘法井戸、成田山不動尊(なりたさんぶどうそん)等を結んだルート【弘法井戸コース】や、細屋神社、友呂岐神社、寝屋川公園墓地等を結んだルート【みどりの道コース】などを「ねやがわ文化と歴史のみち」として設定し、ふるさと「寝屋川」を実感することができるやすらぎと憩いの場が形成されています。
- 5) 寝屋川沿いには、サイクルロードはちかづきが整備されています。



地域の現況と特性に関する ワークショップにおける意見

ワークショップにおいて「地域の良いところ(まちづくりの資源)」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「まちづくりにおいて特に大切にしたい資源」として挙げられています。

◆ まちづくりにおいて特に大切にしたい資源

- ① 緑が多く環境がよい
- ② コミュニティが活発である
- ③ 駅前に関西医大(病院)ができる。日当たりも良く住環境がよい

3 地域の課題**(1) 質の高いまちなみや魅力ある都市核の形成**

- 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業に伴う交通環境の改善や地域医療の充実、また、駅前の新たなランドマークであるタワー型マンションの立地などにより形成された都市核の更なる充実を目指し、京阪本線連続立体交差事業に伴う新たな駅前整備などを見据え、駅東西が一体となった質の高いまちなみの形成が求められます。

(2) 駅周辺をはじめとする交通ネットワークの充実

- 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業に伴う駅前広場等の整備により、駅前における交通環境が大きく改善された反面、地域全体においては、狭あいな道路や交通量の多い主要道路に歩道が設置されていない箇所が存在しています。
このため、道路環境整備については、交通機能や歩行者等の安全性の確保を目指す中で、都市計画道路の整備の方向性などを検討するとともに、既存道路を活用した交通ネットワークの充実が求められます。

(3) 地域特性に応じた良好なまちなみの形成

- 1) 国道170号と主要地方道枚方交野寝屋川線沿道については、流通業務施設や沿道サービス施設が立地していることから、これらの機能充実が求められます。
- 2) ゆとりのある良好なまちなみが形成されている地域については、道路空間の確保や敷地の細分化を防止するなど、良好な住環境の維持・保全が求められます。
- 3) 戸建て住宅等により形成される既存住宅地における居住環境の維持・向上が求められます。
- 4) 公的賃貸住宅の老朽化、耐震性の不足などの課題改善やストック管理に努めるなど、居住の安定（住宅セーフティネット）の確保が求められます。
- 5) 本地域内の西部など、狭あいな道路が多く存在する消防活動が困難な地域については、防災性の向上が求められます。
- 6) 近年多発する豪雨等に対応するため、水路や雨水排水管の適正な維持管理を行い、浸水被害防除に努めることが求められます。

(4) まちの資源を活用した都市空間の形成

- 1) 寝屋川などの水辺空間と寝屋川公園墓地などのみどり空間により形成される自然環境の保全や形成が求められます。
- 2) 本地域には、歴史的に由緒ある成田山不動尊などの社寺仏閣や著名な学校など、歴史・文化的な資源が多いことから、これらの資源を活用し、市民が楽しみながら回遊できる魅力ある都市空間の形成が求められます。

**地域の課題に関する
ワークショップにおける意見**

ワークショップにおいて「地域の改善課題」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「重点的に取り組むべき改善課題」として挙げられています。

◆ 重点的に取り組むべき改善課題

- ① 安心して歩ける道が必要（自転車のマナーが悪い）
- ② 高齢者なども考慮し、買い物に便利なまちにしていける必要がある（シャトルバスの運行）
- ③ 京阪電車の立体化の促進が必要

4 地域目標

◆香里園かほりまちを中心とした都市核の充実

関西医科大学香里病院をはじめ、様々な都市機能を備えた都市核としての充実を図るため、京阪本線連続立体交差事業の推進とともに、駅西側を含めた周辺と一体的なまちづくりに努めるなど、医療・商業・業務・居住などの都市機能を有した質の高い広域拠点として更なる機能の充実を目指します。

また、駅への交通ネットワークの充実を図ることにより、交通機能や歩行者等の安全性の確保に努め、市民の交流拠点として地域コミュニティの活性化を促します。

◆利便性の高い良質な住宅地の形成

みどり豊かでゆとりのある良好な住環境を有する住宅地の維持・保全に努めるとともに、大規模な公的賃貸住宅などにおけるコミュニティバランスの維持を目指します。

また、京阪本線連続立体交差事業による踏切の除却や市街地の一体性の確保をはじめとして、地域内の交通ネットワークの検証を行うなど、交通機能の充実やゆとりのある歩行者空間の形成を図り、誰もが安全で安心できる利便性の高い良質な住宅地の形成を目指します。

◆歴史文化資源や自然豊かなまちづくり

成田山不動尊などの社寺仏閣をはじめとする史跡・文化財を有するとともに、寝屋川公園墓地などによるみどり豊かなまちなみが形成されていることから、自然や歴史文化を兼ね備えたまちなみを維持・保全することにより、地域の魅力向上を目指します。

また、寝屋川公園墓地や寝屋川などにより形成される水と緑のネットワーク軸を活用し、自然とのふれあいや人々の交流を促します。



ワークショップにおけるまちづくりの目標

ワークショップでは、北東部地域において重点的に取り組むことが必要なまちづくりの課題に対して、その取り組みを進めていくために必要な条件を検討し、以下のとおり取り組みの方向がまとめられました。

災害に強いまちづくりと安心して歩くことができるみちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 災害などに備え、地域で助け合うことができ、安心して暮らせるまちをつくろう！
- 安心して歩くことができるみちをつくろう！

外出や買い物など高齢者が安心して暮らせるまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 高齢者も楽に買い物ができるまちをつくろう！

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針①

種 類	内 容
土 地 利 用	● 低層住宅地をはじめとする既存住宅地における定住性の確保を目指し、良好な住環境の維持保全や向上に努めます。 ● 主要地方道八尾枚方線などの幹線道路沿道については、沿道サービス施設等の立地誘導に努めます。 ● 都市核(香里園駅周辺)を取り巻く周辺地域については、日常生活に必要なサービス機能等が整った利便性の高い住宅地の形成に努めます。
市 街 地 整 備 等	● 香里園駅周辺については、香里園駅東地区第一種市街地再開発事業や京阪本線連続立体交差事業を推進するとともに、民間活力の導入や産学公民が連携・協働する駅周辺のまちづくりを進め、質の高い広域拠点を目指し、本市の“北核”としての形成を推進します。 ● 道路が狭あいな旧集落地区などについては、防災上必要な道路などの空間確保に努め、安全・安心な住環境の形成に努めます。
道 路・交 通 体 系	● 京阪本線連続立体交差事業を推進し、都市交通の円滑化や市街地の分断解消を図ります。 ● 京阪本線連続立体交差事業に伴い、沿線を含んだ一体的なまちづくりの観点から、駅前広場や道路の整備などを推進することにより、利便性の高い交通環境と快適でゆとりのある歩行者空間を形成するなど、駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを目指し、交通ネットワークの充実を図ります。



5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針②

種 類	内 容
そ の 他 都 市 施 設 整 備	● レクリエーション拠点である寝屋川公園墓地を中心として、寝屋川などの水辺空間を活かした、水と緑のネットワーク軸の形成に努めます。
安 全 で 安 心 で き る ま ち づ くり	● 歩行空間のバリアフリー化への取り組みとして、車いす使用者がすれ違えるように、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配等の改善に努めます。 ● 生活道路の整備に努めるなど、高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進を図ります。 ● 地域の防災環境を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図るなど、地域防災力の向上に努めます。 ● 市街地における治水機能や建築物の耐震化率の向上に努めます。
景 観 の 形 成 や 自 然 環 境 の 保 全 等	● 寝屋川市景観基本計画に基づき「景観重点ゾーン」に位置づけられた香里園駅周辺などを中心に、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「景観重点地区」の指定に向けた取り組みを進めます。 ● 市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の保全活動を支援するとともに、自然環境や景観に配慮した貴重な水辺空間の整備と保全に努めます。



6 整備方針図

《連続立体交差事業の推進》

- 踏切除却や市街地の一体性確保
- 新たな交通ネットワークの形成による都市交通の円滑化や歩行者の安全性確保

《都市核の形成》

- 香里園駅を中心とした都市機能の充実
- 駅周辺における交通ネットワークの充実
- 駅東西が一体となった質の高いまちなみの形成
- 交流拠点としての地域コミュニティの活性化

《幹線道路沿道の土地利用》

- 主要地方道八尾枚方線沿道における沿道サービス機能の充実

『地域全体の方針』

- 戸建て住宅や中高層住宅により形成される既存住宅地の居住環境の維持・向上
- 狭い道路が多く存在する消防活動困難地域における防災性の向上等による災害に強いまちづくりを推進
- 既存道路を活用した交通ネットワークの充実
- 歴史資源等を活用した魅力ある都市空間の形成
- 歩行者空間における安全性の確保
- 香里園駅を中心とした景観形成
- 市街地における治水機能や耐震化率の向上

《都市居住機能の充実》

- 駅周辺の外縁部における日常生活に必要なサービス機能等の充実

《良好なまちなみ形成》

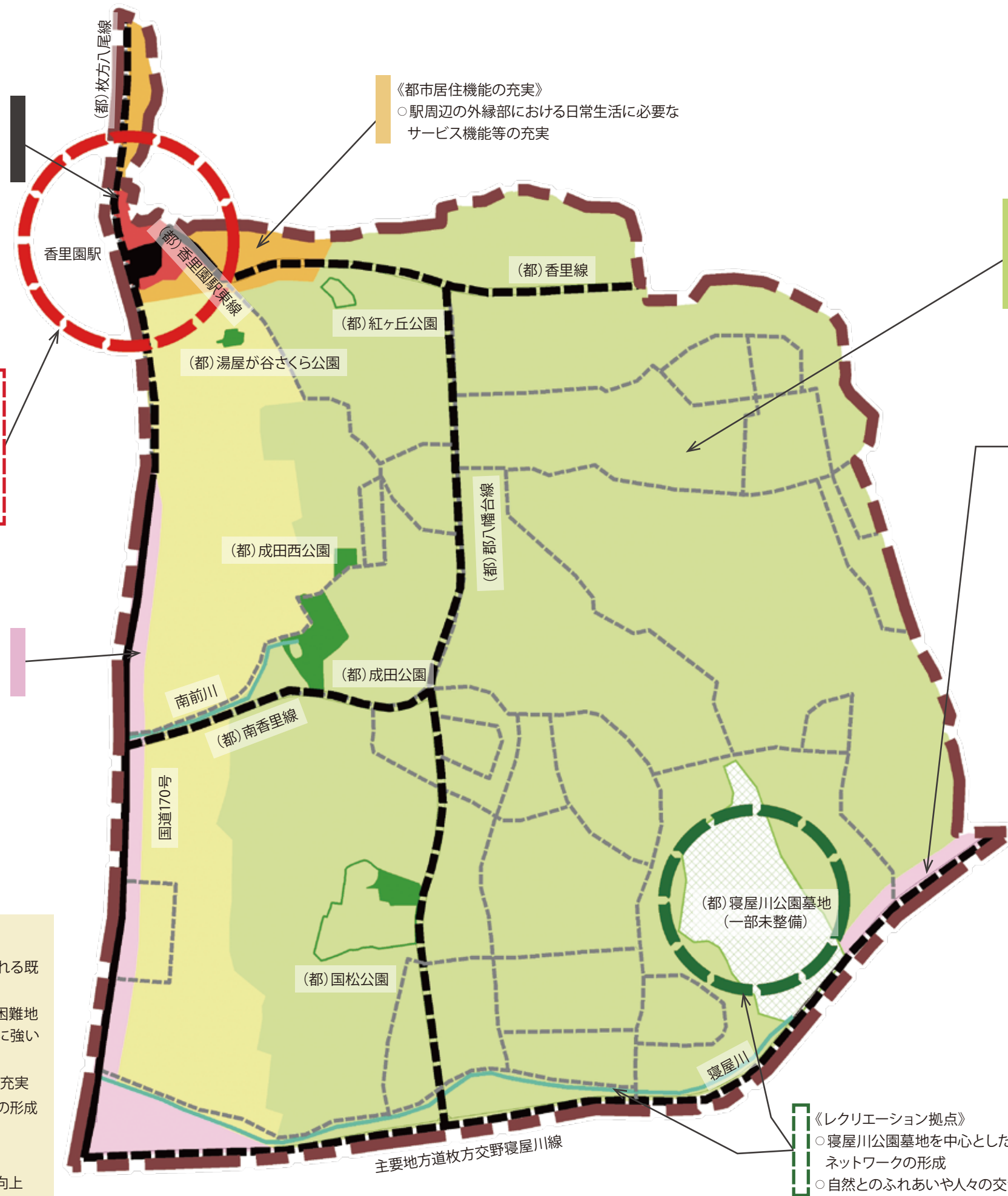
- 良好な居住環境を有する戸建て住宅地における住環境の保全
- 大規模公的賃貸住宅におけるコミュニティバランスの維持

《幹線道路沿道の土地利用》

- 主要地方道枚方交野寝屋川線沿道における沿道サービス機能の充実

《レクリエーション拠点》

- 寝屋川公園墓地を中心とした水と緑のネットワークの形成
- 自然とのふれあいや人々の交流促進



凡 例

《 拠 点 》

- 都市核
- レクリエーション拠点

《 土 地 利 用 》

- 一般住宅Aゾーン
- 一般住宅Bゾーン
- 都市居住ゾーン
- 商業・業務ゾーン
- 沿道サービスゾーン
- レクリエーション・緑地ゾーン

《 都 市 施 設 等 》

- 都市計画道路(整備済)
- 都市計画道路(未着手)
- 地域の主要道路
- 都市計画公園(着色部分⇒整備済)
- 都市計画緑地(着色部分⇒整備済)
- 主な河川・水路

3. 西部地域

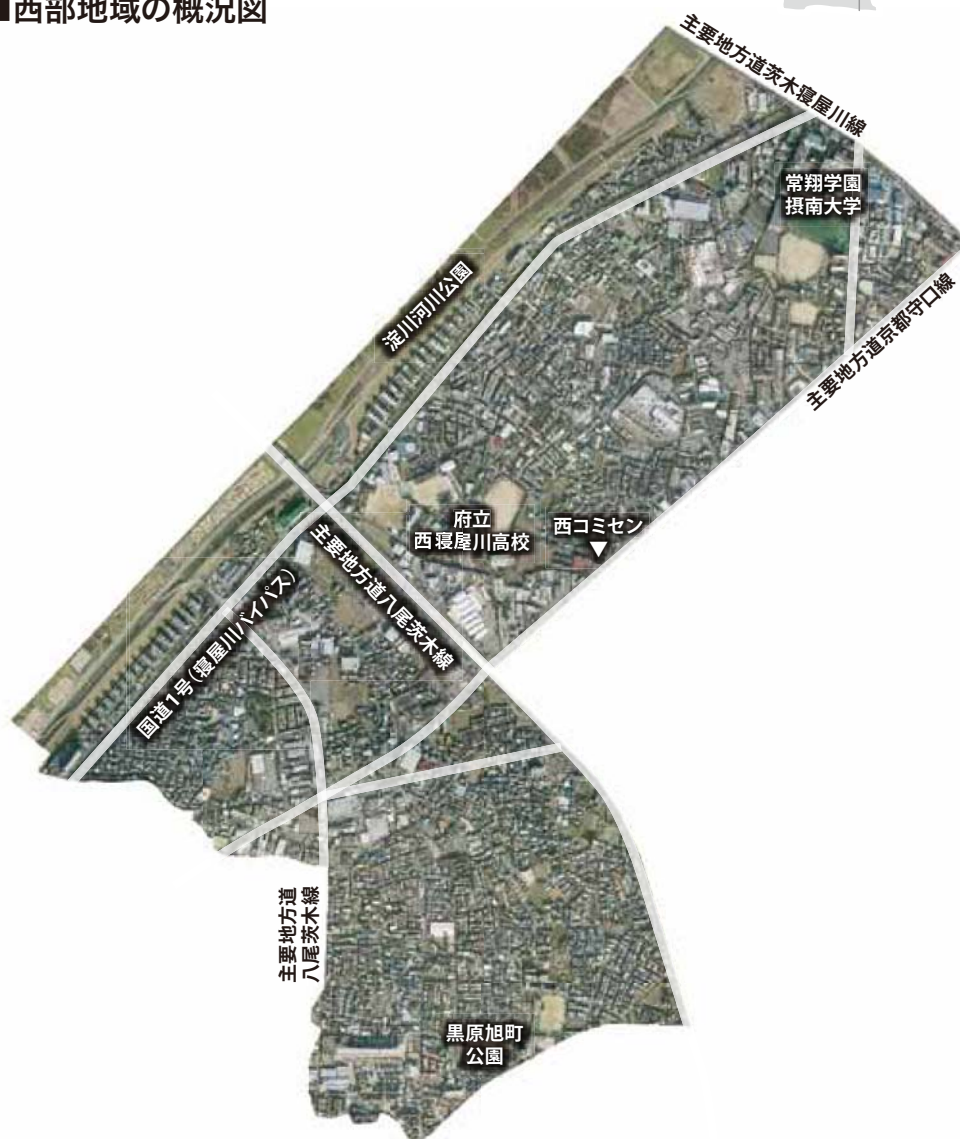
1 地域の概況

- ① 市域の西部に位置します。
- ② 本地域の西側を淀川が流れ、守口市、高槻市、摂津市の市域界と主要地方道京都守口線や主要地方道茨木寝屋川線などに囲まれています。
- ③ 本地域を、国道1号(寝屋川バイパス)、主要地方道八尾茨木線などの幹線道路が通過し、淀川河川公園などの公園・緑地が配置されています。
- ④ 本地域の面積は、約306haです。

■ 西部地域の位置



■ 西部地域の概況図

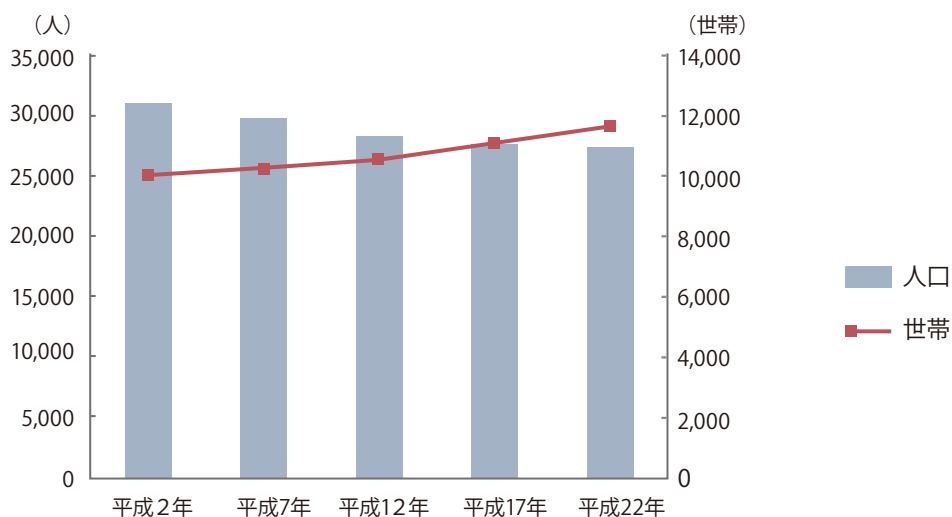


2 地域の現況と特性

(1)人口

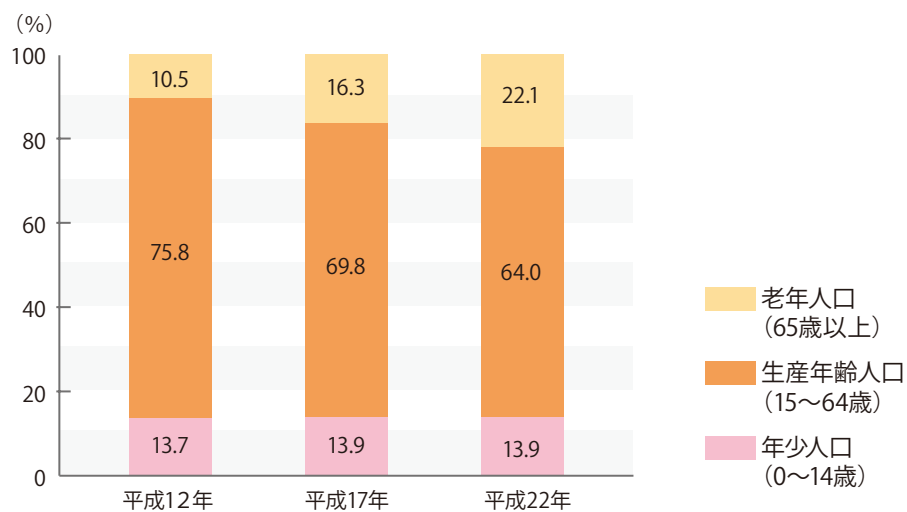
- 1) 西部地域における平成22年現在の人口は27,322人であり、市域全体の人口の約11.3%を占めており、各地域の中で1番人口の少ない地域となっています。
- 2) 人口の推移としては、平成2年から平成22年までの各年で減少が続いています。
- 3) 世帯数については、平成22年現在11,621世帯で、各年で増加傾向にあり、1世帯当たりの平均世帯人員2.35人／世帯を見ても、全市平均の2.28人／世帯を上回っています。
- 4) 高齢化率については、平成22年現在約22.1%で、市域全体の約22.2%とほぼ同じ値となっています。

■ 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

■ 年齢3区分別人口

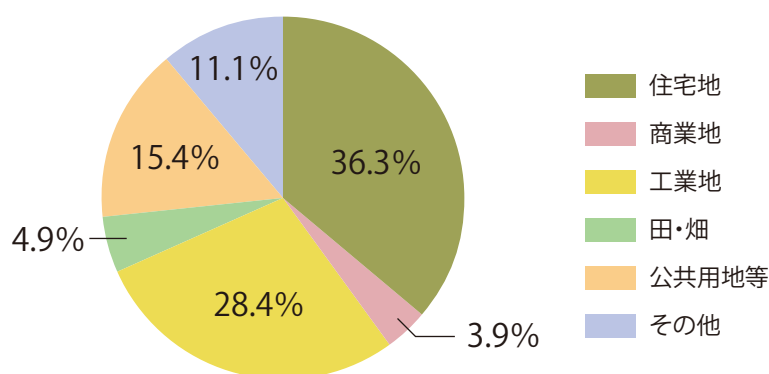


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

(2) 土地利用

- 1) 本地域の土地利用状況は、住宅地が約111ha（約36.3%）、商業地が約12ha（約3.9%）、工業地が約87ha（約28.4%）、田・畑が約15ha（約4.9%）、公共用地等が約47ha（約15.4%）、その他が約34ha（約11.1%）となっています。
- 2) 国道1号（寝屋川バイパス）と主要地方道京都守口線に挟まれた地域において、住宅と工場等が混在した土地利用が形成されています。
- 3) 国道1号（寝屋川バイパス）と淀川に挟まれた地域では、大規模な公的賃貸住宅が立地しています。
- 4) 本地域内の西部には、低層戸建て住宅地が形成されており、地区計画制度を活用した良好な住環境の保全が図られています。
- 5) 本地域内の南部には、旧集落が形成されています。
- 6) 国道1号（寝屋川バイパス）や主要地方道京都守口線などの沿道において、流通業務施設や沿道サービス施設などが立地しています。

■ 土地利用構成比



資料：都市計画基礎調査（平成18年）

(3) 都市基盤施設（道路・公園等）

- 1) 都市計画道路については、国道1号線、茨木寝屋川線、千里丘寝屋川線が整備されています。
- 2) 都市計画公園については、黒原旭町公園が整備（一部未整備。）されています。
- 3) 都市計画緑地については、淀川河川公園が整備（一部未整備。）されています。
- 4) 公共交通（バス）については、香里園駅西側を起点として、点野・葛原方面を通過し、仁和寺方面を経て寝屋川市駅西側に繋がるルートや、両駅から仁和寺方面を経て守口市へと向かうルートにおいて、路線バスが運行されています。
また、市内のバス交通の不便地域を解消するため、香里園駅西側を起点として、点野・葛原方面を経て、総合センターや寝屋川市駅東口を結ぶルートにおいて、「タウンくる」が運行されています。

(4) その他公共施設等

- 1) 西コミュニティセンターがあります。
- 2) 保育所・保育園(6箇所)、幼稚園(2園)、小学校(2校)、中学校(1校)、高等学校(1校)があります。
- 3) 本地域には、包括連携協定を締結している学校法人常翔学園(摂南大学)があります。

(5) 水や緑、歴史文化

- 1) 広大で自然豊かな淀川河川公園は「新寝屋川八景」に指定されています。また、幹線水路の桜は、大阪みどりの百選に選ばれています。
- 2) 本地域には、淀川や幹線水路が流れています。
- 3) 仁和寺氏神社、淀川等を結んだルート【淀川コース】などを「ねやがわ文化と歴史のみち」として設定し、ふるさと「寝屋川」を実感することができるやすらぎと憩いの場が形成されています。
- 4) 淀川河川公園には、北河内自転車道(北河内サイクルライン)が整備されています。



地域の現況と特性に関する ワークショップにおける意見

ワークショップにおいて「地域の良いところ(まちづくりの資源)」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「まちづくりにおいて特に大切にしたい資源」として挙げられています。

◆ まちづくりにおいて特に大切にしたい資源

- ① 淀川の河川敷に近く、緑に恵まれているところ
- ② 大学があり、協力的な活動が可能
- ③ 近くに総合センターがある

3 地域の課題**(1) 住宅と工場等が混在する地域における環境の改善**

- 国道1号(寝屋川バイパス)と主要地方道京都守口線に挟まれた地域については、戸建て住宅を主体とした住宅地と、大規模工場をはじめとする工業地が混在した土地利用が広範に渡って形成されており、住環境の悪化や操業継続が困難な状況が見受けられることから、それらの改善が求められます。

(2) 幹線道路沿道のまちづくり

- 国道1号(寝屋川バイパス)や主要地方道京都守口線の沿道については、流通業務施設や沿道サービス施設が立地していることから、これらの機能充実が求められます。

(3) 地域特性に応じた良好なまちなみの形成

- 1) 国道1号(寝屋川バイパス)と淀川に挟まれた地域については、恵まれた自然環境との調和を図るなど、水とみどりの自然空間と共存した居住環境の形成が求められます。
- 2) 戸建て住宅や中高層住宅により形成されている既存住宅地の居住環境の維持・向上が求められます。
- 3) 本地域に点在している、狭あいな道路が多く存在する消防活動が困難な地域については、防災性の向上が求められます。
- 4) 歩行者空間における安全性の確保が求められます。
- 5) 近年多発する豪雨等に対応するため、水路や雨水排水管の適正な維持管理を行うとともに、雨水貯留施設の設置など更なる浸水被害防除の対策が求められます。

(4) 広大な淀川などの自然環境を活用したうるおいあるまちづくり

- 1) 淀川や幹線水路の水辺空間と、淀川河川公園などのみどり空間により形成される自然環境の保全や形成が求められます。
- 2) 新寝屋川八景の淀川河川公園をはじめ、仁和寺氏神社や市指定文化財の正立寺(しょうりゅうじ)の梵鐘(ぼんしょう)などの歴史的資源を活かした魅力ある都市空間の形成が求められます。
- 3) 大規模自転車道として整備された北河内自転車道(北河内サイクルライン)を活用するなど、淀川河川公園や文化施設などを広域的に結び、自然とのふれあいやスポーツ、レクリエーションの場としての充実が求められます。

**地域の課題に関する
ワークショップにおける意見**

ワークショップにおいて「地域の改善課題」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「重点的に取り組むべき改善課題」として挙げられています。

◆ 重点的に取り組むべき改善課題

- ① 大学と地域の関係の距離をちぢめ、交流関係を深める
- ② 国道1号などがあり、便利である一面、地域内の道路は狭く、歩道もないところが多く、危険であり、歩行者や自転車が安心して通行できる生活道路の整備が必要である
- ③ 災害時における高齢者などの要援護者への対策が必要である

4 地域の目標

◆住宅地と工場等が共存した活力あるまちなみの形成

住宅地における生活環境と工場等の操業環境をそれぞれ保全するため、地域住民の方々と企業とのつながりの強化促進に努め、地域におけるまちづくりを促進するとともに、計画的な土地利用誘導を図ることにより、市民活動や産業の更なる活性化を目指します。

また、地域の周辺に形成される主要幹線道路網による立地ポテンシャルを活かし、既存大規模工場の操業継続を促すとともに、流通業務施設や沿道サービス施設の集積を図るなど、地域全体におけるまちの活力の向上を目指します。

◆大学を中心とした地域連携によるコミュニティを育むまちづくり

市と包括連携協定を締結している学校法人常翔学園（摂南大学）との連携により、本地域をはじめとする市内各地域の活性化を図る中で、地域住民が主役となったまちづくり活動を通じて、地域コミュニティの育成を目指します。

◆広大な自然と共生したうるおいのある都市空間の形成

淀川や淀川河川公園により形成される水とみどりのオープンスペースを活かした広大な自然環境の保全・形成に努め、これらと調和するまちなみの景観を守り、育てるなど、自然と共生したうるおいのある都市空間の形成を目指します。



ワークショップにおけるまちづくりの目標

ワークショップでは、西部地域において重点的に取り組むことが必要なまちづくりの課題に対して、その取り組みを進めていくために必要な条件を検討し、以下のとおり取り組みの方向がまとめられました。

人々の交流や付き合いを深め、子どもを安心して育てることができる環境づくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 災害などに備え、地域で助け合うことができ、安心して暮らせるまちをつくろう！
- 交通事故や犯罪のない安心して暮らせるまちをつくろう！

淀川の自然を活かし、地域と大学の交流があるまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 淀川河川敷を利用して、美しく、楽しむことができる環境を、地域と大学が連携してつくろう！

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針①

種 類	内 容
土 地 利 用	● 既存住宅地における定住性の確保を目指し、良好な住環境の維持保全や向上に努めます。 ● 国道1号(寝屋川バイパス)や主要地方道京都守口線などの幹線道路沿道については、沿道サービス施設等の立地誘導に努めます。
市 街 地 整 備 等	● 国道1号(寝屋川バイパス)と主要地方道京都守口線に挟まれた地域における住工混在の改善に努めます。 ● 道路が狭あいな旧集落地区などにおいて、防災上必要な道路などの空間確保に努め、安全・安心な住環境の形成に努めます。
道 路・交 通 体 系	● 本地域における都市計画道路については、国道1号線、茨木寝屋川線、千里丘寝屋川線が整備されています。地域内の生活道路等についても、快適な道路環境・機能の保全に努め、市民生活の利便性、快適性の確保を図ります。



5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針②

種 類	内 容
そ の 他 都 市 施 設 整 備	● レクリエーション拠点である淀川河川公園を中心として、主要地方道八尾茨木線の緑化や淀川などの水辺空間を活かした、水と緑のネットワーク軸の形成に努めます。
安 全 で 安 心 で き る ま ち づ くり	● 歩行空間のバリアフリー化への取り組みとして、車いす使用者がすれ違えるように、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配等の改善に努めます。 ● 生活道路の整備に努めるなど、高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進を図ります。 ● 地域の防災環境を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図るなど、地域防災力の向上に努めます。 ● 市街地における治水機能や建築物の耐震化率の向上に努めます。
景 観 の 形 成 や 自 然 環 境 の 保 全 等	● 寝屋川市景観基本計画に基づき「景観重点ゾーン」に位置づけられた淀川河川軸を中心に、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「景観重点地区」の指定に向けた取り組みを進めます。 ● 市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の保全活動を支援するとともに、自然環境や景観に配慮した貴重な水辺空間の整備と保全に努めます。



6 整備方針図



凡 例	
《 拠 点 》	
	レクリエーション拠点
《 土地利用 》	
	一般住宅Aゾーン
	一般住宅Bゾーン
	沿道サービスゾーン
	住工共存ゾーン
	レクリエーション・緑地ゾーン
《 都市施設等 》	
	都市計画道路(整備済)
	都市計画道路(未着手)
	地域の主要道路
	都市計画公園(着色部分⇒整備済)
	都市計画緑地(着色部分⇒整備済)
	主な河川・水路

4. 中央部地域

1 地域の概況

- ① 市域の中心部に位置します。
- ② 本地域を南北に京阪本線が縦貫し、地域の中心部に寝屋川市駅があります。
- ③ 本地域は、国道170号、主要地方道京都守口線、主要地方道八尾枚方線、主要地方道八尾茨木線、主要地方道枚方交野寝屋川線に囲まれています。
- ④ 京阪本線に沿って寝屋川が流れています。
- ⑤ 本地域の面積は、約413haです。

■ 中央部地域の位置



■ 中央部地域の概況図

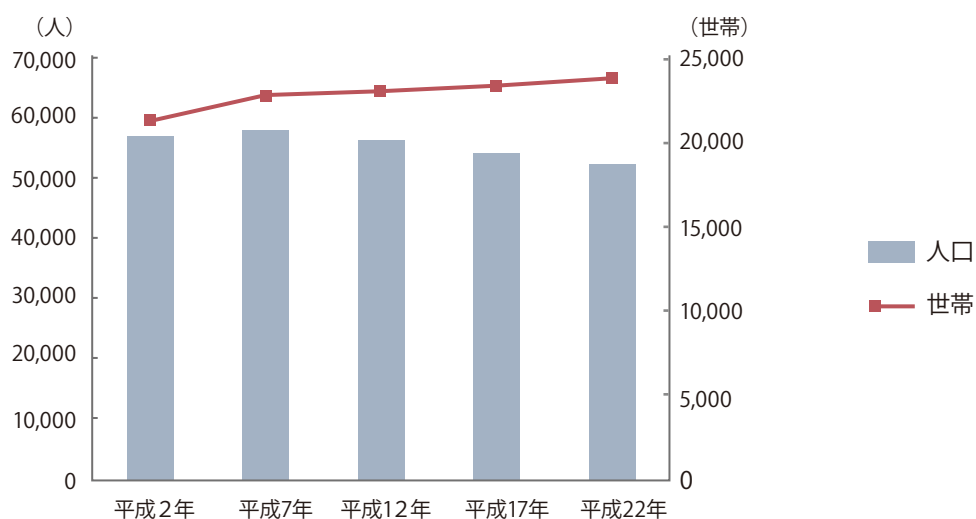


2 地域の現況と特性

(1)人口

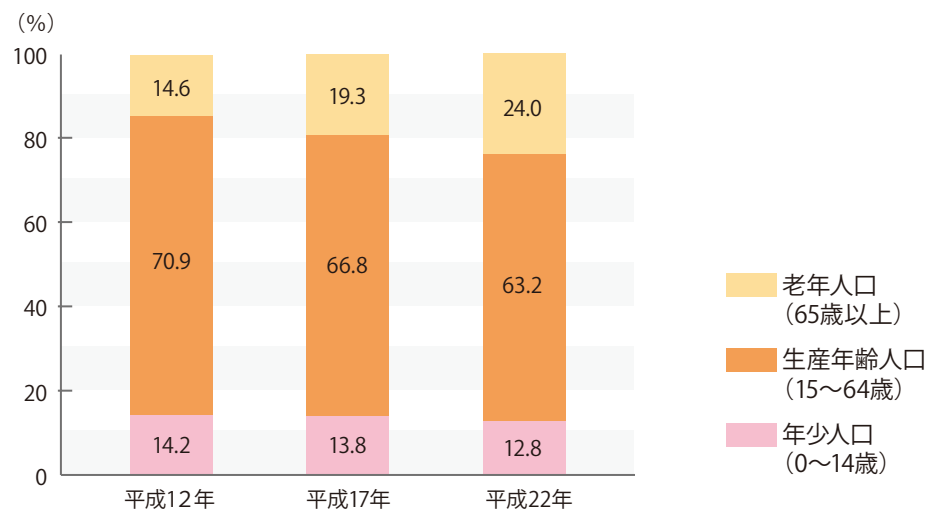
- 1) 中央部地域における平成22年現在の人口は52,442人であり、市域全体の人口の約21.6%を占めており、各地域の中で1番人口の多い地域となっています。
- 2) 人口の推移としては、平成2年から平成7年で若干の増加が見られるものの、これ以降は各年で減少が続いています。
- 3) 世帯数については、平成22年現在23,766世帯となっており、平成2年以降は各年で増加が続いており、1世帯当たりの平均世帯人員は2.21人／世帯で、各地域の中でも1番低い値となっています。
- 4) 高齢化率については、平成22年現在約24.0%であり、市域全体の約22.2%より高い値となっています。

■ 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

■ 年齢3区分別人口

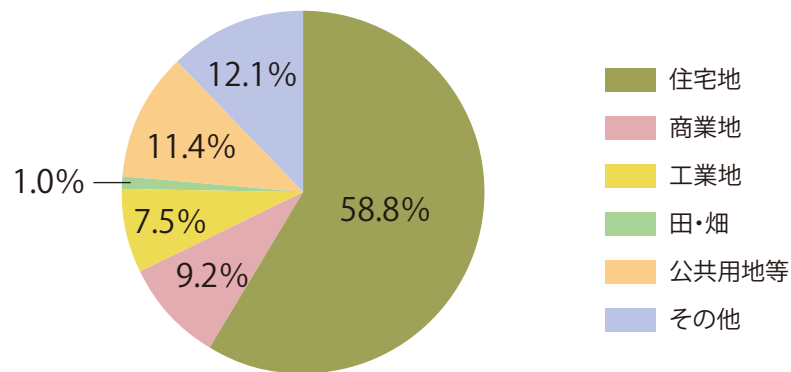


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

(2) 土地利用

- 1) 本地域の土地利用状況は、住宅地が約243ha(約58.8%)、商業地が約38ha(約9.2%)、工業地が約31ha(約7.5%)、田・畑が約4ha(約1.0%)、公共用地等が約47ha(約11.4%)、その他が約50ha(約12.1%)となっています。
- 2) 寝屋川市駅を中心に商業系土地利用が形成されており、駅の東側では、寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業により、地域交流センター(アルカスホール)などが建設され、また、駅の西側では、木造賃貸住宅により形成されている密集住宅地区の改善が進められています。
- 3) 国道170号や主要地方道枚方交野寝屋川線などの沿道において、流通業務施設や沿道サービス施設などが立地するとともに、大規模工場跡地に大型商業施設が立地しています。

■ 土地利用構成比



資料：都市計画基礎調査(平成18年)

(3) 都市基盤施設(道路・公園等)

- 1) 都市計画道路については、国道1号線、茨木寝屋川線、枚方八尾線、大阪外環状線、池田秦線、木田線、寝屋川駅木田線、千里丘寝屋川線、梅が丘黒原線、平池木田線、寝屋川駅前線・同駅前広場、対馬江大利線・同駅前広場が整備(一部未整備を含む。)されています。
- 2) 都市計画公園については、幸町公園、池田1号公園、池田けやき公園、池田2号公園、大利公園、初本町公園、高柳栄町公園が整備(一部未整備を含む。)されています。
- 3) 都市計画緑地については、友呂岐緑地が整備(一部未整備。)されています。
- 4) 供給処理施設等については、南前川ポンプ場が整備されています。
- 5) 公共交通(バス)については、寝屋川市駅からの茨木市方面ルートをはじめ、多数の路線バスが運行されています。
また、市内のバス交通の不便地域を解消するため、寝屋川市駅東側から点野・葛原方面や、香里園駅、萱島駅方面へのルートにおいて、「タウンくる」が運行されています。

(4) その他公共施設等

- 1) 寝屋川市役所、寝屋川警察署、寝屋川消防署、総合センター、地域交流センターなど数多くの公共施設が立地しています。
- 2) 保育所・保育園(10箇所)、幼稚園(3園)、小学校(5校)、中学校(2校)、高等学校(1校)があります。
- 3) 本地域には、包括連携協定を締結している学校法人大阪電気通信大学、公立大学法人大阪府立大学(大阪府立大学工業高等専門学校)があります。

(5) 水や緑、歴史文化

- 1) 市内中心部に位置する友呂岐緑地と、ねや川戎という風物詩が「新寝屋川八景」に指定されています。
- 2) 本地域には、寝屋川や古川などが流れています。
- 3) 住吉神社、友呂岐緑地、寝屋川等を結んだルート【椎の森コース】などを「ねやがわ文化と歴史のみち」として設定し、ふるさと「寝屋川」を実感することができるやすらぎと憩いの場が形成されています。
- 4) 市のシンボルにふさわしい憩いの空間として、寝屋川市駅の西側に寝屋川せせらぎ公園があります。



地域の現況と特性に関する ワークショップにおける意見

ワークショップにおいて「地域の良いところ(まちづくりの資源)」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「まちづくりにおいて特に大切にしたい資源」として挙げられています。

◆ まちづくりにおいて特に大切にしたい資源

- ① 公園が整備されているところ
- ② 駅前が美しく整備され、うるおいの空間があるところ
- ③ 府営住宅などの建て替えによるまちづくり(大利・高柳・春日・池田)

3 地域の課題**(1) 多様な都市機能を備えた都市核としての魅力向上**

- 1) 寝屋川市駅周辺については、住宅をはじめ商業・業務、教育・文化施設などの多様な都市機能が集約されており、また、駅の西側には寝屋川の水辺空間を活かした親水公園（寝屋川せせらぎ公園）が整備されていることから、これらの特性を活かすなど、都市核としての魅力の向上が求められます。
- 2) 寝屋川市駅へつながる都市計画道路寝屋川駅前線の早期完成と、その沿道における商業・業務系土地利用を誘導することにより、駅前シンボルロードにふさわしいまちなみの形成が求められます。
- 3) 市域の西側から駅へとアクセスしている主要地方道枚方交野寝屋川線については、都市計画道路対馬江大利線としての整備を促進するなど、交通機能の向上や歩行者の安全性の確保が求められます。

(2) 駅周辺地域における都市機能の向上

- 1) 寝屋川市駅東側地域に立地している市役所や大学、地域交流センターなどの教育・文化施設を活用するなど、市民の文化活動の活性化が求められます。
- 2) 寝屋川市駅西側に形成されている木造賃貸住宅が密集している地域については、主要生活道路の整備を推進するとともに、防災環境軸（都市計画道路池田清水線）の形成に努めるなど、安全で安心できるまちなみの形成が求められます。
- 3) 寝屋川市駅周辺地域については、都市計画道路対馬江大利線の整備促進とともに、都市基盤施設の整備に努めるなど、その立地ポテンシャルを活かしたまちづくりが求められます。
- 4) 近年多発する豪雨等に対応するため、水路や雨水排水管の適正な維持管理を行うとともに、雨水貯留施設の設置など更なる浸水被害防除の対策が求められます。

(3) 幹線道路沿道におけるまちづくり

- 1) 国道170号や主要地方道京都守口線などの主要幹線道路沿道については、流通業務施設や沿道サービス施設が立地していることから、これらの機能充実が求められます。
- 2) 市道池田秦線沿道については、沿道サービス機能の集積を図る中で、日常購買施設の立地誘導に努めるなど、市民に密着した沿道利用の促進とともに、地域コミュニティの活性化が求められます。
- 3) 都市計画道路対馬江大利線をはじめ、新たな道路整備が行われる場合は、周辺地域を含む一体的なまちづくりとあわせた道路整備が求められます。

(4) 水とみどりの自然空間を活かしたうるおいあるまちづくり

- 1) 寝屋川や主要地方道八尾茨木線の緑化、また、友呂岐緑地や寝屋川せせらぎ公園などにより形成される自然環境の保全・形成を図るとともに、これらのうるおいある空間を通じて、更なる人々の交流を促す場の創出が求められます。
- 2) 住吉神社や伏越樋（ふせこしひ）などの歴史的資源を活かした魅力ある都市空間の形成が求められます。

**地域の課題に関する
ワークショップにおける意見**

ワークショップにおいて「地域の改善課題」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「重点的に取り組むべき改善課題」として挙げられています。

◆ 重点的に取り組むべき改善課題

- ① バス通り、幹線道路の整備（都市計画道路対馬江大利線、交通対策：一方通行や電柱の地中化）
- ② 子どもが自由に遊べる公園・広場の確保や学校を活用し、緑を増やす必要がある
- ③ 南北幹線道路の整備（都市計画道路池田清水線）

4 地域目標

◆水とみどりに包まれた文化性の高いまちづくり

寝屋川市駅周辺は、多様な都市機能が充実しているとともに、寝屋川や寝屋川せせらぎ公園、友呂岐緑地などの自然空間が形成されており、また、地域交流センターや大学などをはじめとする教育・文化施設などが集積していることから、水とみどりによる自然空間を有する文化性の高いまちづくりを進め、魅力と活力にあふれた都市核の形成を目指します。

◆駅周辺地域における交通環境が充実したまちの形成

都市計画道路寝屋川駅前線の整備を推進するとともに、駅へのアクセス性の向上を図るなど、交通ネットワークの充実に努め、歩行者が安心して通行できる交通環境が整ったまちの形成を目指します。

また、都市計画道路対馬江大利線をはじめ、新たに整備される道路の沿道などにおいては、駅前にふさわしい都市機能の集約を図るとともに、主要幹線道路沿道における沿道サービス機能の充実に努め、駅周辺地域を中心として、交通利便性を活用した更なるまちの活性化を目指します。

◆定住性の高い居住空間の形成

利便性の高い駅周辺地域をはじめ、地域全体において形成されている住宅地の居住環境の維持・向上に努め、あわせて日常購買施設等の市民生活に必要な機能の充実に努め、老若男女問わず誰もが快適に暮らすことができる良好な住環境の形成を目指します。



ワークショップにおけるまちづくりの目標

ワークショップでは、中央部地域において重点的に取り組むことが必要なまちづくりの課題に対して、その取り組みを進めていくために必要な条件を検討し、以下のとおり取り組みの方向がまとめられました。

安全・安心に暮らすことができるまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- バス道「府道枚方交野寝屋川線（都市計画道路対馬江大利線）」を安心して通行できるみちにしよう！

緑豊かで子どもから大人まで自由に遊べる楽しいまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 公園や緑地を活かした緑豊かなまちをつくろう！

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針①

種 類	内 容
土 地 利 用	● 既存住宅地における定住性の確保を目指し、良好な住環境の維持保全や向上に努めます。 ● 国道170号や主要地方道枚方交野寝屋川線などの幹線道路沿道については、沿道サービス施設等の立地誘導に努めます。 ● 都市核(寝屋川市駅周辺)を取り巻く周辺地域については、日常生活に必要なサービス機能等が整った利便性の高い住宅地の形成に努めます。
市 街 地 整 備 等	● 寝屋川市駅周辺については、都市再生緊急整備地域の指定による地域整備方針に基づき、商業機能、居住機能に加えて情報系の大学と連携した教育・文化機能等の複合的な都市機能を集積するとともに、駅につながる都市計画道路寝屋川駅前線の整備を進めます。また、市街地整備も視野に入れながら、都市計画道路対馬江大利線の整備促進や地域コミュニティの形成を図るとともに、緑化重点地区における都市計画公園初本町公園の整備など、地域特性を活かしたまちづくりを進め、水と緑に包まれた文化性の高い、魅力と活力にあふれた拠点を目指し、本市の“中心核”としての形成を推進します。 ● 寝屋川市駅西側に広がる密集住宅地区(池田・大利地区)の改善を推進します。 ● 道路が狭あいな旧集落地区などについては、防災上必要な道路などの空間確保に努め、安全・安心な住環境の形成に努めます。
道 路・交 通 体 系	● 寝屋川市駅へつながるシンボルロードとして「都市計画道路寝屋川駅前線」の早期完成を目指します。 ● 駅につながる「都市計画道路対馬江大利線」の整備を促進します。 ● 密集住宅地区(池田・大利地区)における主要生活道路の整備を推進します。 ● 寝屋川市駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを進めるため、交通ネットワークの充実を図ります。

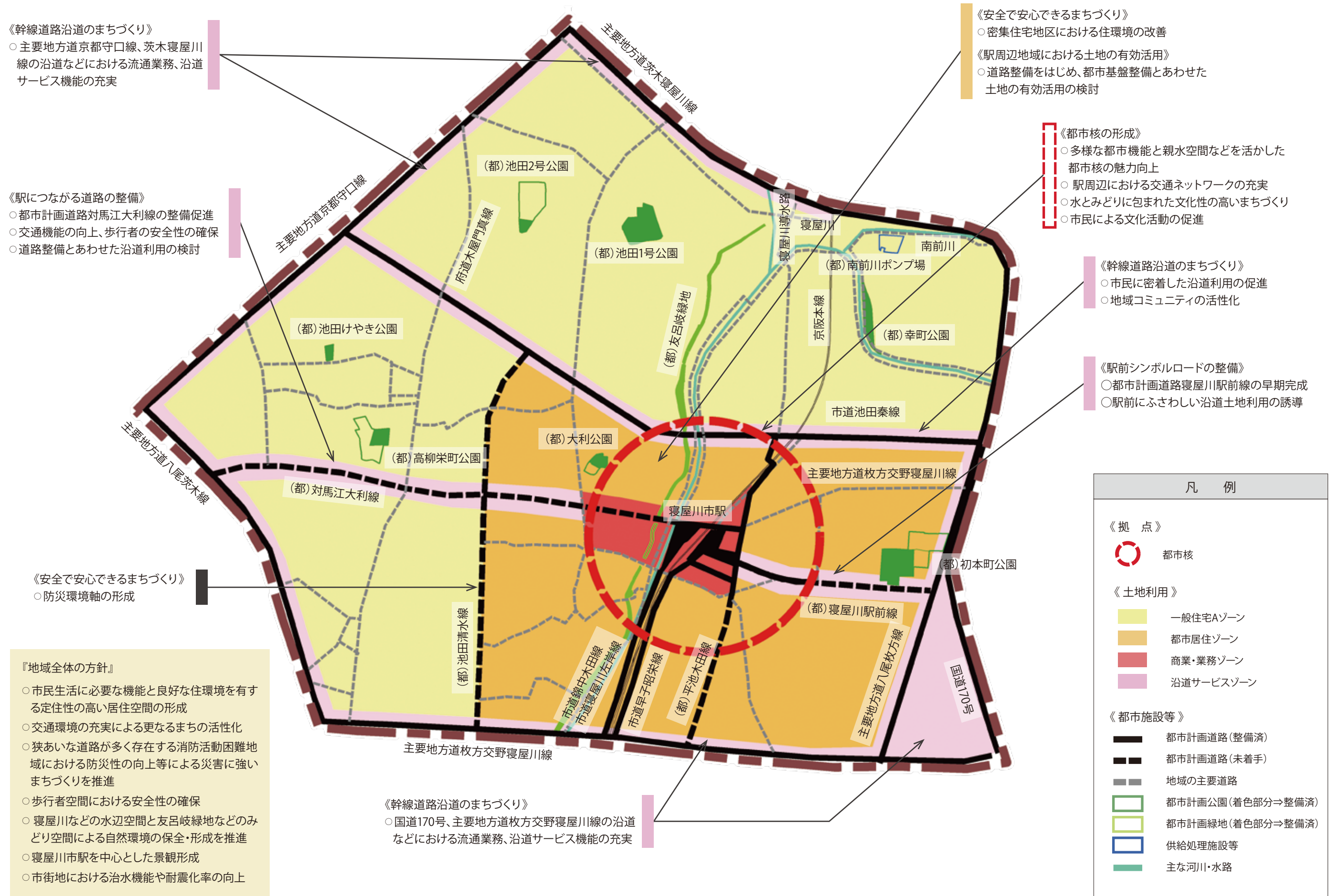


5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針②

種 類	内 容
そ の 他 都 市 施 設 整 備	● 緑化重点地区における都市計画公園初本町公園の整備を進めるとともに、主要地方道八尾茨木線の緑化、友呂岐緑地や寝屋川などの水辺空間を活かした、水と緑のネットワーク軸の形成に努めます。
安 全 で 安 心 で き る ま ち づ くり	● 歩行空間のバリアフリー化への取り組みとして、車いす使用者がすれ違えるように、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配等の改善に努めます。 ● 生活道路の整備に努めるなど、高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進を図ります。 ● 地域の防災環境を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図るなど、地域防災力の向上に努めます。 ● 市街地における治水機能や建築物の耐震化率の向上に努めます。
景観の形成 や自然環境 の 保 全 等	● 寝屋川市景観基本計画に基づき「景観重点ゾーン」に位置づけられた寝屋川市駅周辺などを中心に、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「景観重点地区」の指定に向けた取り組みを進めます。 ● 市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の保全活動を支援するとともに、自然環境や景観に配慮した貴重な水辺空間の整備と保全に努めます。



6 整備方針図



5. 東部地域

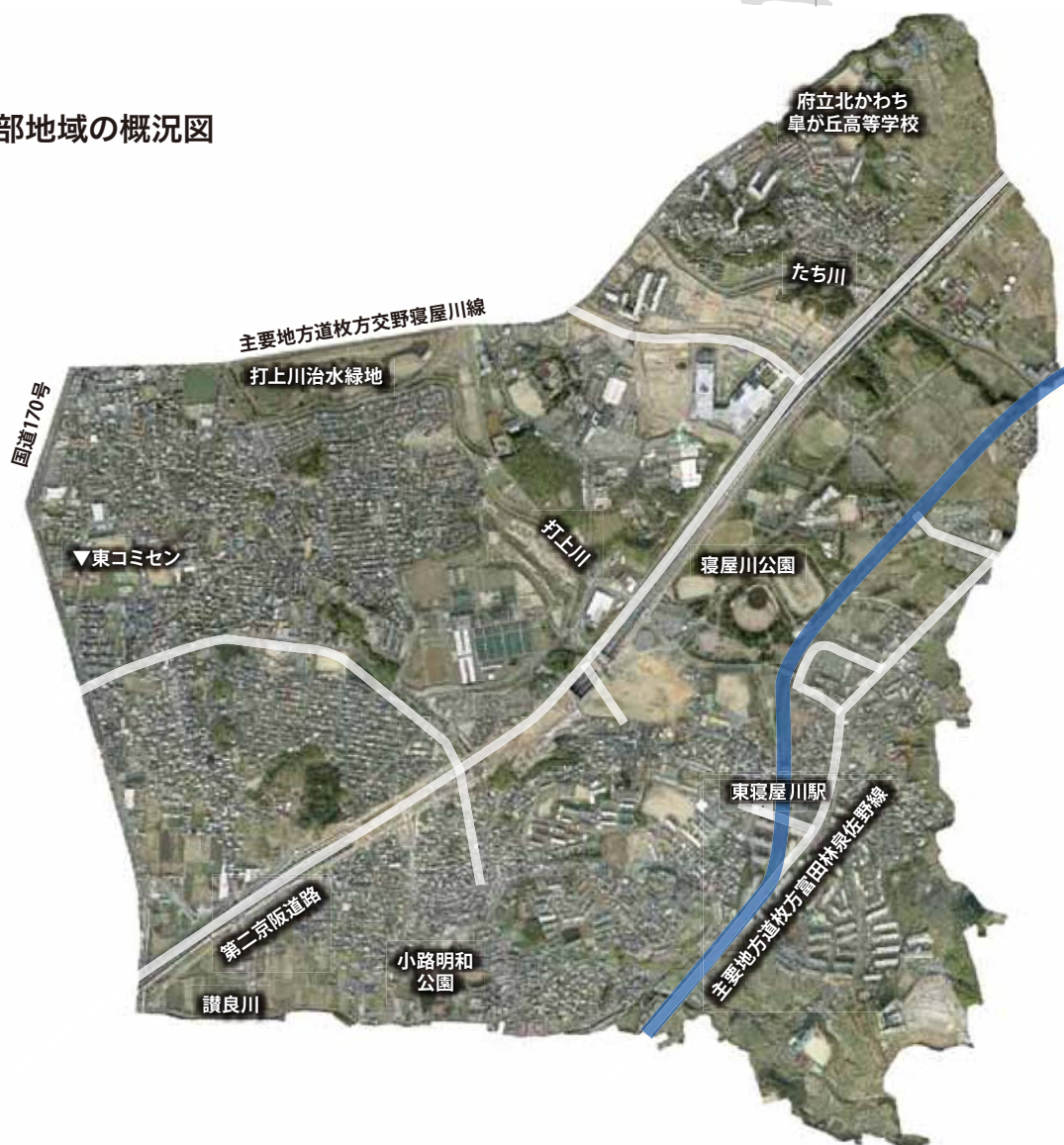
1 地域の概況

- ① 市域の東部に位置します。
- ② 本地域内の南東部をJR片町線(学研都市線)が縦貫し、その中心部に東寝屋川駅があります。
- ③ 本地域は、枚方市、交野市、四條畷市域界と国道170号、主要地方道枚方交野寝屋川線に囲まれています。
- ④ 本地域を主要地方道枚方富田林泉佐野線や第二京阪道路が通過し、寝屋川公園、打上川治水緑地などの公園・緑地が配置されています。
- ⑤ 本地域の面積は、約608haです。

■ 東部地域の位置



■ 東部地域の概況図

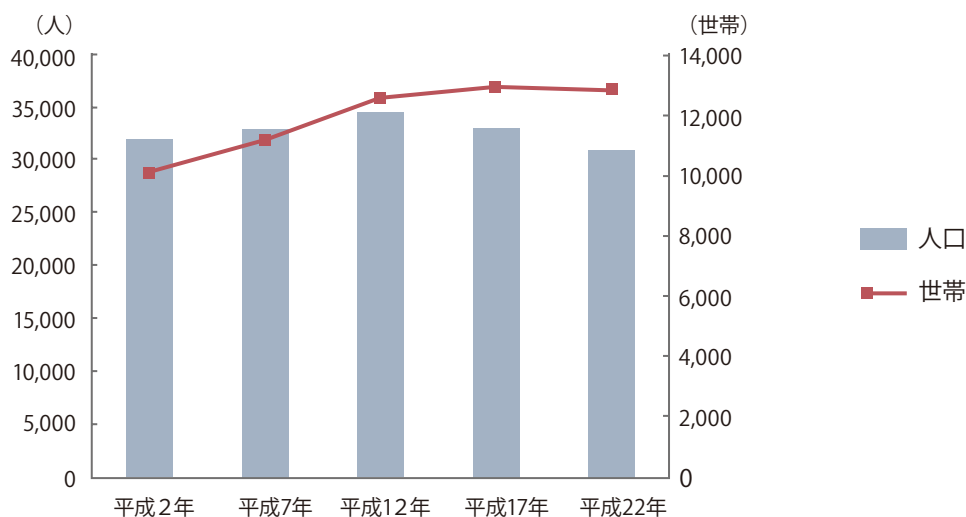


2 地域の現況と特性

(1)人口

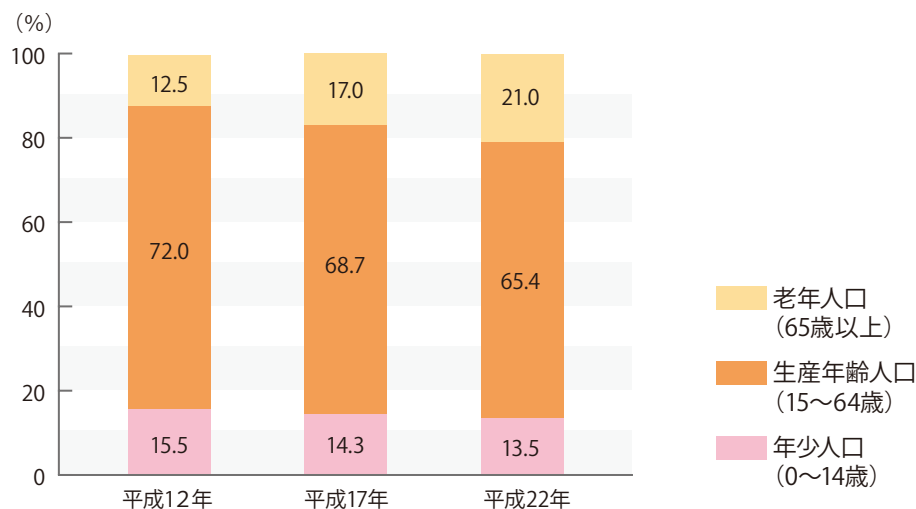
- 1) 東部地域における平成22年現在の人口は31,037人であり、市域全体の人口の約12.8%を占めています。
- 2) 平成2年以降の人口推移を見ると、平成12年までの各年では増加しているものの、これ以降は各年で減少が続いています。
- 3) 世帯数については、平成22年現在12,839世帯となっており、1世帯当たりの平均世帯人員は2.42人／世帯で、市域全体の2.28人／世帯を大きく上回っており、各地域の中でも1番高い値となっています。
- 4) 高齢化率については、平成22年現在約21.0%であり、市域全体の約22.2%より低い値となっています。

■ 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

■ 年齢3区分別人口

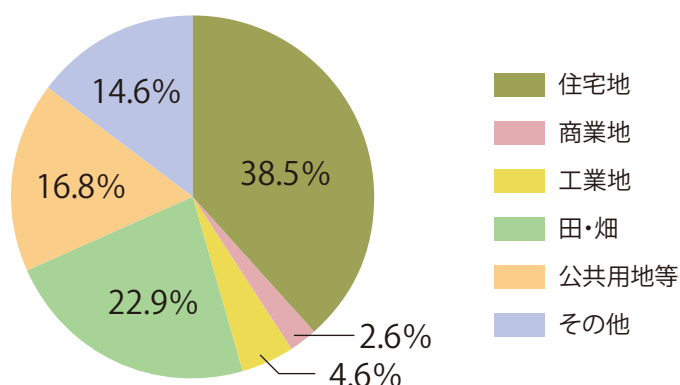


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

(2) 土地利用

- 1) 本地域の土地利用状況は、住宅地が約234ha(約38.5%)、商業地が約16ha(約2.6%)、工業地が約28ha(約4.6%)、田・畑が約139ha(約22.9%)、公共用地等が約102ha(約16.8%)、その他が約89ha(約14.6%)となっています。
- 2) 東寝屋川駅を中心に商業系土地利用が形成されており、その周辺部には、打上地区特定土地区画整理事業により良好なまちなみが形成されるとともに、中高層住宅や旧集落などが形成されています。
- 3) 本地域内の西部には、良好な住環境を有する住宅地が形成されており、地区計画制度を活用した良好な住環境の保全が図られています。
- 4) 寝屋南地区土地区画整理事業により、第二京阪道路の整備とあわせた新たなまちなみが形成されています。
- 5) 本地域内の南東部や第二京阪道路沿道において、比較的まとまりのある農地が広がっています。

■ 土地利用構成比



資料：都市計画基礎調査(平成18年)

(3) 都市基盤施設(道路・公園等)

- 1) 都市計画道路については、第二京阪道路、大阪外環状線、池田秦線、打上2号線、打上線、寝屋線、東寝屋川駅前線、梅が丘黒原線が整備(一部未整備を含む。)されています。
- 2) 都市計画公園については、熱田公園、まつのき公園、ふじのき公園、寝屋川公園、小路明和公園、太秦2号公園、寝屋公園が整備(一部未整備を含む。)されています。また、打上川治水緑地が整備されています。
- 3) 供給処理施設等については、寝屋川ごみ焼却場、北河内4市リサイクルプラザが整備されています。
- 4) 公共交通(バス)については、東寝屋川駅を起点に寝屋川市駅方面や忍ヶ丘駅、星田駅方面へのルートにおいて、路線バスが運行されています。

(4) その他公共施設等

- 1) 東コミュニティセンター、市民会館、東市民センター、いきいき文化センター、教育センターなど数多くの公共施設が立地しています。
- 2) 保育所・保育園(6箇所)、幼稚園(2園) 小学校(4校)、中学校(2校)、高等学校(1校)、支援学校(1校)があります。

(5) 水や緑、歴史文化

- 1) 東寝屋川駅に隣接している寝屋川公園をはじめ、市指定史跡の太秦高塚古墳、寝屋のまちなみの風景が「新寝屋川八景」に指定されています。
- 2) 本地域には、たち川、打上川、讃良川などが流れています。
- 3) 国指定史跡の高宮廃寺(たかみやはいじ)跡、府指定史跡の寝屋古墳、熱田神社等を結んだルート【高宮廃寺コース】や、市指定文化財の正法寺の梵鐘(しょうほうじのぼんしょう)、伝・寝屋長者屋敷跡(ねやちょうじゃやしきあと)、寝屋川等を結んだルート【鉢かづき姫伝説コース】、国指定史跡の石宝殿古墳(いしのほうでんこふん)、打上の弘法井戸等を結んだルート【石宝殿コース】を「ねやがわ文化と歴史のみち」として設定し、ふるさと「寝屋川」を実感することができるやすらぎと憩いの場が形成されています。



地域の現況と特性に関する ワークショップにおける意見

ワークショップにおいて「地域の良いところ(まちづくりの資源)」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「まちづくりにおいて特に大切にしたい資源」として挙げられています。

◆ まちづくりにおいて特に大切にしたい資源

- JRが便利。買い物が便利。医院・病院が多い。歴史資源が多い。

3 地域の課題**(1) 自然環境と調和した利便性の高い都市核の形成**

- 東寝屋川駅周辺については、日常サービス施設や中高層住宅などが集積するとともに、打上地区特定土地区画整理事業による農住共存のまちづくりが進められるなど、自然環境と調和した利便性の高い居住環境を有した都市核が形成されていることから、自然環境の保全とあわせ、更なる日常生活における利便性の向上を図るなど、都市核を中心とした地域の活性化が求められます。

(2) 第二京阪道路沿道におけるまちづくり

- 1) 都市計画道路東寝屋川駅前線や梅が丘黒原線などの整備促進により、第二京阪道路へのアクセス性の向上に努めるなど、広域連携軸を活用した都市核間の更なる連携強化が求められます。
- 2) 大規模集客施設や工業流通業務施設など、広域的な都市機能を有する土地利用の保全・誘導が求められます。
- 3) 第二京阪道路と国道170号の交差点周辺については、広域幹線道路の結節点としての交通利便性を活かした適切な土地利用の誘導が求められます。
- 4) 市街化調整区域における一団の農地等については、地区の立地特性や土地利用動向を踏まえた上で、土地所有者等によるまちづくりを促進するなど、将来における土地利用の検討が求められます。

(3) 地域特性を活かしたまちづくり

- 1) 都市計画道路東寝屋川駅前線の整備を促進するとともに、第二京阪道路の上部や旧水本村役場跡地などの公共用地をはじめする既存ストックの有効活用と市営住宅のあり方の検討を進め、また、旧集落地区における住環境の改善を図るなど、地域の特性を最大限に活かしたまちづくりが求められます。
- 2) ゆとりのある良好なまちなみが形成されている地域については、道路空間の確保や敷地の細分化を防止するなど、良好な住環境の維持・保全が求められます。
- 3) 戸建て住宅等により形成される既存住宅地の居住環境の維持・向上が求められます。
- 4) 旧主要地方道枚方富田林泉佐野線における交通機能や歩行者等の安全性の確保が求められます。
- 5) 近年多発する豪雨等に対応するため、水路や雨水排水管の適正な維持管理を行い、浸水被害防除に努めることが求められます。

(4) 緑豊かな自然や資源など特性を活かした自然環境の充実

- 1) 讃良川などの水辺空間と、寝屋川公園、打上川治水緑地などのみどり空間により形成される自然環境の保全や形成が必要です。
- 2) 国指定史跡の石宝殿古墳や高宮廃寺跡、府指定史跡の寝屋古墳、また、伝・寝屋長者屋敷跡などの数多くの文化財を活かすなど、魅力ある都市空間の形成が求められます。
- 3) 本地域内の南東部などについては、まとまりのある良好な農地により形成される自然環境の保全が求められます。

**地域の課題に関する
ワークショップにおける意見**

ワークショップにおいて「地域の改善課題」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「重点的に取り組むべき改善課題」として挙げられています。

◆ 重点的に取り組むべき改善課題

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 東西交通が悪い | ③ 災害時の備蓄が必要 |
| ② 駅前広場や駅を誰もが使いやすく！ | ④ 公園・緑の資源を活かしたい！ |

4 地域の目標

◆地域力を活かした特色あるまちづくり

東寝屋川駅周辺における利便性の高い居住環境の維持・向上とともに、駅周辺を含む地域が有する既存ストックの活用や、都市計画道路東寝屋川駅前線の整備促進、また、旧集落地区における住環境の改善を図るなど、地域一体のまちづくりに向けた取り組みを推進する中で、地域力を活かした特色あるまちなみの形成を目指します。

◆広域的な物流・交流による魅力と活力にあふれるまちづくり

第二京阪道路沿道としての立地条件を最大限に活用するとともに、地域におけるまちづくり活動を積極的にサポートするなど、沿線全体において広域的な物流や人々の交流を促すことができる土地利用の誘導に努めることにより、魅力と活力にあふれるまちづくりを目指します。

◆みどり豊かで歴史文化の漂うまちなみの形成

地域に存する様々な自然環境や歴史文化の保全・活用を図り、住宅地を中心としたまちなみと自然・歴史文化が融合した、みどり豊かで歴史文化の漂うまちなみの形成に努めることにより、市内外を問わずに様々な人々がこのまちを訪れ、自然や歴史文化との触れ合いなどを通じて、歩いて楽しいと実感することができるまちづくりを目指します。



ワークショップにおけるまちづくりの目標

ワークショップでは、東部地域において重点的に取り組むことが必要なまちづくりの課題に対して、その取り組みを進めていくために必要な条件を検討し、以下のとおり取り組みの方向がまとめられました。

市の東西地域の交流を促進する交通まちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 安心、便利に利用できる地域の玄関をつくり、地域間交流を深めよう！

自然環境・歴史資源を活かした楽しく、安心して暮らせるまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 地域が有する貴重な資源を守り、活用しよう！
- 災害に強いまちを創ろう！

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針①

種 類	内 容
土 地 利 用	1) 低層住宅地や旧集落地区などにより形成される既存住宅地における定住性の確保を目指し、良好な住環境の維持保全や向上に努めます。 2) 第二京阪道路や国道170号などの幹線道路沿道については、沿道サービス施設等の立地誘導に努めます。 3) 都市核（東寝屋川駅周辺）を取り巻く周辺地域については、日常生活に必要なサービス機能等が整った利便性の高い住宅地の形成に努めます。 4) 本地域内の南東部などに広がる市街化調整区域の農地等については、保全を前提とした上で、周辺環境や景観との調和を図りつつ、地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導に努めます。
市 街 地 整 備 等	1) 東寝屋川駅周辺については、駅につながる都市計画道路東寝屋川駅前線の整備を促進するとともに、地域特性を活かした市民との協働によるまちづくりを推進し、良好な景観や緑豊かな歴史文化性を備え、地域にふさわしい自然環境が充実した本市の“東核”としての形成を推進します。 2) 第二京阪道路と国道170号の交差点周辺については、「広域交流拠点」として、周辺都市間における交流を促すとともに、商業・業務施設などの立地誘導に努めます。 3) 第二京阪道路沿道については、広域幹線道路沿道としての立地ポテンシャルを活かし、都市活力を支える産業集積や都市景観の形成を図るとともに、既成市街地における住環境の維持・保全を図りつつ、都市的土地利用と農地などが調和した計画的な土地利用を誘導するため、地域が主体となったまちづくりを推進します。 4) 道路が狭い旧集落地区などについては、防災上必要な道路などの空間確保に努め、安全・安心な住環境の形成に努めます。
道 路・交 通 体 系	1) 東寝屋川駅につながる「都市計画道路東寝屋川駅前線」や、第二京阪道路へのアクセス道路である「都市計画道路寝屋線」、「都市計画道路梅が丘黒原線」の整備を促進します。 2) 東寝屋川駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを進めるため、交通ネットワークの充実を図ります。



5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針②

種 類	内 容
そ の 他 都 市 施 設 整 備	●レクリエーション拠点である寝屋川公園や打上川治水緑地を中心として、第二京阪道路の緑化やたち川などの水辺空間を活かした、水と緑のネットワーク軸の形成に努めます。
安 全 で 安 心 で き る ま ち づ くり	1) 歩行空間のバリアフリー化への取り組みとして、車いす使用者がすれ違えるように、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配等の改善に努めます。 2) 生活道路の整備に努めるなど、高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進を図ります。 3) 地域の防災環境を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図るなど、地域防災力の向上に努めます。 4) 市街地における治水機能や建築物の耐震化率の向上に努めます。
景観の形成 や自然環境 の 保 全 等	1) 寝屋川市景観基本計画に基づき「景観重点ゾーン」に位置づけられた東寝屋川駅周辺や寝屋南地区、生駒のやまなみなどを中心に、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「景観重点地区」の指定に向けた取り組みを進めます。 2) 市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の保全活動を支援するとともに、自然環境や景観に配慮した貴重な水辺空間の整備と保全に努めます。



6. 南部地域

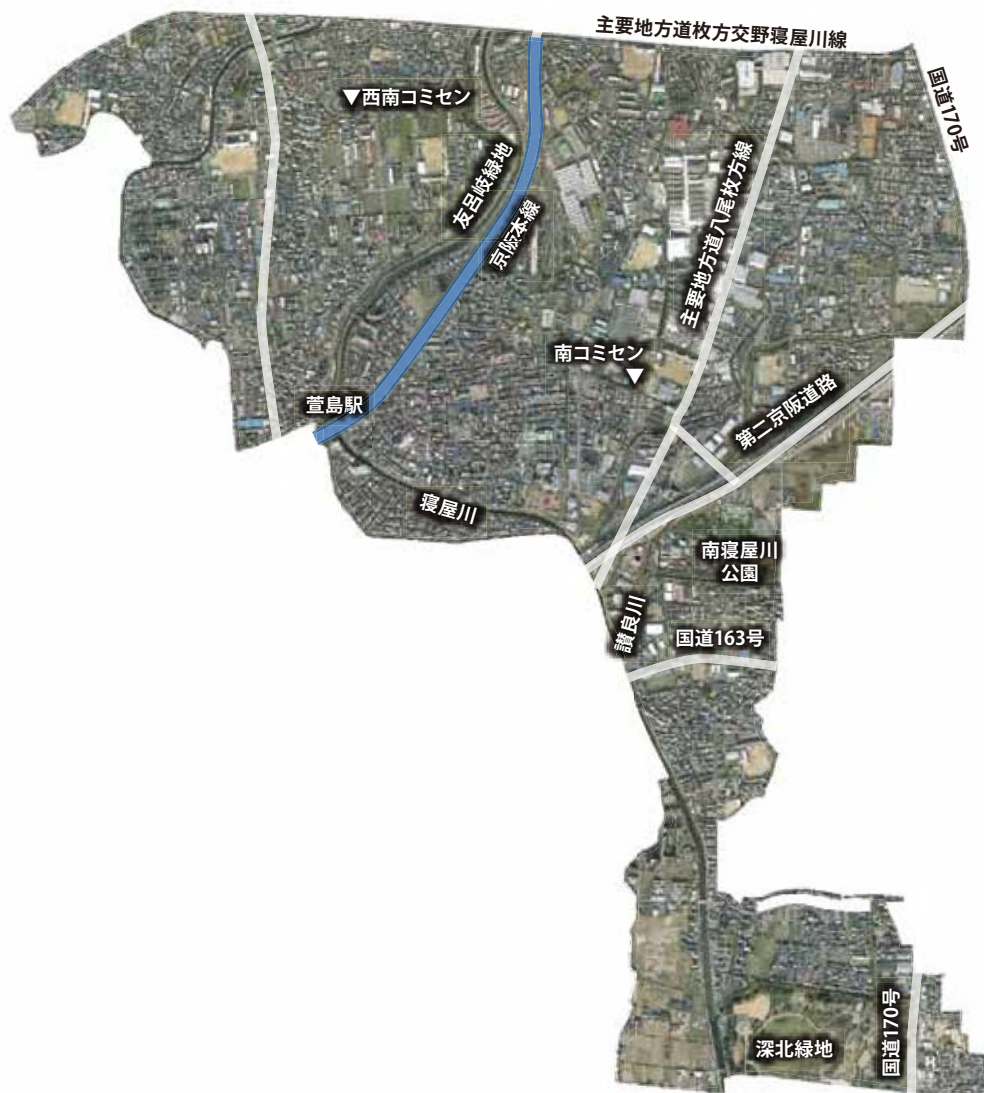
1 地域の概況

- ① 市域の南部に位置します。
- ② 本地域内の西部を南北に京阪本線が縦貫し、その南端に萱島駅があります。
- ③ 本地域は、守口市、門真市、大東市、四條畷市の各市域界と国道170号や主要地方道枚方交野寝屋川線などに囲まれています。
- ④ 本地域を主要地方道八尾枚方線や国道163号、第二京阪道路などが通過し、深北緑地や南寝屋川公園、友呂岐緑地などの公園・緑地が配置されています。
- ⑤ 本地域を寝屋川や讃良川が流れています。
- ⑥ 本地域の面積は、約494haです。

■ 南部地域の位置



■ 南部地域の概況図

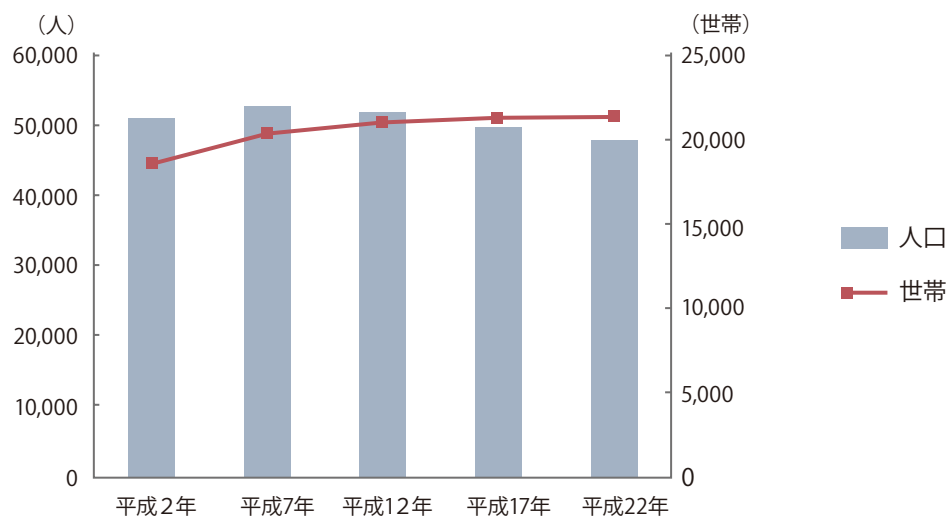


2 地域の現況と特性

(1)人口

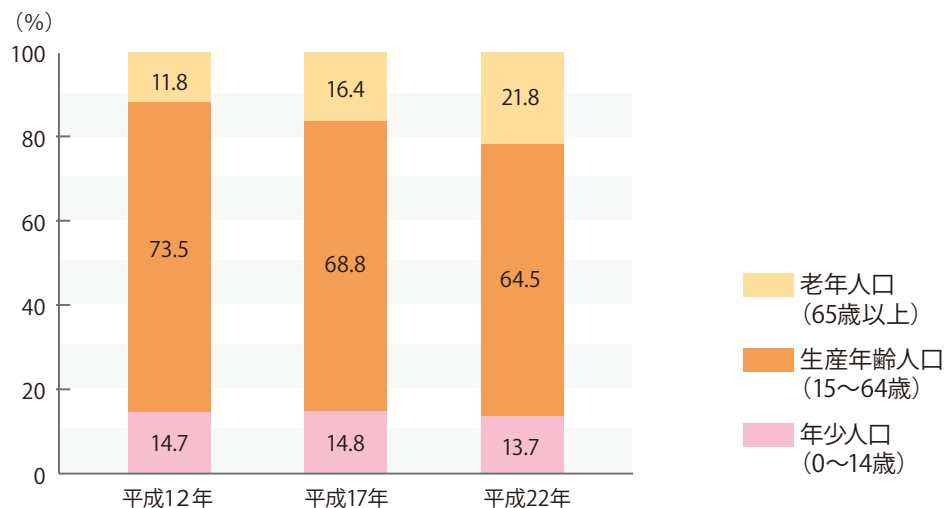
- 1) 南部地域における平成22年現在の人口は47,714人であり、市域全体の人口の約19.7%を占めています。
- 2) 人口の推移としては、平成2年から平成7年までは増加しているものの、これ以降は各年で減少が続いています。
- 3) 世帯数については、平成22年現在21,340世帯となっており、1世帯当たりの平均世帯人員は2.24人／世帯で、市域全体の2.28人／世帯を下回っています。
- 4) 高齢化率については、平成22年現在約21.8%であり、市域全体の約22.2%より低い値となっています。

■ 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

■ 年齢3区分別人口

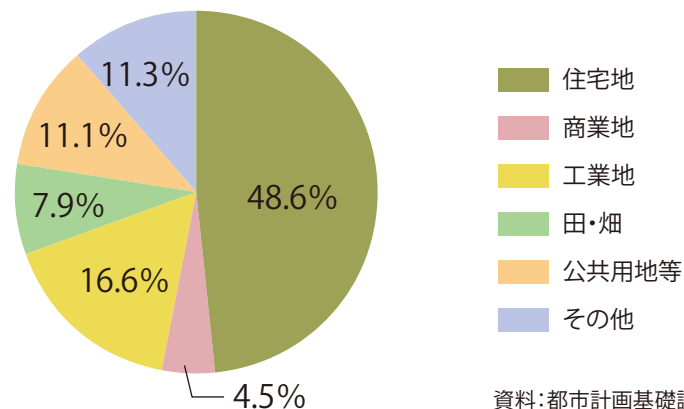


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票の人口

(2) 土地利用

- 1) 本地域の土地利用状況は、住宅地が約240ha（約48.6%）、商業地が約22ha（約4.5%）、工業地が約82ha（約16.6%）、田・畑が約39ha（約7.9%）、公共用地等が約55ha（約11.1%）、その他が約56ha（約11.3%）となっています。
- 2) 萱島駅を中心に既存商店街を主体とする商業系土地利用が形成されており、駅の東側では、木造賃貸住宅により形成されている密集住宅地区の改善が進められています。
- 3) 国道170号と主要地方道八尾枚方線に挟まれた地域などにおいて、住宅と工場等が混在した土地利用が形成されています。また、主要地方道八尾枚方線沿道において、大規模工場が立地しています。
- 4) 本地域内の中央部・南部には、旧集落が形成されています。
- 5) 第二京阪道路沿道や本地域内の南部において、比較的まとまりのある農地が広がっています。

■ 土地利用構成比



資料：都市計画基礎調査（平成18年）

(3) 都市基盤施設（道路・公園等）

- 1) 都市計画道路については、第二京阪道路、大阪外環状線、国道163号線、枚方八尾線、寝屋川駅木田線、木田線、萱島駅前線・同駅前広場、萱島堀溝線が整備（一部未整備を含む。）されています。
- 2) 都市計画公園については、南寝屋川公園、中木田公園、昭栄町公園、あじさい公園、さつき公園、堀溝公園、上神田公園が整備（一部未整備を含む。）されています。
- 3) 都市計画緑地については、深北緑地、友呂岐緑地が整備（一部未整備を含む。）されています。
- 4) 供給処理施設等については、寝屋川汚物処理場、太平ポンプ場、萱島ポンプ場が整備されています。
- 5) 公共交通（バス）については、地域内のバス交通の不便地域を解消するため、萱島駅を起点として、上神田・高柳・黒原方面へ巡廻するルートや下木田町・中木田町などを経て寝屋川市駅東口を結ぶルート、また、堀溝・河北方面へのルートにおける「タウンくる」が運行されています。

(4) その他公共施設等

- 1) 西南コミュニティセンター、南コミュニティセンター・同分館、萱島市民センター、堀溝サービス窓口、市民体育館、市民グラウンドなどがあります。
- 2) 保育所・保育園(9箇所)、幼稚園(2園)、小学校(6校)、中学校(3校)があります。

(5) 水や緑、歴史文化

- 1) 市内中心部に位置する友呂岐緑地と萱島駅のクスの木は「新寝屋川八景」に指定されています。
- 2) 本地域には、寝屋川、讃良川、岡部川が流れています。
- 3) 府指定天然記念物の神田天満宮のクスの木、萱島神社のクスの木、友呂岐緑地等を結んだルート【大楠コース】や、市指定文化財の大念寺(だいねんじ)の梵鐘、からくり樋、河北大神社(かわきただいじんじや)、讃良川、南寝屋川公園等を結んだルート【讃良川コース】を「ねやがわ文化と歴史のみち」として設定し、ふるさと「寝屋川」を実感することができるやすらぎと憩いの場が形成されています。
- 4) 本地域内の北部に存する京阪電車寝屋川車両基地において、「ワガヤネヤガワproject」の重点取り組みの一つとして「京阪電車寝屋川車両基地びわこ号復活プロジェクト」を推進しており、基地に保存されている「びわこ号」とあわせ、魅力的な地域資源として位置づけしています。



地域の現況と特性に関する ワークショップにおける意見

ワークショップにおいて「地域の良いところ(まちづくりの資源)」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「まちづくりにおいて特に大切にしたい資源」として挙げられています。

◆ まちづくりにおいて特に大切にしたい資源

- 1) 川がきれい(寝屋川)
- 2) 買い物などが便利
- 3) 緑が多い。神社が多い・お祭りが多い。

3 地域の課題**(1) 魅力と個性にあふれた利便性の高い都市核の形成**

- 1) 萱島駅周辺における既存商店街などを中心に、日常生活に必要な商業機能の充実を図るとともに、駅のクスの木をシンボルとした都市核の形成が求められます。
- 2) 都市計画道路萱島堀溝線や千里丘寝屋川線の整備を促進するなど、駅へのアクセス性の向上や交通ネットワークの充実が求められます。

(2) 交通利便性を活かした土地利用の誘導

- 広域幹線道路の結節点である第二京阪道路と国道170号の交差点周辺については、交通利便性を活かした適切な土地利用の誘導が求められます。

(3) 地域特性に応じた良好なまちなみの形成

- 1) 萱島駅東側に形成されている木造賃貸住宅が密集している地域については、住環境の改善が求められます。
- 2) 国道170号と主要地方道八尾枚方線に挟まれた地域などについては、戸建て住宅を主体とした住宅地と、大規模工場をはじめとする工業地が混在した土地利用が広範に渡って形成されていることから、住環境と操業環境の維持保全や向上が求められます。
- 3) 戸建住宅や中高層住宅により形成される既存住宅地については、居住環境の維持・向上が求められます。
- 4) 本地域内の南部については、旧集落地区での安全・安心な住環境の形成に努めるとともに、新たに設置された南コミュニティセンター（分館）を活用するなど、地域コミュニティの充実が求められます。

(4) 災害に強いまちづくりの推進

- 1) 狭い道路が多く存在する消防活動が困難な地域については、防災性の向上が求められます。
- 2) 近年多発する豪雨等に対応するため、水路や雨水排水管の適正な維持管理を行うとともに、雨水貯留施設の設置など更なる浸水被害防除の対策が求められます。
- 3) 歩行者空間における安全性の確保が求められます。

(5) 水と緑豊かな良好な自然環境の保全

- 1) 寝屋川などの水辺空間と、南寝屋川公園、深北緑地、友呂岐緑地などのみどり空間により形成される自然環境の保全や形成が求められます。
- 2) 府指定天然記念物の神田天満宮のクスの木や河北大神社などの歴史的資源を活かした魅力ある都市空間の形成が求められます。
- 3) 本地域内の南部については、まとまりのある良好な農地により形成される自然環境の保全が求められます。

**地域の課題に関する
ワークショップにおける意見**

ワークショップにおいて「地域の改善課題」としてまとめられた意見の中で、以下の項目が「重点的に取り組むべき改善課題」として挙げられています。

◆ 重点的に取り組むべき改善課題

- ① 子どもが住みやすい環境が必要（子どもの居場所、自由にあそべる公園）
- ② 道幅が狭い、生活道路の整備が必要
- ③ 緑が少ない。公共交通が不便。

4 地域の目標

◆駅周辺地域を中心とした魅力ある商店街の形成

駅周辺の商店街を中心として、顧客のニーズに応じた品揃えや接客サービスの提供、高齢者・障害者にやさしいまちづくりを推進することにより、歩いて楽しい魅力あるまちづくりを目指すとともに、地域コミュニティの活性化を図るなど、地域における防災力の向上を目指します。

◆広域交流拠点におけるまちのにぎわいづくり

第二京阪道路と国道170号による交通利便性を活かした広域的な商業・業務機能の集積を図ることにより、市内外からの人々の交流を促すなど、まちのにぎわいと活力の向上を目指します。

◆自然豊かで歴史文化などを活かしたおもむきのあるまちなみの形成

水辺やみどりなどの恵まれた自然環境の保全・形成を図り、自然の恵みややすらぎを実感できるまちづくりを目指します。

また、神田天満宮や萱島神社のクスノ木、大念寺の梵鐘、河北大神社等の歴史的資源を活かすなど、良好な景観を有するおもむきのあるまちなみの形成を図るとともに、『ワガヤネヤガワ project』の重点取り組みの一つとして「京阪電車寝屋川車両基地びわこ号復活プロジェクト」を推進するなど、本地域を含む市域全体におけるまちのイメージアップを目指します。



ワークショップにおけるまちづくりの目標

ワークショップでは、南部地域において重点的に取り組むことが必要なまちづくりの課題に対して、その取り組みを進めていくために必要な条件を検討し、以下のとおり取り組みの方向がまとめられました。

豊かな自然環境の中で、子どもが安心して楽しく、自由に遊べるまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 子どもが安心して自由に遊べる環境をつくろう！
- もっとコミュニティの活動を活発にしよう！

買い物や公共交通に便利なまちづくり

【まちづくりの取り組みの方向】

- 歩いたり、自転車で買い物が楽しめる魅力ある商店街づくりを支援しよう！

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針①

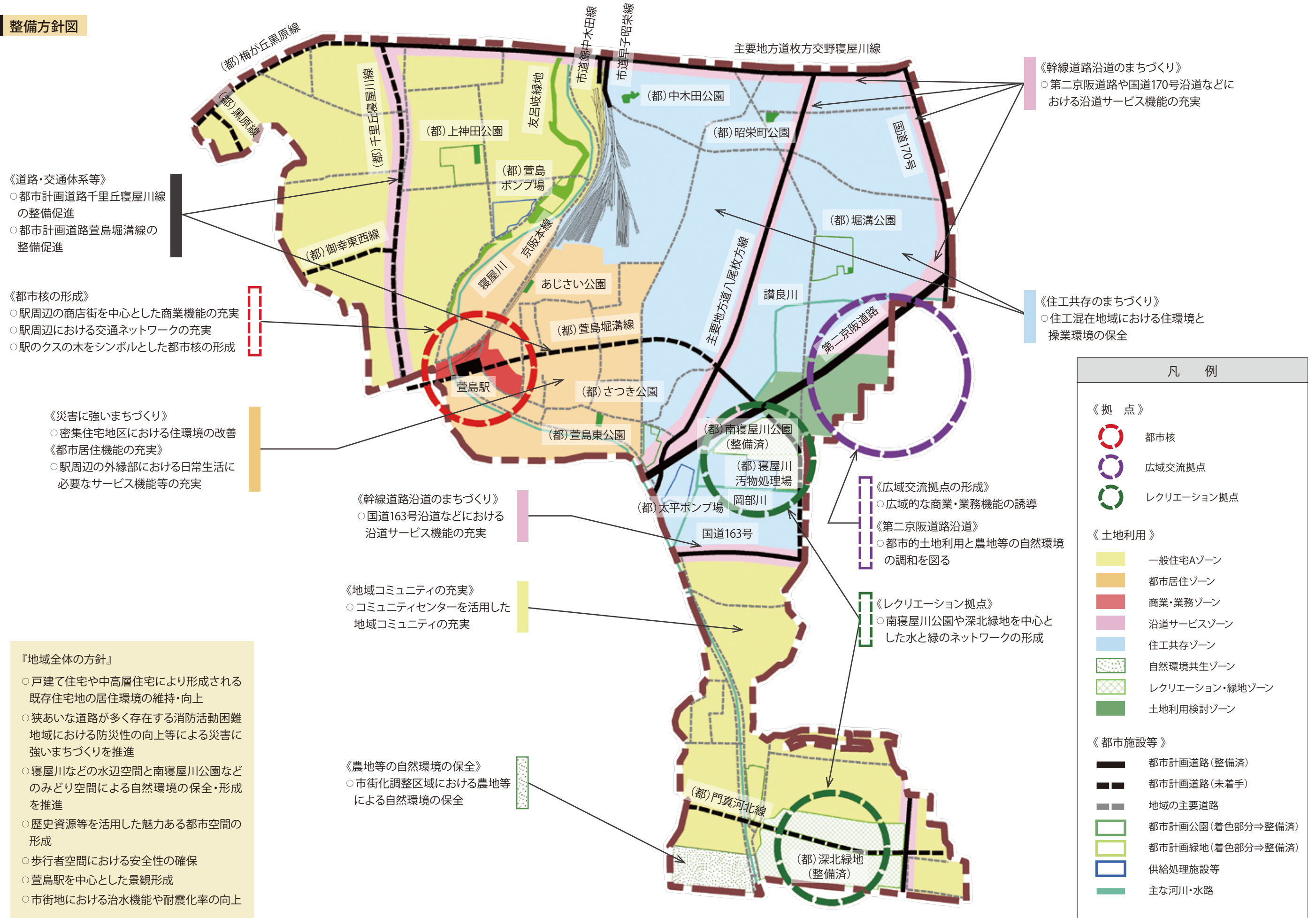
種 類	内 容
土 地 利 用	● 既存住宅地における定住性の確保を目指し、良好な住環境の維持保全や向上に努めます。 ● 第二京阪道路や国道170号などの幹線道路沿道については、沿道サービス施設等の立地誘導に努めます。 ● 都市核(萱島駅周辺)を取り巻く周辺地域については、日常生活に必要なサービス機能等が整った利便性の高い住宅地の形成に努めます。 ● 本地域内の南部に広がる市街化調整区域の農地等については、保全を前提とした上で、周辺環境や景観との調和を図りつつ、地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導に努めます。
市 街 地 整 備 等	● 萱島駅周辺については、寝屋川や駅構内のクスの木などのシンボルを活かした景観形成や、都市再生緊急整備地域の指定による地域整備方針に基づき、防災環境軸として位置づけられている都市計画道路萱島堀溝線の整備促進や、密集市街地における共同・協調建て替えや地区計画制度の活用など、住民等との協働により進められている萱島東地区におけるまちづくりを推進するなど、災害に強いまちを目指すとともに、生活圏の中心となる魅力と個性にあふれた本市の“南核”としての形成を推進します。 ● 第二京阪道路と国道170号の交差点周辺については、「広域交流拠点」として、周辺都市間における交流を促すとともに、商業・業務施設などの立地誘導に努めます。 ● 第二京阪道路沿道については、広域幹線道路沿道としての立地ポテンシャルを活かし、都市活力を支える産業集積や都市景観の形成を図るとともに、既成市街地における住環境の維持・保全を図りつつ、都市的土地利用と農地などが調和した計画的な土地利用を誘導するため、地域が主体となったまちづくりを推進します。 ● 萱島駅東側に広がる密集住宅地区(萱島東地区)の改善を推進するとともに、国道170号と主要地方道八尾枚方線に挟まれた地域における住工混在の改善に努めます。 ● 道路が狭あいな旧集落地区などについては、防災上必要な道路などの空間確保に努め、安全・安心な住環境の形成に努めます。
道 路・交 通 体 系	● 萱島駅につながる「都市計画道路萱島堀溝線」や、周辺都市間を繋ぐ「都市計画道路千里丘寝屋川線」の整備を促進します。 ● 密集住宅地区(萱島東地区)における主要生活道路の整備を推進します。 ● 萱島駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを進めるため、交通ネットワークの充実を図ります。

5 将来の都市空間形成に向けた都市計画分野の方針②

種 類	内 容
そ の 他 都 市 施 設 整 備	● レクリエーション拠点である南寝屋川公園や深北緑地を中心として、第二京阪道路の緑化や友呂岐緑地、または寝屋川などの水辺空間を活かした、水と緑のネットワーク軸の形成に努めます。
安 全 で 安 心 で き る ま ち づ くり	● 歩行空間のバリアフリー化への取り組みとして、車いす使用者がすれ違えるように、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配等の改善に努めます。 ● 生活道路の整備に努めるなど、高齢者・障害者にやさしいまちづくりを図ります。 ● 地域の防災環境を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図るなど、地域防災力の向上に努めます。 ● 市街地における治水機能や建築物の耐震化率の向上に努めます。
景 観 の 形 成 や 自 然 環 境 の 保 全 等	● 寝屋川市景観基本計画に基づき「景観重点ゾーン」に位置づけられた萱島駅周辺などを中心に、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「景観重点地区」の指定に向けた取り組みを進めます。 ● 市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の保全活動を支援するとともに、自然環境や景観に配慮した貴重な水辺空間の整備と保全に努めます。



6 整備方針図



【終】 新たなまちづくりに向けて

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川



新たなまちづくりに向けて…………… 104

1市民の参画・市民との協働によるまちづくりに向けて…………… 105

2まちづくり推進体制の充実…………… 106

3都市計画マスタープランの進捗管理と見直しについて…………… 106

新たなまちづくりに向けて

本市では、平成20年4月に施行した「みんなのまち基本条例」において、市民、議会及び行政が共有する自治の基本的な理念と原則を定め、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むという理念を明確にした上で、市民参画の推進を図り、ともにみんなが誇れる住みよいまちを目指し、市民との協働によるまちづくりを推進することとしています。

都市計画によるまちづくりにおいても、この理念を尊重し、市民の参画や市民との協働により推進していくことが重要です。

市民参画・市民との協働によるまちづくりを進めていくためには、都市計画を中心としたまちづくりに関する情報の共有をはじめ、行政として、地域におけるまちづくり活動を支援していくことができる仕組みづくりが求められます。

また、都市計画マスタープランに基づき、市民が主役のまちを形成していくためには、市民のまちづくりに対する意向を的確に把握するとともに、施策の進捗管理を行い、新たなまちづくりに反映させていくことが重要です。

これらのことから、都市計画マスタープランによる新たなまちづくりを進めていく上で、市として果たすべき役割について、以下のとおり整理します。



1 市民の参画・市民との協働によるまちづくりに向けて

(1) まちづくり情報の発信と双方向の情報交換

市のホームページや広報紙、パンフレットなどを通じて、都市計画マスタープランの周知を行うなど、今後のまちづくりに対する考え方について、市民と行政における情報の共有に努めます。

また、市民のまちづくりへの関心や意欲を高めるため、従来から行っている講演会や出前講座などを通じたまちづくりに関する情報の発信に加え、インターネットなどを活用した双方向からの情報交換が可能となる仕組みづくりに努めます。

(2) 市民活動の活性化への支援と場づくり

本市では、市立市民活動センターを拠点とした市民活動に対する支援や、公益的な事業とにぎわいを創出する事業を展開する市民団体等に対して「公益活動支援公募補助金」と「にぎわい創出公募補助金」を補助するなど、市民活動に対する支援を行っています。

また、市内の大学などを中心とした包括連携協定の実績を踏まえて、まちづくりをはじめとする様々な分野における連携・協働の強化や拡充を進め、学生たちの若々しい斬新な感性を生かすことができる場を創出することにより、地域の活性化や人材の育成に寄与する取り組みを進めています。

これらの市民活動への支援などを継続的に行い、地域の多様な活動団体などが協働して地域課題の解決に取り組む仕組みづくりや、地域づくりを効果的に支援するコーディネーター職員の育成を進めるなかで、あわせて地域におけるまちづくりに関する話し合いの場づくりに努めます。

(3) 地域のルールづくりにおけるまちづくり手法の活用

地域におけるまちづくりを推進するなかで、具体的に土地利用や建物に関する制限を行い、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを実現するためのルールづくりを行う手法として、地区計画や建築協定などがあります。

なお、これらの手法を活用するためには、地区内に居住する市民の方々が主体となり、自らのまちを自らの手によって守り、育てて行くため、まちづくりの方向性をはじめ、具体的な制限内容について継続的に話し合いを重ねることが重要です。

このような市民が主体のまちの形成に向けた取り組みに対して、出前講座などを通じ、市民による勉強会等の組織化や、ルールづくりに必要となる情報を提供するなど、市として積極的に支援していきます。

2 まちづくり推進体制の充実

都市計画マスタープランは、都市計画、防災、景観、自然環境など、各種のまちづくり分野を総合的・一体的に進めていくための指針となるものです。

そのため、各部門別計画や事業の推進においては、総合的なまちづくりを進めていく観点から、都市計画マスタープランに基づくまちづくりの方向性を十分に踏まえた上で、庁内関係部局との連携を深め、各部門別計画・事業を進めることができる体制づくりを進めます。

3 都市計画マスタープランの進捗管理と見直しについて

都市計画マスタープランによるまちづくりの評価を確認するため、「地域特性を活かした計画的なまちづくり」に対する市民意識を定期的に調査します。

また、市民意識調査による評価をはじめ、地域におけるまちづくり構想等の策定に係る取り組み状況や、各部門別計画・事業などの現状を把握するなど、都市計画マスタープランの進捗管理に努めます。

なお、社会経済情勢の変化等が生じた場合については、必要に応じて定期的な見直しを行います。



資料編

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川



- 1**寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会の概要 … 108
- 2**寝屋川市都市計画マスタープランワークショップの概要 … 112
- 3**前寝屋川市都市計画マスタープランの …………… 115
施策の体系と進捗の概況
- 4**用語解説 …………… 116

1 寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会の概要

◆寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する寝屋川市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定を適正かつ円滑に進めるため、寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランについて検討し、及び市長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、別表に掲げる職にある者のうち、都市計画マスタープランに関連する事務を担当する者となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は別表第15号に規定する委員となるものとし、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(説明等の要求)

第7条 委員会は、その所掌事項を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対して、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事項を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(策定部会)

第8条 都市計画マスタープランについて専門的な調査、検討等を行うため、委員会に寝屋川市都市計画マスタープラン策定部会(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

2 ワーキンググループは、構成員40人以内で組織する。

3 構成員は、委員会の委員が指名する者となるものとする。

4 ワーキンググループに部会長及び副部会長1人を置き、部会長は委員会の委員長が指名した者となるものとし、副部会長は部会長が構成員の中から指名した者となるものとする。

5 ワーキンググループは、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、ワーキンググループにおいて調査、検討等を行った内容について、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まち政策部都市計画室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、都市計画マスタープランの策定及び公表を行った日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

別表(第4条関係)

- (1) 経営企画部企画政策課における課長
- (2) 経営企画部情報化推進課における課長
- (3) 経営企画部広報広聴課における課長
- (4) 財務部財政課における課長
- (5) 財務部管財課における課長
- (6) 人・ふれあい部人権文化課における課長
- (7) 人・ふれあい部危機管理室における課長
- (8) 総務部総務課における課長
- (9) 市民生活部市民室市民課における課長
- (10) 市民生活部産業振興室における課長
- (11) 環境部ごみ減量推進課における課長
- (12) 環境部環境政策課における課長
- (13) 保健福祉部社会福祉課における課長
- (14) 保健福祉部こども室における課長
- (15) まち政策部都市計画室長
- (16) まち政策部都市再開発事業室における課長
- (17) まち政策部まちづくり指導課における課長
- (18) まち政策部住環境整備課における課長
- (19) まち政策部住宅整備課における課長
- (20) まち建設部道路交通課における課長
- (21) まち建設部道路建設課における課長
- (22) まち建設部公園緑地課における課長
- (23) 水道局下水道室における課長
- (24) 水道局水道総務課における課長
- (25) 農業委員会事務局長
- (26) 教育委員会事務局学校教育部教育総務課における課長
- (27) 教育委員会事務局学校教育部施設給食課における課長
- (28) 教育委員会事務局社会教育部社会教育課における課長
- (29) 教育委員会事務局社会教育部文化スポーツ振興課における課長
- (30) 教育委員会事務局社会教育部地域教育振興課における課長

◆寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会・策定部会の検討経過

[策定委員会]

	開催日・開催場所	内 容
第 1 回	平成21年11月20日(金) 議会棟4階第1委員会室	都市計画マスタープランの策定について 基礎調査の報告について
第 2 回	平成22年10月26日(火) 議会棟4階第1委員会室	次期都市計画マスタープラン策定に向けこれまでの経過報告(策定部会からの中間報告) 次期都市計画マスタープラン策定検討事項の検討
第 3 回	平成23年9月6日(火) 議会棟5階第2委員会室	次期都市計画マスタープラン計画骨子(案)・全体構想について
第 4 回	平成23年11月15日(火) 議会棟5階第2委員会室	次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・全体構想について確認 次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・地域別構想について

[策定部会]

	開催日・開催場所	内 容
第1回	平成22年3月18日(木) 本庁3階第1会議室	策定部会の進め方について ワークショップ方式による第五次総合計画「まちづくり大綱」から見た都市づくりの課題・方向について
第2回	平成22年8月11日(水) 本庁3階第1会議室	都市計画マスタープラン策定におけるこれまでの経過内容について報告 ワークショップ方式によるこの10年間に取り組むべき重要課題の抽出
第3回	平成22年9月3日(金) 職員会館3階会議室	第2回ワーキング会議の検討結果の報告 都市計画制度について ワークショップ方式による重要課題に対する10年間の都市計画・都市整備としての対応方向の検討
第4回	平成22年10月7日(木) 本庁3階第1会議室	第3回ワーキング会議の検討結果の報告 通常会議方式により都市計画・都市整備としての対応方向の検討
第5回	平成22年11月11日(木) 議会棟4階第1委員会室	第2回策定委員会会議結果の報告 第2回策定委員会での提示検討課題について各課からの検討結果報告と素案反映への検討
第6回	平成23年8月25日(木) 議会棟5階第2委員会室	次期都市計画マスタープラン計画骨子(案)・全体構想について
第7回	平成23年11月1日(火) 議会棟5階第2委員会室	次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・全体構想について確認 次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・地域別構想について

◆寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

部	室・課・局	委 員	
経営企画部	企画政策課	次長	荻野 裕嗣
	総合計画室（第2回まで）	課長	坂田 さゆり
	情報化推進課	課長	中川 平（第2回から第4回）
	広報広聴課	課長 課長	邑川 和之（第1回） 杉本 達也（第2回から第4回） 川口 浩（第1回）
財務部	財政課	次長 次長兼課長	田中 英年（第2回から第4回） 程岡 俊和（第1回）
	管財課	次長 次長	長 篤也（第2回から第4回） 阪本 孝行（第1回）
人・ふれあい部	人権文化課	次長 課長	西本 秀孝（第3回から第4回） 村山 和子（第1回から第2回）
	危機管理室	課長	谷口 卓也
総務部	総務課	課長 課長 課長	倉崎 友行（第4回） 三宅 章介（第2回から第3回） 田中 英年（第1回）
市民生活部	市民室	室長 課長	松原 徹（第2回から第4回） 寺田 和広（第1回）
	産業振興室	課長 室長兼課長	三木 徹男（第3回から第4回） 柴田 隆一（第1回から第2回）
環境部	ごみ減量推進課	次長 課長	辻 康明（第3回から第4回） 松村 泰則（第1回から第2回）
	環境政策課	課長 課長	高田 一徳（第3回から第4回） 高田 哲治（第1回から第2回）
保健福祉部	社会福祉課（第3回から第4回） 福祉政策課（第1回から第2回）	課長 次長兼課長	西岡 雅廣（第3回から第4回） 道上 敬一（第1回から第2回）
	こども室	室長 課長 課長	南 浩明（第3回から第4回） 青木 俊治（第2回） 稲留 京子（第1回）
まち政策部	都市計画室	室長 室長	谷口 信夫（第2回から第4回） 中山 一彦（第1回）
	都市再開発事業室	課長 課長	仲西 淳（第3回から第4回） 油利 壽文（第1回から第2回）
	まちづくり指導課	課長	橋本 一彦
	住環境整備課	次長	茂福 隆幸
	住宅整備課	課長 課長	岡本 智行（第2回から第4回） 木村 雅博（第1回）
まち建設部	道路交通課	課長	田伐 正人
	道路建設課	次長	大坪 信幸
	公園緑地課	次長 課長	北川 雅昭（第3回から第4回） 中村 彰男（第1回から第2回）
水道局	下水道室	課長 課長 課長	西岡 宏治（第3回から第4回） 八島 忠博（第2回） 北川 雅昭（第1回）
	水道総務課	次長 課長	黒木 紀至（第3回から第4回） 九條 勝広（第1回から第2回）
	農業委員会事務局	局長代理 局長 局長	野岸 嘉和（第3回から第4回） 近藤 輝治（第2回） 宮前 幸藏（第1回）
学校教育部	教育総務課	課長 次長兼課長	妹尾 直人（第3回から第4回） 岡本 和博（第1回から第2回）
	施設給食課	課長 課長	宮永 稔生（第3回から第4回） 廣田 幸博（第1回から第2回）
社会教育部	社会教育課	課長 次長兼課長 次長兼課長	蔵守 利彦（第3回から第4回） 川口 浩（第2回） 山口 正喜（第1回）
	文化スポーツ振興課	課長 課長	植木 角恵（第3回から第4回） 塩山 則之（第1回から第2回）
	地域教育振興課	課長	青木 俊治（第3回から第4回）
		課長	樋口 宗治（第1回から第2回）

※委員の所属・役職は、策定委員会参加当時のもの。

※策定部会の構成員については、上記関係課等の担当者（係長以下）が参加。

2 寝屋川市都市計画マスタープランワークショップの概要

◆寝屋川市都市計画マスタープランワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する寝屋川市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に当たり、市民(寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)に居住し、市内の事業所に勤務し、又は市内の学校に通学する者をいう。以下同じ。)の都市計画に関する意見を反映させるため、寝屋川市都市計画マスタープランワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワークショップは、都市計画マスタープランの策定に関し意見及び情報を交換する。

(組織)

第3条 ワークショップは、会員40人以内で組織する。

(会員)

第4条 会員は、次の各号に掲げる者になるものとする。

(1)公募による市民(委嘱を行う日において満18歳以上の者に限る。)のうち市長が委嘱するもの

(2)市政に関係する団体から推薦を受けた者のうち、市長が委嘱する者

2 会員の任期は、市長が委嘱を行った日から平成22年3月31日までとする。

(会長)

第5条 ワークショップに会長を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 会長は、ワークショップを代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 ワークショップの会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(ブロック地区会議)

第7条 ワークショップを、別図に定める6地域に区分し、それぞれの地域に関連する都市計画マスタープランの部分について協議し、及び検討する。

(報償)

第8条 会員に対しては、報償として、通常要すると認められる交通費等を考慮し、会議1日につき1,000円を支払う。

(資料の提出等の要求等)

第9条 ワークショップは、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 ワークショップは、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(情報の取扱い)

第10条 会員は、会員の職務上知り得た情報を、ワークショップの設置趣旨を踏まえ、適切に取り扱うものとする。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 ワークショップの庶務は、まち政策部都市計画室において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し必要な事項は、会長がワークショップに諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日をもってその効力を失う。

別図(第7条関係)



◆ワークショップ会員名簿

地 域 名	会 員 氏 名 (敬称省略／順位不同)
北 西 部	乾 栄嗣、北口 哲弘、近藤 幸男、中司 清、道畑 正岐、三野 政和
北 東 部	伊藤 英雄、植田 良二、勝山 博久、川口 令支、木下 元重
西 部	小宮山 恭子、佐藤 美恵子、澤村 吉郎、高木 孝文、中島 善彰
中 央 部	池田 隆司、植田 昌治、大村 武司、白井 茂、中谷 決、平田 一裕、吉川 昌子
東 部	田中 稔、田邊 良一、田伏 隆雄、田伏 宏、土井 伊佐雄、樋口 正吉、吉永 昭文
南 部	井上 光夫、古賀 裕子、下田 幾子、新宅 智子、藤本 勝、三浦 春雄、村下 靖晃

◆ワークショップの検討経過

	開 催 日・開 催 場 所	内 容
第1回	平成21年11月6日(金) 議会棟5階第2委員会室	オリエンテーション
第2回	平成21年11月11日(水)・13日(金) 市民会館2階第1会議室	日頃、地域で感じているまちの良いところや問題について
第3回	平成21年12月2日(水)・4日(金) 市民会館2階第1会議室	地域のまちづくりで活用すべき資源や改善すべき重点課題の整理について
第4回	平成22年1月20日(水)・22日(金) 市民会館4階研修室	地域のまちづくりで活用すべき資源の活かし方や重点課題に対し市民や地域でできることの提案について
第5回	平成22年2月17日(水)・19日(金) 市民会館4階研修室	地域ごとに目指す将来像やキャッチフレーズの提案について
第6回	平成22年3月25日(木) 議会棟4階第1委員会室	各地域のまちづくり検討結果の発表について

3 前寝屋川市都市計画マスタープランの施策の体系と進捗の概況

施策体系			施策の基本的な方向		施策展開の概況	
I. 寝屋川市の都市づくりの課題と将来都市像	3-2. 都市構造のフレーム	(1) 都市拠点及び都市軸形成の方針	都市拠点の形成	鉄道各駅周辺整備と都市機能の集積	寝屋川市駅及び香里園駅を中心に、鉄道各駅周辺の都市拠点形成に向けた整備を進めてきた。	
			都市軸の形成	主要な幹線道路沿道等への都市機能の誘導	第二京阪道路などの幹線道路沿道において、商業業務施設等の立地誘導を進めてきた。	
		(2) 交通体系整備の方針	道路網の整備	幹線道路網の充実	都市計画道路千里丘寝屋川線や梅が丘黒原線、第二京阪道路及びそのアクセス道路である萱島堀溝線、寝屋線など、本市の骨格を形成する幹線道路網や、鉄道へのアクセス道路である香里駅前線などの整備を進めてきた。	
			その他(公共交通等の充実)	鉄道の立体交差化と地下鉄の延伸促進	京阪本線連続立体交差事業が進むとともに、タウンくるや寝屋川市駅から茨木市方面へのルートなど、バス交通サービスの充実を図ってきた。	
II. 将来の都市構想	1. 土地利用の方針	(1) 土地利用の基本方針	住居系	西部地域における居住環境整備による都市型住宅地の形成と東部丘陵地における良好な住宅地の形成	密集住宅地区の改善が進むとともに、東部丘陵住宅地などにおいて、地区計画による住環境保全を図ってきた。	
			商業・業務系	鉄道各駅周辺及び幹線道路沿道等における商業業務機能の充実	市街地再開発事業等により、鉄道駅周辺における都市機能集積に向けた基盤整備を進めてきた。	
			工業・流通業務系	住工共存地区における共存環境整備と都市型産業の誘導、幹線道路沿道への流通業務機能の誘導	第二京阪道路沿道の寝屋南地区土地区画整理事業や、宇谷地区地区計画による工業流通業務施設の立地誘導に向けた取り組みを進めてきた。	
	2. 開発及び再開発の方針	既成市街地における整備方針		鉄道各駅周辺における都市核の形成と密集市街地の整備促進	市街地再開発事業等の推進とともに、密集住宅地区の改善を図ってきた。	
		進行市街地における整備方針		無秩序な市街地形成の防止	開発指導により、無秩序な市街地形成の防止を図ってきた。	
		新市街地における整備方針		面的に整備による良好な市街地形成と都市機能の誘導	寝屋南地区土地区画整理事業等による計画的な市街地形成を図ってきた。	
	3. 住宅・住環境の整備方針			老朽化した公営住宅への対応と密集市街地の再整備、東部丘陵住宅地の住環境の保全	府営住宅の建て替えが進むとともに、密集住宅地区の改善を図ってきた。	
	4. 都市施設の整備方針	4-1. 交通関連施設の整備方針	4-1-1. 公共交通の整備方針	鉄道の立体交差の促進とバスサービスの充実	(再掲)鉄道の連続立体交差事業が進むとともに、バス交通サービスの充実を図ってきた。	
			4-1-2. 道路網の整備方針	幹線道路の体系的整備と快適な歩行空間の形成	第二京阪道路をはじめとする本市の骨格を形成する幹線道路網の整備が進むとともに、交差点改良や歩道のバリアフリー化などを進めてきた。	
		4-2. 公園・緑地関連施設の整備方針	基幹公園における整備方針	親水性などに配慮した公園整備の推進	せせらぎ公園、からくろ親水公園、幸町公園等の親水公園が整備されるとともに、大利公園、初本町公園、田井西公園などの公園の整備を進めてきた。	
			その他の公園・緑地における整備方針	自然と調和した大規模公園などの整備促進と緑化の推進	寝屋川公園の整備が推進された。 (平成23年4月1日現在の整備率49%)	
			水と緑のアメニティ軸における整備方針	快適な水と緑のアメニティ軸の形成	市内の河川や水路の水辺を活用した親水空間の整備、また、淀川河川公園や打上川治水緑地などの利活用により、水と緑のアメニティ軸の形成を図ってきた。	
		4-3. 下水道及び河川関連施設の整備方針	4-3-1. 下水道の整備方針	寝屋川北部流域下水道と公共下水道の一体的整備の推進及び浸水対策の推進	下水道の人口普及率が68.9%(平成7年末)から99.7%(平成23年4月1日)とほぼ100%に達した。 また、平成18年2月には排水区を市街化調整区域に拡大した。	
			4-3-2. 河川の整備方針	浸水対策とともに、市民が親しめる水辺空間の整備推進	親水公園の整備が進むとともに、寝屋川湧水事業や、千里丘寝屋川線、校庭貯留、民間施設(緑風園)における地下遊水池の設置が進むなど、浸水対策の強化を図ってきた。	
		4-4. その他施設の整備方針	ごみ処理施設における整備方針	ごみの減量化の促進とともに、処理施設の更新等による適正なごみ処理の推進	現ゴミ焼却施設のダイオキシン対策を進めるとともに、北河内4市リサイクルプラザを設置した。	
			し尿処理施設における整備方針	既存施設の補修等による適正な処理の推進	公共下水道の普及に合わせて適正な処理を進めてきた。	
			義務教育施設における整備方針	校区規模の適正化、老朽校舎の改善、学校施設の緑化の推進	小学校の校区再編や、全校舎の耐震診断を終えるとともに、年次的に耐震改修を進めてきた。第7中学校体育館の建て替えを実施した。	
	5. 都市環境の整備方針	都市環境保全における整備方針		総合的な環境保全対策と良好な居住環境保全の推進	都市環境保全に向けた各種施策の充実と推進を図ってきた。	
		都市環境整備における整備方針		居住環境悪化地区における環境整備の推進	(再掲)密集住宅地区の改善が進むとともに、東部丘陵住宅地などにおいて、地区計画による住環境保全を図ってきた。	
		自然的環境保全・整備における整備方針		貴重な市街地内の自然等の保全	生産緑地地区の適切な管理を進めてきた。	
6. 都市景観の形成方針		骨格的な自然景観における整備方針		河川や山並みなどを活かした骨格となる自然景観の形成	「新寝屋川八景」を制定するなど、わがまち寝屋川の魅力を市内外へ発信する取り組みを進めてきた。	
	シンボリックな景観における整備方針		市民の集う都市拠点等におけるシンボリックな景観の形成	寝屋川市駅や香里園駅周辺の再生に伴うシンボリックな都市景観の形成を進めてきた。		
	道路軸景観における整備方針		道路沿道の良好な景観の形成	寝屋川市景観基本計画及び寝屋川市景観計画に基づき、第二京阪道路や国道170号、淀川沿いなどにおける景観形成を進めてきた。		
	地区景観における整備方針		良好なまちなみのある地区など景観保全や住工共存地区における緑あるまちなみの形成	仁和寺松下住宅地区や三井南町地区、成田西町香風台地区などにおいて、身近な地区での住環境の保全を目的とした地区計画を指定した。		
	その他の整備方針		歴史文化を継承するまちなみや自然景観等の保全・修景整備	文化と歴史のネットワークづくりを進めてきた。		
	7. 都市防災に関する方針	地区整備における整備方針		都市計画(防火準防火地域の指定)による誘導や居住環境整備などにより災害に強いまちづくりを推進	耐震性貯水槽など防災機能を備えた公園整備や、萱島校園町地内における防災街区整備事業など、密集住宅地区の改善を図ってきた。	
施設整備における整備方針		防火帯整備や河川堤防強化、避難路・避難地整備、治水緑地整備などによる災害に強いまちづくりの推進	淀川沿川におけるスーパー堤防事業の促進に努めるとともに、打上川治水緑地の整備など、災害に強いまちづくりを進めてきた。			

4 用語解説

用 語	意 味	最初の掲載ページ
◆ アクセス道路 あ行	大規模な都市施設、観光地等に連絡する道路。あるいは空港・鉄道駅・港・高速道路のインターチェンジ等へ結ぶ道路。	15
◆ アメニティ	都市計画や環境の整備、保全の目標となる快適な生活環境。単に危険、災害、公害などの防止だけでなく快適性や居住性を追求するもの。	17
◆ 一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。	36
◆ 雨水貯留施設	雨水が一時に下水道管や河川や水路に流出することを防ぐために設置された雨水を貯める施設。	35
◆ オープンスペース	都市の中の公園・広場、河川やため池など、建物が建てられていないゆりの空間。あるいは建物の周囲で自由に利用できる開放された空間。	68
◆ 幹線道路 か行	都市の骨格と地区の外郭を形成する道路。都市内の道路網を形成する基本的な道路。	13
◆ 環境基本計画	環境施策を行うための基本指針になる計画。	8
◆ 既成市街地	一般には、都市において、既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連担する地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。	29
◆ 協創	みんなで考え、みんなでつくる（協働しながら創造していく）という、「みんなのまち基本条例」の理念に基づいたまちづくりのあり方。	32
◆ 協働	市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動すること。	16
◆ 景観計画区域	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために策定した景観計画の計画区域。区域内では、景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。	36
◆ 景観重点地区	景観法に基づく景観計画の区域（本市では全域を指定）のうち、特に重点的に景観形成を図る地区。	36
◆ 景観基本計画	良好な景観形成の方針や取り組みを示すことにより、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、同じ目標を目指し、景観まちづくりを推進するための基本計画。	8
◆ 景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。	17
◆ 景観重点ゾーン	寝屋川市景観基本計画において、本市の骨格的な景観構造が構成される都市拠点と軸を位置づけたもの。	36

4 用語解説

用 語	意 味	最初の掲載ページ
◆ 建築協定	建築基準法に基づき、地域住民が自主的に協定を締結し、まちづくりのルールを定める制度。区域内の住民全員の合意により、住宅地や商店街等のより良い環境をつくるために、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等に関する基準を定めることができる。	105
◆ 高度利用	建築物の高層化を図り、生み出された空間を有効活用すること。	26
◆ 高齢社会	65歳以上の高齢者の人口に占める比率が14%を超える社会。比率が21%を超えると超高齢社会となる。(国連の報告書による定義)	17
◆ 公益活動支援 公募補助金	公益活動の促進を図るため、市民団体等が自主的・自発的に行う公益性のある事業に対して交付する補助金。	105
◆ 公的賃貸住宅	公営住宅(市営、府営)、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅のこと。	24
◆ コーディネート・ コーディネーター	コーディネートは、関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えること。また、そうした調整を行う人をコーディネーターという。	105
◆ コミュニティバランス	コミュニティ「地域社会」バランス「均衡」を合わせた造語。本計画では、各住宅地におけるコミュニティの維持を図るため、多様な年齢層が居住することを指す。	58
◆ 市街化区域 さ行	既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	15
◆ 市街化調整区域	市街化を優先的かつ計画的に図る市街化区域とは異なり、市街化を抑制する区域。区域内での宅地造成、建築用地の転用などは許可制度により厳しく制限される。	25
◆ 市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。	14
◆ 資源集団回収活動	自治会やPTA等地域の住民で組織される団体が各家庭の協力により、新聞・雑誌・古着等の資源化物を回収するリサイクル活動。	36
◆ 自主防災組織	「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の連携に基づき結成された防災組織で、災害発生時に、互いの身を守るために連携して防災活動を行う組織。	34
◆ 市民自治	市民が地域の課題などを自らが認識し、その課題に向けて自ら行動すること。	12
◆ 主要生活道路	密集住宅地区内において、消防車などの緊急車両の進入や地区内の通行を円滑にするための主要な道路。沿道の建物が建替えられる際に、幅員6.7mを基準として順次整備している。	15

4 用語解説

用 語	意 味	最初の掲載ページ
◆住宅セーフティ ネット	セーフティネットを直訳すれば、転落等を防止する安全網の意。民間の市場機能のみでは住宅を確保できない市民(住宅困窮者)に対し、柔軟かつ公平に適切な居住水準の住宅を確保するための社会的な仕組みを表す概念を示す。	57
◆住区基幹公園	居住者の安全、かつ健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される、主として歩いて行ける範囲の公園。	32
◆住宅マスタープラン	住宅政策の目標を明らかにするとともに、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策展開の方向を示した計画。	8
◆循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び循環的な利用が行われない資源については、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	17
◆親水公園	水質汚濁や護岸工事などで水辺から遠ざけられた都市住民のために、河川・湖沼・海浜などの地形を利用して、水と親しめるように造られた公園。河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたもの。	17
◆成熟社会	諸種の制度や施設が整備されて安定な状態にある社会。	9
◆生産緑地	生産緑地法に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する500m ² 以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画に定める地域地区。農地等として管理が義務付けられるが、指定から30年経過後または農業の従事者等が農業に従事することができなくなった際には市町村に買い取りの申し出をすることができる。	34
◆総合計画	た行 市のまちづくりの目標と方向性を定めた計画であり、又総合的かつ計画的な行政運営の指針として自治体の全ての計画の基本となる最上位計画の役割を担うもの。	8
◆増補幹線	既設の下水道で流すことができない雨水を処理するため、第2の下水道管として、大阪府が事業主体となって整備する下水道管。	32
◆タウンくる	バス交通の不便地域を解消するため、京阪バスの協力を得て運行している小型バス。	45
◆地域防災計画	市域(府域)における災害に対処し、市民(府民)の生命、身体及び財産を保護するため、本市及び大阪府が災害対策基本法に基づき策定している計画。 防災に関し、大阪府、寝屋川市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めている。	8
◆地下河川	道路などの地下空間を有効利用して設置する大規模な雨水排水管。	32

4 用語解説

用 語	意 味	最初の掲載ページ
◆地区計画	都市計画法に基づき、住民と市町村とが連携し、まちづくりを進めていく手法。良好な環境を整備・保全するため、地区の課題や特徴を踏まえ、住民や開発者との協議を経て、市が都市計画として決定する。市民の生活に身近な地区レベルの視点から、建築物の建て方や道路・公園の公共施設の配置等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制・誘導を行うことができる。	8
◆直送幹線	一級河川寝屋川および大阪湾のより一層の水質改善を目的として、新たに建設された「なわて水みらいセンター」に汚水のみを流すための下水道幹線。	32
◆低炭素社会	二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会。	14
◆出前講座	市民が知りたい・聞きたい・学びたい内容について、市の職員が出向いて話をし、市民の生涯学習に生かすとともに「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を築いていくことを目的として実施するもの。	105
◆都市施設 (道路・公園など)	都市計画によって定められた施設のこと。都市計画施設として指定されている区域では、容易に移転または除去できる建物は許可を得て建てることができる。	8
◆都市計画区域	都市計画法、その他の法令の規制を受ける土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。	9
◆都市計画区域 マスタープラン	都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、都市計画の基本的な方針などを定めるものであり、大阪府や市町村が定める都市計画や、市町村の都市計画マスタープランは、本マスタープランに即することとされている。	8
◆土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	8
◆なわて 水みらいセンター	^{な行} 汚水処理能力の増強を図るため、四條畷市に新設された大阪府の下水処理施設。	32
◆にぎわい創出 公募補助金	まちの活性化とにぎわいの創出を図るため、市民団体等が自主的・自発的に行うまちの活性化とにぎわいの創出に寄与する事業に対して交付する補助金。	105
◆寝屋川流域 総合治水対策	寝屋川流域の関係市と国・府が一体となり、河川、下水道、調節池の整備などを行う総合的な治水対策。	32
◆配水池	^{は行} 浄水場で作った水を一時的に貯め、市内各所に配水する施設で、市内に6箇所ある。	35
◆パブリック・コメント	市が基本的な政策を定めるとき、その趣旨を広く公表し、市民からの意見を募り、提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を公表し、市民の多様な意見を考慮して最終的な意思決定を行う手続。	8
◆地区計画	高齢者や障害者等の身体的特性に配慮して、社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。	8

4 用語解説

用 語	意 味	最初の掲載ページ
◆ ヒートアイランド現象	ヒートアイランド(heat island=熱の島)現象とは、都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測される気温に比べ、現実の都市の気温が高い状態」と言うこともできる。	25
◆ 文化と歴史のネットワークづくり事業	国の「ふるさと創生事業」をもとに、市内に点在する史跡・文化財をはじめ、公園・緑地・緑道・自転車道・文化施設などをルートで結んで、市民の方々に本市の文化と歴史を紹介し、ふるさと「寝屋川」を実感するとともに、やすらぎといこいの場を提供するため、平成2年度より進めている事業。	17
◆ 壁面緑化	ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などを目的に、建物の壁面に植物を這わせ、緑化すること。	36
◆ 包括連携協定	地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、学生の若い力をまちづくりにいかすなど、地域の活性化、人材の育成に寄与することを目的として、本市と学校法人等において締結する協定。	56
◆ 防火地域 (準防火地域)	建築物の材料や構造などを規制し、火災の延焼を防止するなど市街地の不燃化を目的として指定された地域。	15
◆ 防災街区整備事業	密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、従前の土地・建物を共同化による建築物の床へ権利変換することを基本としつつ、場合によっては、土地から土地への権利変換も可能とする柔軟な手法を用いて、老朽化した建築物を除去し、防災機能を備えた建築物および公共施設の整備を行う事業。	15
◆ 防災環境軸	特に大火の可能性の高い危険な市街地において、沿道市街地の不燃化、有効高度利用など沿道市街地の整備と一体的に都市計画道路の整備を促進し、避難路・延焼遮断帯として機能する緑豊かな空間を形成するとともに、密集市街地を大きく貫くオープンスペース機能を持つ連続した骨格軸として、未整備都市計画道路やこれに連なる沿道市街地の整備促進を目指して位置づけるもの。	28
◆ 防災協力農地登録制度	災害時に市民の安全と円滑な復旧活動に役立てる用地の確保を目的として、地震などの災害が発生したときに、食糧生産の場である田んぼや畑として利用されている農地を一時避難空間や復旧資材置場などとして利用できるように、農家の協力を得てあらかじめ登録していただく制度。	34
◆ まちづくり三法 ^{ま行}	「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地の活性化に関する法律」の3つの日本の法律を総称したもの。	9

4 用語解説

用 語	意 味	最初の掲載ページ
◆緑の基本計画	都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めることにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。	8
◆遊休農地 ^{や行}	農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由により、一定期間耕作されていない農地。	36
◆用途地域	都市計画法に基づく地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じた建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。	8
◆ライフサイクル ^{ら行} コスト	建物や構造物などを企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物等の全生涯に要する費用の総額。	18
◆ランドマーク	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。	57
◆流域調節池	寝屋川流域において、河川や下水道で流しきれない雨水を一時的に貯留し、周辺地域の浸水被害を軽減するための河川施設。	32
◆緑化重点地区	寝屋川市緑の基本計画において、協働による緑のまちづくりを目指して、都市の水辺、都市の森、風の道、水の道によるネットワークと市街地緑化の計画と整備を進めるにあたって、特にその効果が望める地区。	28
◆レクリエーション	仕事や勉強などの日常生活の疲れをいやすための休養や気晴らし、または娯楽。	18
◆連続立体交差事業	鉄道の一定区間を連続して高架化または地下化することにより、複数の踏切を除去し、踏切による交通渋滞や事故を解消する事業。 寝屋川市幸町から枚方市までの区間の京阪本線で計画されている。	14
◆ワークショップ ^{わ行}	仕事場や研究集会といった意味から、美術や演劇などで表現者や鑑賞者といった従来の枠組みを超えた参加者全員による共同作業。	8

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川

寝屋川市
都市計画
マスタープラン

発行日:平成24年3月

発 行:寝屋川市

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号

TEL(072)824-1181(代) FAX(072)825-2618

<http://www.city.neyagawa.osaka.jp>

この冊子は、400部作成し、一部あたりの印刷単価は、4,753円です。

寝屋川市 都市計画マスタープラン



安全で快適な生活環境を形成し、
ゆとり、にぎわい、うるおいある
都市空間づくり

寝屋川市 まち政策部 都市計画室

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
TEL(072)824-1181(代) FAX(072)825-2618
<http://www.city.neyagawa.osaka.jp>